



三重県公報

平成21年11月11日（水）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
監 査 委 員 公 表			
10	監査結果の公表	（ 監 査 委 員 ）	1
11	同件	（ 同 ）	95

監査委員公表

監査委員公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 21 年 3 月 19 日から同年 10 月 15 日までに実施しました監査について、同月 30 日に県議会議長、知事及び関係各種委員会等に提出した監査結果報告を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 21 年 11 月 11 日

三重県監査委員	植	田	十 志 夫
三重県監査委員	日	沖	正 信
三重県監査委員	前	野	和 美
三重県監査委員	田	中	正 孝

第1 監査の概要**1 監査の対象**

予算の執行、財産の管理等が適正に処理されているかを主眼とし、これに関連する事業の執行等を監査の対象としました。

2 監査の実施箇所及び実施年月日

平成 21 年度監査は、18 部局等を監査単位とし、部局長等に対して総括本監査を行いました。

また、総括本監査に先立ち、監査単位を構成する本庁各分野等及び地域機関の計 236 箇所について箇所別の監査を行いました。

監査実施箇所別の実施年月日等は、以下のとおりです。

〔監査実施箇所数〕

区 分	対象箇所数	委 員 監 査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
部 局 等	5 0	4 8	2	5 0	0
地域機関	1 8 6	9 9	8 7	1 1 2	7 4
計	2 3 6	1 4 7	8 9	1 6 2	7 4

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施しました。

- (1) 監査委員による実地監査は、監査対象箇所へ出向き、事務局職員の予備監査の結果も踏まえ、提出された監査資料に基づき、関係者から説明の聴取を行うなどにより実施しました。
- (2) 監査委員による書面監査は、在庁のまま、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、また、必要に応じ追加資料の提出を求めるなどにより実施しました。
- (3) 議会事務局の監査のうち政務調査費の監査において、日沖正信監査委員及び前野和美監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。
- (4) 監査委員事務局の監査において、植田十志夫監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。

4 監査の着眼点

監査は、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかを検証し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が最小の経費で最大の効果を上げているかなどにも留意しました。

また、平成 20 年度監査結果の意見に対する取組等の改善状況、包括外部監査の結果についてもあわせて確認しました。

第2 監査の結果及び意見**1 監査の結果**

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事業の執行等については、以下のとおり是正・改善を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局等ごとの監査の意見は次のとおりであるので、部局長等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

① 事業の執行に関し、是正・改善を求める意見数 (単位：件)

部局、各種委員会等に対する共通意見	部局、各種委員会等に対する個別意見
6	60

② 財務事務の執行に関し、是正・改善を求める意見数 (単位：件)

項 目	収入に関する事務	支出に関する事務	財産管理等に関する事務	手 当 の 認定事務	事務管理 体 制	その他の 監査項目	計
意 見 数	19	49	25	13	9	26	141

2 監査の意見

[共通意見]

(1) 収入未済

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、130 億 8,248 万円（対前年度比 105.6%）と前年度に比べ 6 億 9,540 万円増加している。他に、企業会計の収入未済額が 2 億 623 万円（同 105.9%）となっている。

県税の収入未済額は、70 億 1,616 万円（同 108.9%）で、特に市町において賦課徴収される個人県民税が、50 億 4,954 万円（同 122.0%）と前年度より 9 億 1,048 万円増加している。地方分権に伴い、税源移譲が行われたことから、市町の収納促進への支援に一層取り組むとともに、収入未済の収納促進に努められたい。

また、各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や悪質な者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。

あわせて、各部局等の債権回収に係るノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。

また、債権管理に係る督促状の送付時期や延滞金の事務処理などについて、統一された取扱いとなっていない例があるので、公平性の観点から、事務処理などの取扱いを統一されたい。

[一般会計、特別会計]

(単位：円)

部局等	区 分	現年度 〔平成20年度 発生分〕	過年度 〔平成19年度 以前発生分〕	計
政策部	土地使用料	900	—	900
	小 計	900	—	900
総務部	県税	2,853,309,764	4,162,851,792	7,016,161,556
	県税加算金	21,891,700	28,972,580	50,864,280
	小 計	2,875,201,464	4,191,824,372	7,067,025,836
生活・文化部	中小企業従業員住宅家賃下料	—	44,121,292	44,121,292
	文化会館等使用料	—	902,010	902,010
	津高等技術学校授業料	28,800	—	28,800
	その他	—	314,000	314,000
	小 計	28,800	45,337,302	45,366,102
健康福祉部	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入	42,946,744	339,571,837	382,518,581
	生活保護費返還金	6,472,435	62,881,052	69,353,487
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	605,000	58,435,428	59,040,428
	児童措置費負担金等	12,915,097	59,412,071	72,327,168
	児童扶養手当返還金	961,840	18,459,171	19,421,011
	その他	1,121,654	2,879,210	4,000,864
	小 計	65,022,770	541,638,769	606,661,539

部局等	区 分	現年度 〔平成20年度 発生分〕	過年度 〔平成19年度 以前発生分〕	計
環境森林部	産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用	212,309,618	1,299,761,651	1,512,071,269
	林業改善資金貸付金元利収入等	—	9,817,526	9,817,526
	その他	10,889	1,047,886	1,058,775
	小 計	212,320,507	1,310,627,063	1,522,947,570
農水商工部	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	123,810,732	3,151,402,668	3,275,213,400
	測量談合に係る弁償金	—	123,290,677	123,290,677
	農業改良資金償還金収入等	11,642,393	43,094,561	54,736,954
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入	2,220,000	25,152,894	27,372,894
	中央卸売市場使用料等	295,405	6,317,655	6,613,060
	県営サンアリーナ使用料	—	5,396,466	5,396,466
	その他	—	3,320,136	3,320,136
	小 計	137,968,530	3,357,975,057	3,495,943,587
県土整備部	測量談合に係る弁償金	—	171,882,245	171,882,245
	公営住宅使用料	4,077,343	23,859,131	27,936,474
	弁償金（公営住宅関係）	1,048,500	7,455,908	8,504,408
	道路・河川・海岸等使用料	1,100,053	5,105,278	6,205,331
	岸壁荷揚場その他使用料	1,208,085	58,404	1,266,489
	その他	2,339,324	5,230,945	7,570,269
	小 計	9,773,305	213,591,911	223,365,216
教育委員会	高等学校授業料	8,562,453	3,926,564	12,489,017
	高等学校等修学奨学金返還金等	20,057,439	31,558,331	51,615,770
	その他	11,972,883	723,596	12,696,479
	小 計	40,592,775	36,208,491	76,801,266
警察本部	放置駐車違反金	26,629,000	17,499,000	44,128,000
	弁償金（公用車）	—	247,800	247,800
	小 計	26,629,000	17,746,800	44,375,800
合 計		3,367,538,051	9,714,949,765	13,082,487,816
（参考） 平成19年度合計		3,185,308,075	9,201,774,443	12,387,082,518

[企業会計]

(単位：円)

部局等	区 分	平成20年度末 未収金
企業庁	工業用水道料金	380,100
病院事業庁	患者自己負担金	205,855,253
合 計		206,235,353
（参考） 平成19年度末未収金		194,704,356

(2) 業務委託契約

業務委託契約に関する事務については、例年、随意契約を中心に監査を行い、契約手続きの誤りなどについて指摘し、適切な事務処理の徹底を求めているところである。

平成21年度も、随意契約のうち特命随意契約368件、庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約など314件を抽出して監査を行ったところ、前年度と同様に、随意契約とする理由の記載が不十分なもの、予定価格が設定されていないものなど、改善を要する事務処理がそれぞれ143件、89件見受けられた。

引き続き、契約の競争性、公正性、透明性を損なうことのないよう、チェック機能を確保し、会計規則等に則った適切な事務処理に努められたい。

なお、県が締結する契約は一般競争入札によることが原則であり、随意契約による場合にはその根拠を明確にするとともに、随意契約による業務委託について、競争入札の可能性を引き続き検討されたい。

1 特命随意契約の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

(単位：件)

区 分	監査件数	随意契約 理由記載 不十分等	予定価格 未設定等	契約書の 記載事項 不十分等	個人情報 保護規定 不足等	履行確認 不十分等	その他	計
政策部	23	1					2	3 (3)
総務部	30	2	6		2	6		16 (12)
防災危機管理部	9				2			2 (2)
生活・文化部	41	1	8	5			2	16 (16)
健康福祉部	43	1	2	3		3	5	14 (13)
環境森林部	23	1		1	3	1		6 (4)
農水商工部	47	3	6	2	5	4	11	31 (20)
県土整備部	30					5	1	6 (5)
企業庁	9		1			1	2	4 (3)
病院事業庁	17	3	2	1	3	1	1	11 (8)
教育委員会	80	3	8	6	4	2	11	34 (19)
その他	16							—
合 計	368	15	33	18	19	23	35	143(105)

(注) 1 部局には関係地域機関を含む。

2 一件の委託契約で、複数項目について指摘したものもある。

3 計欄の()内は指摘した委託契約の実数である。

2 施設維持管理委託（清掃、設備保守点検等）、その他の委託の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

（単位：件）

区 分	監査件数	随意契約 理由記載 不十分等	予定価格 未設定等	契約書の 記載事項 不十分等	個人情報 保護規定 不足等	履行確認 不十分等	その他	計
政策部	7				2	3	1	6 (4)
総務部	34		1	2	1	4	8	16 (12)
防災危機管理部	4			1			1	2 (2)
生活・文化部	15					1		1 (1)
健康福祉部	24					3	6	9 (6)
環境森林部	5					1		1 (1)
農水商工部	20				1		3	4 (3)
県土整備部	6				1			1 (1)
教育委員会	131	1	13	6	3	2	13	38 (26)
警察本部	37			2			9	11 (11)
その他	31							—
合 計	314	1	14	11	8	14	41	89 (67)

（注）上記1「特命随意契約の監査結果」に同じ。

（参考）業務委託契約に係る契約方法別実績（実地監査対象箇所の集計）

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
委託契約	件数（件）	4,475	4,220	4,235
	金額 A（百万円）	16,254	15,333	16,100
随意契約	件数（件）	3,875	3,336	3,220
	金額 B（百万円）	11,212	10,604	10,760
	比率 B/A（％）	69.0％	69.2％	66.8％
特命随意契約	件数（件）	2,632	2,618	2,625
	金額 C（百万円）	8,646	7,253	7,609
	比率 C/A（％）	53.2％	47.3％	47.3％

※ 「業務委託」とは、県がその権限に属する事業又は業務について、他の機関や一般人に依頼して行わせるものであり、調査研究委託、情報システムの開発・保守管理委託、施設の保守管理委託、イベントの開催委託などがある。

（ただし、ここでは緊急入所委託などの扶助費的な委託や、測量、設計、土質・地質調査、小規模修繕、除草業務委託等の工事費的な委託は除いている。）

※ 「随意契約」とは、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結することである。随意契約をすることができる場合は、金額が少額である場合など、地方自治法施行令第167条の2、三重県会計規則第73条などに規定されている。

※ 「特命随意契約」とは、随意契約のうち特殊な技術を要求する場合など、業務内容の理由等により特定の相手方を一者選定して締結する契約をいう。

(3) 公共工事等

平成20年度に契約した公共工事の件数は1,789件、測量調査設計の件数は1,354件となっている。

平成21年度の工事監査は、事務手続きや継続的に確認を行っている契約変更の手続きなどを中心に61件について監査を実施したところ、当初設計の精査不十分などに関するものが5件、事務手続きの不備に関するものが15件、契約変更手続きの不備に関するものが10件、その他の不備に関するものが7件など、改善を要するものが37件（前年度21件）見受けられた。

また、新たに測量設計業務委託について、工事監査と同様の視点で46件監査を実施したところ、当初設計の精査不十分などに関するものが3件、事務手続きの不備に関するものが2件、契約変更手続きの不備に関するものが4件など、改善を要するものが9件見受けられた。

今後、適切な事務処理の徹底を行うとともにチェック体制の強化、定期的な点検を行うなど改善を図られたい。

公共工事の事務処理については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく公共事業の情報の公表について、一部契約内容に関する公表が行われなかったことや、同法の趣旨に基づき制定した「一括下請負に関する点検マニュアル」による点検事務が適正に行われなかったこと、工事における受注者の資格審査が不十分だったことにより多数の職員が処分を受けている。

今後、こうした事案が二度と起きないよう職員研修などの充実を図り、職員の育成強化に取り組まれたい。

※ 「公共工事」には、環境森林部、農水商工部、県土整備部（営繕室を除く）、企業庁が実施した工事を集計している。

〔改善を要する公共工事の事務処理の件数〕

(単位：件)

	監査 件数	当初設計に 関するもの	事務手続きに 関するもの	変更手続きに 関するもの	その他	計
平成20年度	61	5	15	10	7	37 (26)
(参考) 平成19年度	73	4	5	4	8	21 (16)

(注) 一件の工事で複数項目を指摘したものもある。計欄の()内は指摘した工事の契約の実数。

〔改善を要する測量設計業務委託の事務処理の件数〕

(単位：件)

	監査 件数	当初設計に 関するもの	事務手続きに 関するもの	変更手続きに 関するもの	その他	計
平成20年度	46	3	2	4	—	9 (8)

(注) 一件の測量設計業務委託で複数項目を指摘したものもある。

計欄の()内は指摘した測量設計業務委託の契約の実数。

なお、公共工事（県単公共工事）の増額変更の割合は、平成20年度は55.7%と19年度の53.2%に比べ2.5ポイント増加した。増減なしは19年度に比べて増加、減額変更は19年度に比べて減少している。

また、増額変更の割合別件数については、0～10%未満が68.5%、10～20%未満が19.4%、20～30%未満が9.1%、30%以上が3.0%となっている。

今後も引き続き、現場精査などを十分行い、当初設計の精度向上に取り組まれない。

〔公共工事（県単公共工事）の変更契約の状況〕

県単公共工事	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
増額変更	618	63.8	487	53.2	558	55.7
増減なし	154	15.9	168	18.4	238	23.8
減額変更	197	20.3	260	28.4	205	20.5
合 計	969	—	915	—	1,001	—

〔県単公共工事の増額変更の割合別件数〕

県単公共工事	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
0～10%未満	351	56.8	306	62.8	382	68.5
10～20%未満	155	25.1	114	23.4	108	19.4
20～30%未満	85	13.7	49	10.1	51	9.1
30%以上	27	4.4	18	3.7	17	3.0
合 計	618	—	487	—	558	—

（４）旅費

平成20年度の県外へ出張した旅費を中心に586件（海外出張6件を含む）を抽出し、旅行命令、精算手続き、復命書の有無などについて監査を実施した。

586件の主な出張目的別内訳は、会議77件、視察80件、研修199件、大会142件、連絡調整9件、その他79件であった。

このうち、旅行命令簿に必要項目が記載されていないなど旅行命令時の手続きに関するものが11件、航空運賃の支払額が確認できる書類が旅費請求書に添付されていないものや、過払いなど精算手続きに関するものが43件、復命書の内容が項目だけとなっているものなど復命書に関するものが42件など、改善を要するものが96件（前年度62件）見受けられた。

旅費の執行にあたっては、各種規定に基づいた事務処理を行い、会計事務のチェック体制を一層強化し、適正な支出を図るとともに、必要性や業務に反映されているかなど、常に検証されたい。

〔旅費の監査結果〕

(単位：件)

区 分	監査 件数	旅行命令時の 手続きに関するもの	精算手続きに 関するもの	復命書に関するもの	計
本庁部局等	226	3	6	5	14 (14)
地域機関	360	8	37	37	82 (71)
合 計	586	11	43	42	96 (85)
(参考) 平成 19 年度	476	16	29	17	62 (53)

(注) 一件の出張で複数項目を指摘したものもある。計欄の () 内は指摘した出張の実数。

(5) 扶養手当等の認定事務等

扶養手当などの支給に関する事務については、例年、手当の認定や事後確認に係る事務処理誤りなどについて指摘し、適切な事務処理の徹底を求めているところであるが、本年度の監査においても同様に、認定事務や事後確認の不備などが見受けられ、支給額の算定誤りなどにより相当期間にわたる手当の戻入が必要な例もあった。

また、20 年度については、事後確認の際に虚偽の報告を行うなど複数年にわたって手当を不正受給していた例も発覚した。

手当の支給に関する事務については、手当の認定及び事後確認時に提出書類の内容を複数職員により確認するなど、チェック機能の強化に向けて取り組むとともに、関係規定などに基づく適切な事務処理をより一層徹底されたい。

(6) 事務管理体制の強化と徹底

平成 20 年 12 月に平成 19 年度の国庫補助事業の事務費に係る全庁的な自己点検の結果が公表され、物品等の翌年度納入や旅費の補助目的外使用などの不適切な経理処理が発生していたことを受け、年度末の物品等の購入や国庫補助事業に係る旅費の執行について抽出して確認したところ、平成 20 年度については、不適切な事例は見受けられなかった。

しかしながら、支出事務について、旅費や手当の過払い、支払先の誤りや二重払いなどの不適切な事務処理があり、収入事務については、高等学校授業料の減免の際の減額調定もれや口座振替依頼の誤りによる歳入戻出、河川占用許可等に係る使用料の調定を約 2 ヶ月遡って処理しているなどの不適切な事務処理が見受けられた。

平成 22 年度から開始予定となっている「総務事務集中化」を控えているなか、内部統制の整備、チェック体制の確保に努めるだけでなく、会計規則等関係法規に基づき適切に処理するよう、各職員に法令遵守の徹底を図られたい。

政策部

1 事業の執行に関する意見

(地籍調査の促進)

- (1) 本県の地籍調査実施率は平成 20 年度末 7.74%で、全国平均約 48%よりも著しく低い。地籍調査は多大な経費と市町の人的負担を伴うため、急速な進展は望めない状況にあるが、調査の進展により民間の土地取引や相続時の分筆登記等の円滑化、公共事業の推進などが期待できる。県の施策の副指標である「地籍調査の実施市町数」は、20 年度目標値 20 市町に対し、実績値 18 市町で目標を達成していないので、休止、未着手市町の解消に努めるとともに、様々な手法により市町への支援を行うなど目標達成に向け地籍調査の促進を図られたい。(政策企画分野)

(水力発電事業の民間譲渡)

- (2) 水力発電事業の民間譲渡については、平成 21 年 3 月に締結された「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」において、地域貢献への取組や、用地及び設備等の課題解決が譲渡の条件となっているため、関係部局と連携し、譲渡交渉先や関係機関との協議を引き続き進め、課題の着実な解決に取り組まれたい。(政策企画分野)

(緊急雇用・経済対策)

- (3) 県では、「三重県緊急経済対策会議」や官民一体となった「三重県経済危機対策会議」を設置し、雇用対策、経済対策、生活対策を柱に取組を進めているところである。
今後も、県政の最優先課題として、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、迅速かつ総合的に進められたい。(政策企画分野)

(東紀州対策局の調整機能)

- (4) 東紀州対策局は、東紀州地域の自立に向けた取組の支援と県が実施する活性化対策を推進するため、平成 18 年度に設置され、熊野古道の活用など活性化事業を実施するほか部局横断的な総合調整等を行っている。
引き続き調整機能を発揮し、県事業を効果的、効率的に実施するとともに、市町及び東紀州観光まちづくり公社等との役割分担を明確にするなど、それぞれの実施事業等が連携するように努め、一層の地域活性化に向け取り組まれたい。(東紀州対策局)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

土地使用料の収入未済額が平成 20 年度末現在 900 円ある。今後、チェック機能を高め、発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度	平成 19 年度
東紀州対策局	土地使用料	現年度 900 円	—
合 計		現年度 900 円	—

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託	(1)【宮川流域案内人等支援事業】 再委託に係る承認手続きなし	地域支援分野
	(2)【住民基本台帳ネットワークシステムの県サーバ等運用管理支援業務委託】 再委託業務の範囲や作業量等が不明確	
	(3)【東紀州プロモーション用パンフレット完全印刷データ作成業務委託】 ・業務完了報告書が未徴取 ・完成認定書に所属長が確認した旨の記録なし	東紀州対策局
	(4)【「熊野古道伊勢路道標デザイン設計及び製作」業務委託】 契約書に「個人情報取扱特記事項」が未添付	
	(5)【「熊野古道活動記録ビデオ」制作業務】 ・業務完了報告書が未徴取 ・契約書に「個人情報取扱特記事項」が未添付	
	(6)【木曽岬干拓地区排水機等の運転及び維持管理に関する業務委託】 再委託の内容が記載された別冊が未添付のまま再委託を承認	桑名県民センター
	(7)【絆アート展示用品製造・展示業務委託】 見積依頼の対象を拡げ、競争性を確保する必要あり	鈴鹿県民センター
イ 補助金等	(1)【市町村自主運行バス等維持費補助金】 実績報告書の提出書類が一部不足	政策企画分野
ウ 旅費	(1)【部落解放研究第42回全国集会】 復命書の記載内容が不十分	経営企画分野
	(2)【全国都道府県情報管理主管課長会秋季会議】 航空機の利用が不適切	情報化・統計分野

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
津県民センター	(1) 通勤手当の事後確認について、定期券の写しが未添付
伊賀県民センター	(2) 扶養手当に係る扶養親族認定簿の未整備

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 公有財産定期報告書が未提出	情報化・統計分野
	(2) 公有財産使用許可台帳が一部未整備	東紀州対策局
	(3) 公有財産使用許可台帳が未整備	伊賀県民センター
イ 金品亡失、盗難等	(1) 公用車 2 台の損傷 (修理代 85,575 円、34,440 円)	津県民センター
	(2) 原動機付自転車（廃車手続き済）の盗難 (取得価格 136,990 円)	松阪県民センター

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
尾鷲県民センター	(1) 自損事故（損害額 31,447 円）

※ 県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※ 公道以外での自損事故を含む。

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
「美し国おこし・三重」推進室	(1) 負担金の概算払いについて、実行委員会の支払いの計画などを把握の上、分割して支払う必要あり
伊勢県民センター	(2) 有料道路回数券について物品出納簿が未整備

総務部**1 事業の執行に関する意見**

(「みえ行政経営体系」の運用による内部統制機能の強化)

- (1) 二重払いによる戻入や職員手当の過払いなどの不適切な経理処理が依然として散見されるほか、件数は減少しているものの、職員手当の不正受給などによる懲戒処分が発生しており、内部統制の整備、チェック機能の強化が急務となっている。

県では、「みえ行政経営体系」が有効に機能することによる内部統制の整備を期待されているが、平成20年度の職員基礎調査においては、未だ20.5%の職員に当体系の理解が浸透していない状況である。

今後も、「みえ行政経営体系」に基づく取組と職員に対する意識の浸透を一層推進することにより、内部統制の機能が発揮されるよう努められたい。(組織・職員分野)

(健全かつ透明な財政運営)

- (2) 平成20年度の県財政の状況については、経常収支比率は94.8%と前年度に比べて3.8ポイント改善されているが、厳しい経済状況の中、県税収入が減少し、県債残高が引き続き増加したため、歳入における県債依存度は上昇している。

また、一般財源が減少している一方で、緊急雇用・経済対策による財政出動が必要となっていることに加え、今後も退職手当や公債費が高水準で推移することが見込まれるなど、非常に厳しい財政状況となっている。

こうした中、限られた財源で最大の効果が得られるよう、事務事業の見直しや「選択と集中」を進めるなど、一層の財政健全化の取組を行い、安定かつ持続可能な財政運営に努められたい。

さらに、財政運営の透明性を高めるため、新たに導入された公会計制度に基づき、県財政に関する情報を県民にわかりやすく提供するよう努められたい。(財政・施設分野)

(県税等の収入未済)

- (3) 平成20年度における県税等(加算金を含む)の収入未済額は70億6,702万5,836円(対前年度比108.5%)であり、前年度に比べて5億5,653万6,430円増加し、依然として多額にのぼっている。

特に、県税の収入未済額のうち72.0%(前年度64.2%)が個人県民税の収入未済であり、金額及び全体に占める割合とも前年度から大きく増加している。また、個人県民税については、徴収率も全国順位が36位と低位であり、県税の徴収における大きな課題となっている。

今後も、地方税法第48条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、併任職員の派遣や個人住民税の特別徴収の加入促進など、三重県地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援により、市町等との連携を密にして、税収確保の強化に努められたい。

なお、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、更なる回収に努められたい。(財政・施設分野)

〔県税等の収入未済額の状況〕

箇所名	平成20年度			平成19年度		
桑名県税事務所	現年度	253,147,226	円	現年度	227,813,294	円
	過年度	390,981,817	円	過年度	359,679,222	円
	計	644,129,043	円	計	587,492,516	円
四日市県税事務所	現年度	649,374,394	円	現年度	602,051,434	円
	過年度	574,532,324	円	過年度	445,583,578	円
	計	1,223,906,718	円	計	1,047,635,012	円
鈴鹿県税事務所	現年度	422,435,288	円	現年度	373,832,337	円
	過年度	499,878,445	円	過年度	327,364,644	円
	計	922,313,733	円	計	701,196,981	円
津総合県税事務所	現年度	334,025,483	円	現年度	328,504,164	円
	過年度	697,100,038	円	過年度	566,359,850	円
	計	1,031,125,521	円	計	894,864,014	円
松阪県税事務所	現年度	250,309,658	円	現年度	261,559,784	円
	過年度	419,765,728	円	過年度	339,673,006	円
	計	670,075,386	円	計	601,232,790	円
伊勢県税事務所	現年度	289,197,350	円	現年度	302,649,782	円
	過年度	478,314,036	円	過年度	360,890,384	円
	計	767,511,386	円	計	663,540,166	円
伊賀県税事務所	現年度	296,663,037	円	現年度	321,197,717	円
	過年度	324,757,962	円	過年度	327,185,812	円
	計	621,420,999	円	計	648,383,529	円
紀州県税事務所	現年度	90,513,205	円	現年度	104,737,836	円
	過年度	155,783,326	円	過年度	137,309,221	円
	計	246,296,531	円	計	242,047,057	円
自動車税事務所	現年度	289,535,823	円	現年度	365,359,532	円
	過年度	650,710,696	円	過年度	758,737,809	円
	計	940,246,519	円	計	1,124,097,341	円
合 計		7,067,025,836	円		6,510,489,406	円

(県有財産の有効活用)

- (4) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成 21～23 年度までの 3 年間の「第 2 次県有財産利活用計画」を策定している。

県有財産利活用計画（18～20 年度）の実績について、県有財産売払予定額は目標を達成できているが、県有施設の有効活用については、課題を有する 28 施設のうち 9 施設が期間内に課題解決に至らず、第 2 次計画に継続されているので、引き続き、関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却促進や有効活用等を進められたい。

(財政・施設分野)

〔第二次県有財産利活用計画に継続された 9 施設〕

(単位：㎡)

施 設 名	所在地	敷地面積	建物延面積
旧県公舎（大谷 1～6 号）	津 市	2,497.74	467.04
旧県公舎（大谷第 3）	津 市	358.32	119.42
職員公舎（渋見）	津 市	2,185.00	1,119.34
三重県桜橋会館	津 市	614.11	741.52
旧員弁高校敷地	いなべ市	28,934.91	—

施 設 名	所在地	敷地面積	建物延面積
旧県公舎（塔世）敷地	津 市	2,070.51	—
三重県鳥居会館	津 市	9,454.60	9,010.89
旧尾鷲土木事務所跡地	尾鷲市	1,774.69	437.48
志摩高校教職員住宅	志摩市	492.00	—
合 計		48,381.88	11,895.69

(物品の適正管理)

- (5) 交通事故などによる公用車の損傷、県民から預かった展示物の亡失、パソコンの損傷など、金品亡失が平成20年度は前年度に比べて38件増加し183件発生しているため、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について引き続き指導されたい。
(組織・職員分野)

〔金品亡失の状況〕

	事 由	19年度	20年度	概 要
損 傷	自動車	106	135	交通事故100件、事故以外35件
	自動車以外	34	38	パソコン34件、照明器具、大型ゴミ箱 等
亡 失	現金等盗難	1	—	
	物品盗難	4	5	図書 等
	物品紛失	—	5	萬古焼、図書
合 計		145	183	

(注) 件数は、当事者から各所属へ提出された金品亡失（損傷）報告書受理年月日を基準としている。

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 地域機関分

収入事務において不適切な事務処理が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
桑名県民センター	(1) 行政財産の目的外使用許可指令書の日付より前に、当該許可に係る使用料を調定、収納
津県民センター	(2) 行政財産の目的外使用許可にかかる使用料の調定期間が遅延
桑名県税事務所	(3) 滞納整理カードの一部について、財産調査の時期等の記載が不十分
	(4) 交付要求の解除遅延及び交付要求整理簿の消し込み忘れ
	(5) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎているものあり
	(6) 県民税利子割の調定事務において、減額の入力誤り

箇 所 名	内 容
四日市県税事務所	(7) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎているものあり
鈴鹿県税事務所	(8) 不動産取得税等において、一部課税誤り
	(9) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎているものあり
松阪県税事務所	(10) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎているものあり
伊勢県税事務所	(11) 滞納整理カードの一部について、財産調査の時期等の記載が不十分
	(12) 時効成立後の不納欠損処理が遅延
	(13) 預金口座の差押誤り
	(14) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎているものあり
伊賀県税事務所	(15) 滞納整理カードの一部について、財産調査の時期等の記載が不十分
	(16) 時効成立後の不納欠損処理が遅延

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託	(1) 【業務補助職員等給与計算システムサポート業務委託】 契約締結同いに随意契約理由の記載なし	組織・職員分野
	(2) 【地方法人特別税導入に伴う総合税システム設計委託】 契約締結同いに随意契約理由の記載なし	財政・施設分野
	(3) 【県職員公舎管理業務委託】 予定価格調書が未作成	
	(4) 【四日市庁舎エレベーター保守点検業務委託】 ・仕様書に定める作業計画書、業務責任者の届出、防災マニュアルが未徴取 ・検査時に仕様書に基づく履行確認が不十分	四日市県民センター
	(5) 【四日市庁舎構内交換電話設備等保守委託】 ・契約書の記載事項が不十分 ・契約保証金を免除する根拠の記載なし	
	(6) 【職員公舎（北勢寮）給食等業務委託】 ・作業日誌に入居者の代表の確認印なし ・毎日清掃する箇所として定められた箇所のうち1か月に2回の清掃となっていた箇所あり ・検査時に仕様書に基づく履行確認が不十分	

項 目	内 容	箇 所 名
	(7)【鈴鹿庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託】 業務計画等について承諾の記録なし	鈴鹿県民センター
	(8)【津庁舎エレベーター保守管理業務委託】 契約保証金を免除する根拠の記載なし	津県民センター
	(9)【津庁舎設備管理委託】 契約保証金を免除する根拠の記載なし	
	(10)【津庁舎清掃警備業務委託】 契約保証金を免除する根拠の記載なし	
	(11)【伊勢庁舎合併浄化槽維持管理業務委託】 再委託に係る承認手続きなし	伊勢県民センター
	(12)【エレベーター保守点検業務委託】 仕様書に定める事業計画書が未徴取	伊賀県民センター
	(13)【三重県尾鷲庁舎浄化槽保守点検業務】 契約業者の住所が契約書記載のものと入札書、請求書等のものが異なる	尾鷲県民センター
	(14)【三重県尾鷲庁舎一般廃棄物処理業務】 契約書に「個人情報取扱特記事項」が未添付	
	(15)【給与支払い報告書等封入作業委託（青色申告）】 ・契約書に個人情報の保護に関する条項なし ・封入枚数実績の確認、検収が不十分	桑名県税事務所
	(16)【給与支払い報告書等封入作業委託（年末調整）】 ・契約書に個人情報の保護に関する条項なし ・封入枚数実績の確認、検収が不十分	
	(17)【給与支払い報告書等封入作業委託（青色申告）】 封入枚数実績の確認、検収が不十分	津総合県税事務所
	(18)【給与支払い報告書等封入作業委託（年末調整）】 封入枚数実績の確認、検収が不十分	
	(19)【給与支払い報告書等封入作業委託（青色申告）】 封入枚数実績の確認、検収が不十分	伊賀県税事務所
	(20)【給与支払い報告書等封入作業委託（年末調整）】 封入枚数実績の確認、検収が不十分	
	(21)【新規採用職員入庁時研修（社会人の常識・CSマインド）委託】 ・予定価格の積算根拠が不明確 ・予定価格設定が見積徴取前に行われた記録なし	職員研修センター
	(22)【新規採用職員入庁時研修（接遇マナー）委託】 ・予定価格の積算根拠が不明確 ・予定価格設定が見積徴取前に行われた記録なし	
	(23)【新規採用職員指導者研修委託】 予定価格設定が見積徴取前に行われた記録なし	
	(24)【オフサイトミーティングを活用した職場改善世話人養成講座委託】 予定価格設定が見積徴取前に行われた記録なし	
イ 工事（修繕）	(1)【尾鷲庁舎前駐車場改修】 監督員及び検査員の選任に係る任命起案なし	尾鷲県民センター

項 目	内 容	箇 所 名
	(2)【第1・第2教室音響システム修繕】 ・随意契約理由の記載なし ・検査年月日及び氏名の記録なし	職員研修センター
ウ 旅費	(1)【東京税務セミナー（財務調査）】 復命書の記載内容が不十分	桑名県税事務所
	(2)【平成20年度ブロック別徴収事務研修】 復命書の記載内容が不十分	
	(3)【平成20年度軽油引取税全国協議会東海北陸ブロック研修会】 復命書の記載内容が不十分	
	(4)【軽油引取税特別徴収義務者申告指導】 復命書が未作成	鈴鹿県税事務所
	(5)【東京税務セミナー】 復命書の記載内容が不十分	津総合県税事務所
	(6)【第6回部落開放・人権夏期セミナー】 自家用車使用に係る承認手続きなし	伊勢県税事務所
	(7)【東京税務セミナー（滞納整理）専攻コース】 復命書に用務先の記載なし	伊賀県税事務所
	(8)【東京税務セミナー（滞納整理）財産調査コース】 復命書に用務先の記載なし	

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
伊賀県税事務所	(1) 特殊勤務手当の実績簿の決裁をまとめて処理

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 公有財産の使用許可等に係る報告なし	桑名県民センター
	(2) 行政財産の目的外使用許可にかかる公有財産使用許可（貸付）台帳が一部未作成	四日市県民センター
イ 金品亡失	(1) 公用車の損傷（修理代 21,000 円）	財政・施設分野
	(2) 公用車の損傷（修理代 27,909 円）	
	(3) 公用車の損傷（修理代 23,100 円）	
	(4) 公用車の損傷（修理代 14,700 円）	
	(5) 公用車の損傷（修理代 14,700 円）	

項 目	内 容	箇 所 名
	(6) 公用車の損傷（修理代 0 円）	四日市県税事務所

(5) 事務管理体制

ア 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
伊勢県税事務所	(1) 狩猟税証紙の払い出しの登録もれ
	(2) 納税証明書証紙消込印の日付誤りが散見
伊賀県税事務所	(3) 起案の公印欄に公印取扱主任者の押印なし

イ 内部業務である総務事務を見直し、簡素で効率的な組織運営体制を構築するため、平成 22 年 4 月に総務事務を一ヶ所で集中処理する「総務事務センター（仮称）」の設置を予定するなど、総務事務集中化へ向けて準備を進めている。

今後においても、チェック機能の確保、新たに導入する総務事務システムと財務会計システム、給与システム等の関係システムとの調整、職員に対する集中化の周知などを図ることにより、総務事務集中化開始時に混乱が生じることのないよう、適切に取り組まれたい。

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
鈴鹿県税事務所	(1) 人身事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 279,809 円） （治療費等：県 0 円・相手 示談中）

※ 県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※ 公道以外での自損事故を含む。

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
鈴鹿県税事務所	(1) 平成 11 年度に購入した国際返信切手券は、万国郵便連合における国際的な規則改正に伴い使用できなくなっているので、早急に引き換え手続きを行う必要あり

防災危機管理部

1 事業の執行に関する意見

(危機管理に係る職員の意識醸成)

- (1) 平成20年度(2008年度)実施の職員危機管理意識調査の結果によると、第二次戦略計画の基本事業「危機管理の推進」の目標項目である「リスク対応度」は74.6%であり、2008年度目標値である85.0%とは、10.4ポイントの乖離がある。

また、危機管理に係るデータベースの内、「ヒヤリハット事例集」については、近年、新規の投稿が少なく、アクセス数も低調である。

県政運営のマネジメントのベースである危機管理は、職員一人ひとりが日常業務の中で取り組むべきものであり、2010年度目標値である95%を達成するため、より一層職員の意識改善に取り組まれない。

また、利活用の低調なデータベースについては、その原因を分析するとともに、システムの一層の利用促進を図られたい。(防災危機管理分野)

(地域防災力の向上)

- (2) 第二次戦略計画の基本事業「防災風土の醸成」の目標項目である「自主防災組織の訓練等実施率」については、2008年度目標値が80.7%であるところ、実績値は79.3%にとどまっている。

自主防災組織は、組織化だけでなく、教育訓練等の活動によって地域防災力の向上が図られるのであり、今後とも教育訓練機会の提供等、その活動活性化の支援に努められたい。

また、消防団は地域防災力の要としての役割を担っており、引き続き、消防団員数の充足と消防団機能の活性化に努められたい。(防災危機管理分野)

2 財務等に関する意見

- (1) 収入に関する事務

ア 地域機関分

徴収業務の実施状況について、不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 県税以外の徴収事務	(1)【火薬譲受許可及び煙火消費許可】 ・収入証紙の調定もれ ・二重調定	熊野県民センター

- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託	(1)【消防職員救急科救急課程病院研修業務委託】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし	消防学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(2)【入校者管理システム・サポート業務委託】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし	
	(3)【消火訓練施設用模擬火災設備等保守点検業務委託】 契約書の記載事項が不十分	
	(4)【清掃管理業務委託】 契約書に定める年度事業計画の徴取なし	
イ 補助金等	(1)【緊急地震対策促進事業補助金】 交付要綱等に定められた事務処理が未実施	防災危機管理分野
	(2)【緊急地震対策促進事業補助金】 補助金交付決定に際し、交付の条件が付されていない	桑名県民センター
	(3)【緊急地震対策促進事業補助金】 交付要綱等に定められた事務処理が未実施	鈴鹿県民センター
ウ 旅費	(1)【災害対策専門研修】 復命書の記載内容が一部不十分	尾鷲県民センター

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
防災危機管理分野	(1) 扶養手当の支給誤り

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 金品亡失、盗難等	(1) 無線中継所維持管理用道路の溝蓋の盗難 (取得価格 68,334 円)	防災危機管理分野

(5) 事務管理体制

箇 所 名	内 容
防災危機管理分野	(1) 防災情報プラットフォームに係るサーバのパスワードについて、これを定期的に変更する措置が取られていない。県が管理する情報システムについては、「情報セキュリティ対策基準」でパスワードの定期的な変更が定められているところであり、システムのセキュリティ対策を適切に講じられたい。

箇 所 名	内 容
消防学校	(2) 警防科警防課程において、放水訓練中に3名が負傷する事故が発生している。今後、このような事故が発生しないよう安全管理を徹底し、事故の発生防止に努められたい。

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
防災危機管理分野	(1) 自損事故（損害額 6,888 円）

※ 県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※ 公道以外での自損事故を含む。

生活・文化部

1 事業の執行に関する意見

(新博物館の整備)

- (1) 新博物館の整備については、平成 19 年度に策定された「新県立博物館基本構想」に基づき、20 年度にはパブリックコメント、県民意見交換会等で寄せられた意見を反映した「新県立博物館基本計画」及び「新県立博物館事業実施方針」が策定され、現在、この「基本計画」等を示された博物館の実現に向け、設計が進められているところであるが、建設費及び施設の維持管理費の低減も考慮するとともに、具体的な博物館活動や運営の仕組み等についても、県民や利用者とともに取り組まれない。

また、新博物館の公文書館機能の整備にあたっては、歴史的な価値をもつ公文書を確実に収集、保存、活用ができるような環境整備を進められたい。(文化・生涯学習分野)

(障がい者雇用の拡大)

- (2) 平成 20 年 6 月 1 日現在の県内企業による障がい者実雇用率は 1.49%にとどまっており、全国ワースト 2 位となっている。

企業への啓発や職業訓練の提供等に加え、障がい者の職場定着を支援する取組について、国や関係機関等とさらに連携して実施し、障がい者雇用の促進に一層努められたい。

(勤労・生活分野)

(高齢者の交通事故防止)

- (3) 交通事故の防止については、様々な取組により、平成 20 年において人身事故件数は 11,886 件で前年より 904 件減少し、交通事故死者数は 110 人で前年より 8 人減少、負傷者数も 15,608 人で前年より 1,349 人減少している。

しかし、高齢者の死亡者は 1 人増加し、平成 20 年の三重県の人口に占める高齢者の割合 23.1%に対し、交通事故死者のうち高齢者の占める割合は 50.9%で全体の半数を超え、年々上昇している。

今後、高齢社会の進展により高齢者が関与する事故の増加が予想されることから、高齢者の交通事故防止の取組について、より一層推進されたい。(勤労・生活分野)

(緊急雇用・経済対策)

- (4) 県では、「三重県緊急経済対策会議」や官民一体となった「三重県経済危機対策会議」を設置し、雇用対策、経済対策、生活対策を柱に取組を進めているところである。

今後も、県政の最優先課題として、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用機会の創出や職業訓練などの雇用対策、離職者に対する生活支援などの生活対策を迅速かつ総合的に進められたい。(勤労・生活分野ほか)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

家屋貸下料等の収入未済額が45,337,302円（対前年度比35.5%）ある。認定職業訓練助成事業費補助金返還金を不納欠損処理したこと等により、収入未済額は前年度と比べて82,397,260円減少しているものの、引き続きその収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成20年度	平成19年度
文化・生涯学習分野	文化会館使用料	過年度 874,080円	過年度 902,580円
	男女共同参画センター使用料	過年度 27,480円	過年度 27,480円
	生涯学習センター使用料	過年度 450円	過年度 450円
勤労・生活分野	家屋貸下料	過年度 19,576,256円	過年度 19,626,256円
	滞納処分費納付金	過年度 24,545,036円	過年度 25,251,036円
	認定職業訓練助成事業費補助金返還金	—	過年度 81,589,760円
人権・社会参画・国際分野	専修学校又は各種学校入校者補助金等返還金	過年度 230,000円	過年度 238,000円
	妊娠婦出産費補助金返還金	過年度 84,000円	過年度 99,000円
合 計		45,337,302円	127,734,562円

イ 地域機関分

津高等技術学校授業料の収入未済額が28,800円発生しているので、その収入未済額の解消と発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成20年度	平成19年度
津高等技術学校	津高等技術学校授業料	現年度 28,800円	—
伊勢県民センター	ひとにやさしいまちづくり支援事業補助金	—	過年度 13,000円
合 計		28,800円	13,000円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託	(1) 【白石加代子の「源氏物語」宇治十帖公演委託】 予定価格調書が未作成	文化・生涯学習分野
	(2) 【みえの文化芸術人材データ集積事業】 予定価格調書が未作成	

項 目	内 容	箇 所 名
	(3)【集積データのフロー化に向けての手法開発業務】 予定価格調書が未作成	
	(4)【第1号職場適応援助者養成研修実施業務委託】 予定価格調書が未作成	勤労・生活分野
	(5)【みえチャレンジプラザ一時託児業務】 随意契約理由の記載が不十分	人権・社会参画・ 国際分野
	(6)【ミニ人権大学講座】 契約書に仕様書の添付なし	津県民センター
	(7)【地域指導者養成研修】 契約書に仕様書の添付なし	
	(8)【人権講演会】 契約書に仕様書の添付なし	
	(9)【2008年度人権啓発推進モデル企業養成講座委託】 請求書に請求者の所在地の記載なし	松阪県民センター
	(10)【2008年度松阪伊勢ミニ人権大学講座業務委託】 アンケート結果が集計されていないので、集計、 分析のうえ、次年度に反映させる必要あり	伊勢県民センター
	(11)【東紀州地域「ミニ人権大学講座」業務】 契約書に仕様書の添付なし	尾鷲県民センター
	(12)【人権トップセミナー事業】 契約書に仕様書の添付なし	
	(13)【同和問題等啓発テレビスポット放送業務】 予定価格調書が未作成	人権センター
	(14)【自家用電気工作物保安管理業務】 検収記録なし	津高等技術学校
	(15)【三重県立図書館管理委託業務】 予定価格調書が未作成	図書館
	(16)【今村克彦氏講演会の講師派遣業務委託】 支出負担行為書等に予定価格の記載なし	
	(17)【池上彰氏講演会の講師派遣業務委託】 支出負担行為書等に予定価格の記載なし	
イ 工事（修繕）	(1)【三重県人権センターキャノピー鼻隠し樋修繕工事】 支出負担行為整理が遅延	人権センター
ウ 補助金等	(1)【人権関係団体補助金】 実績報告書の提出が遅延	人権・社会参画・ 国際分野
エ 旅費	(1)【平成20年度消費者行政研修】 旅費の支給誤り	勤労・生活分野
	(2)【東海四県旅券事務担当者会議】 復命書の記載内容が一部不十分	松阪県民センター
	(3)【訓練用務（組込み技術者のためのプログラム開 発編）】 ・旅費の支給誤り ・行程が不適切	津高等技術学校
	(4)【第94回全国図書館大会兵庫大会】 旅費の支給誤り	図書館

項 目	内 容	箇 所 名
	(5) 【博物館省エネ化に係る研究会参加及び文化ボランティア活動視察】 復命書の記載内容が一部不十分	博物館

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 住居手当の家賃対象額の確認が一部不十分
津高等技術学校	(2) 住居手当の事後確認が一部不十分
図書館	(3) 住居手当の家賃対象額の確認が一部不十分
博物館	(4) 扶養手当の事後確認が一部不十分

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 目的外使用許可台帳が未整理	文化・生涯学習分野
	(2) 目的外使用許可の報告なし	人権・社会参画・国際分野
イ 金品亡失、盗難等	(1) 所在不明図書 (50 冊 取得価格 58,112 円)	図書館

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 通勤手当の支給誤りによる過年度戻入あり
斎宮歴史博物館	(2) 調定科目の誤りによる調定更正や支払金額の入力誤りによる歳出戻入あり

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
勤労・生活分野	(1) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 75,000 円）
人権・社会参画・国際分野	(2) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 95,246 円）

※ 県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※ 公道以外での自損事故を含む。

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
津高等技術学校	(1) 金庫内に所有者が不明の印鑑を保管

健康福祉部**1 事業の執行に関する意見**

(食品表示の監視指導及び生活衛生営業施設の監視指導)

- (1) JAS法に基づく食品表示の監視指導については、一部目標を達成できていないものがあつたため、計画的な監視指導に取り組まれない。

また、生活衛生営業施設の監視指導については、一部監視目標の設定が不十分なものがあつたため、監視目標を定めて、計画的な監視指導に取り組まれない。

(健康・安全分野)

(病院・診療所等の立入検査及び指導)

- (2) 病院・診療所の立入検査において、県全体の立入検査目標は達成しているが、一部地域において診療所の立入検査実績が目標を下回っていた。各地域ごとに立入検査目標が達成できるよう、適正な進行管理に取り組まれない。

また、助産所の立入検査については、助産所の開設後定期的に行っていないので、病院や診療所と同様に定期的な立入検査について検討されたい。

なお、保健福祉事務所が実施する病院への立入検査において、薬剤師を配置するよう毎年文書により指導しているが、5年以上配置されていない事例があつた。指導困難事例については、情報共有を図り、各保健福祉事務所と共に今後の指導方針等について検討し、医療機関に対する適切な指導をされたい。

(保健・医療分野)

(障がい者の地域における自立への支援)

- (3) 重点事業の数値目標である「グループホーム等において、地域で自立した生活をしている障がい者数」の実績は、平成19年度に続き20年度も目標数値を下回っていることから、障がい者が地域で安心して生活することができるよう、グループホーム等の定員増加に向けた基盤整備の促進に引き続き取り組まれない。

また、本県の20年度の障がい者雇用率は全国ワースト2位であり、「三重県工賃倍増5カ年計画」に基づく取組を進めるなど、今後、一層、国や県の雇用担当部局と連携し、障がいの程度や能力、適性に応じた就労を支援されたい。

(福祉政策分野)

(介護サービス基盤の整備促進)

- (4) 介護サービスの基盤整備については、市町等が設定した利用者見込み数を積み上げて策定した「三重県介護保険事業支援計画」に基づき進めることとしているが、介護報酬の引き下げによる経営不安や介護人材不足等から、施設整備を検討する法人が減少したことなどにより、特別養護老人ホーム等の整備が目標に達していない。

高齢者がそれぞれの状況に応じたサービスを受けることができるよう、国の「緊急雇用・経済対策の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」などを活用し、市町と連携し計画に基づき介護サービス基盤の整備を図られたい。

(福祉政策分野)

(三重県次世代育成支援行動計画の推進)

- (5) 平成17年3月に「三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、総合的な次世代育成支援を推進している。目標については、県民の参画・協働に関連するものを中心に設定し、進捗状況を毎年確認し21年度目標の見直しをしているが、市町が実施主体である

特定 14 事業については、20 年度の目標に対し達成していない項目も多くあるので、子どもを生み育てやすい環境づくりの一層の推進のため、課題・問題を検証し、引き続き市町、関係部局等と連携して取り組まれない。

(こども分野)

〔特定 14 事業（※改定後 12 項目）の進捗状況〕

目 標 項 目	17 年度 実績	18 年度 実績	19 年度 実績	20 年度		21 年度 目標
				目標	実績	
放課後児童健全育成事業	177 か所	192 か所	218 か所	257 か所	232 か所	300 か所
病後時保育（派遣型）事業 （※）	0 回	0 回	—	—	—	—
ショートステイ事業	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所	13 か所	26 か所
トワイライトステイ事業	7 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	12 か所
病後児保育（施設型）事業	6 か所	6 か所	8 か所	14 か所	9 か所	18 か所
一時保育事業	68 か所	68 か所	71 か所	99 か所	84 か所	112 か所
特定保育事業	5 か所	7 か所	10 か所	11 か所	11 か所	11 か所
通常保育事業（児童数）	39,823 人	39,564 人	39,065 人	39,100 人	38,564 人	39,137 人
延長保育事業	136 か所	149 か所	161 か所	161 か所	168 か所	166 か所
休日保育事業	9 か所	7 か所	9 か所	17 か所	9 か所	23 か所
夜間保育事業	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	0 か所	2 か所
ファミリー・サポート・センター事業	13 か所	16 か所	16 か所	16 か所	17 か所	16 か所
地域子育て支援拠点事業	—	—	95 か所	105 か所	95 か所	120 か所
つどいの広場事業（※）	1 か所	3 か所	—	—	—	—
地域子育て支援拠点事業 センター事業（※）	80 か所	87 か所	—	—	—	—

※ 平成 19 年度から国の指導に基づき目標項目を改定し、「つどいの広場事業」と「地域子育て支援センター事業」は「地域子育て支援拠点事業」に集約され、病後児保育（派遣型）事業も廃止されたことにより、現在は 12 項目となっている。

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 473,048,351 円（対前年度比 98.7 %）あり、前年度と比べて 6,255,770 円減少している。未収債権管理事務嘱託員の雇用、回収業務の民間委託等により滞納整理に取り組んでいるが、より一層未収金を回収するために取り組まれない。

また、時効により 30,807,824 円を不納欠損処理しているが、公平性の観点から引き続き日常の債権管理を適切に行われたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度	平成 19 年度
経営企画分野	雑入 (通勤手当返還金)	過年度 89,550 円	過年度 89,550 円

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度		平成 19 年度	
保健・医療分野	看護師養成貸付金 返還金	現年度	605,000 円	現年度	708,000 円
		過年度	3,809,000 円	過年度	4,017,000 円
		計	4,414,000 円	計	4,725,000 円
福祉政策分野	高齢者住宅整備資金 貸付金元利収入	過年度	33,831,139 円	過年度	37,310,832 円
	障害者住宅整備資金 貸付金元利収入等	過年度	20,592,289 円	過年度	21,275,097 円
	介護福祉士修学資金 貸付金返還金	過年度	203,000 円	現年度	187,200 円
				過年度	237,000 円
				計	424,200 円
	心身障がい者扶養共 済事業負担金	現年度	1,498,280 円	現年度	959,600 円
		過年度	10,065,255 円	過年度	9,492,255 円
		計	11,563,535 円	計	10,451,855 円
	雑入(心身障がい者扶 養共済給付金返還金)	現年度	60,000 円	現年度	20,000 円
		過年度	324,000 円	過年度	364,000 円
		計	384,000 円	計	384,000 円
こども分野	児童扶養手当返還金	現年度	961,840 円	現年度	1,516,260 円
		過年度	18,459,171 円	過年度	18,202,961 円
		計	19,421,011 円	計	19,719,221 円
	雑入(養育医療等追加 納付金)等	過年度	31,246 円	過年度	35,497 円
	母子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	現年度	42,946,744 円	現年度	43,040,946 円
		過年度	339,571,837 円	過年度	341,847,923 円
		計	382,518,581 円	計	384,888,869 円
合 計			473,048,351 円		479,304,121 円

イ 地域機関分

生活保護費返還金等の収入未済額が 133,613,188 円(対前年度比 101.4 %)あり、前年度と比べて 1,845,358 円増加しているので、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度		平成 19 年度	
桑名保健福祉 事務所	生活保護費返還金等	現年度	523,114 円	現年度	274,250 円
		過年度	3,518,018 円	過年度	4,724,456 円
		計	4,041,132 円	計	4,998,706 円
鈴鹿保健福祉 事務所	生活保護費返還金等	現年度	114,113 円	現年度	20,347 円
		過年度	557,116 円	過年度	563,116 円
		計	671,229 円	計	583,463 円
津保健福祉事 務所	生活保護費返還金等	現年度	71,780 円	現年度	248,948 円
		過年度	19,500,513 円	過年度	20,858,902 円
		計	19,572,293 円	計	21,107,850 円

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度		平成 19 年度	
松阪保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	2,189,068 円 1,319,006 円 3,508,074 円	現年度 過年度 計	154,865 円 1,950,422 円 2,105,287 円
伊勢保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	1,474,609 円 23,378,808 円 24,853,417 円	現年度 過年度 計	12,520 円 24,361,295 円 24,373,815 円
伊賀保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	0 円 16,004,825 円 16,004,825 円	現年度 過年度 計	23,773 円 16,532,812 円 16,556,585 円
尾鷲保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	278,510 円 2,805,915 円 3,084,425 円	現年度 過年度 計	232,620 円 2,812,469 円 3,045,089 円
熊野保健福祉事務所	生活保護費返還金	現年度 過年度 計	2,459,718 円 0 円 2,459,718 円	現年度 過年度 計	0 円 26,336 円 26,336 円
児童相談センター	児童措置費負担金等	現年度 過年度 計	10,353,330 円 43,851,130 円 54,204,460 円	現年度 過年度 計	8,307,861 円 46,008,729 円 54,316,590 円
国児学園	国児学園保護費負担金	現年度 過年度 計	748,750 円 1,990,727 円 2,739,477 円	現年度 過年度 計	566,250 円 1,750,677 円 2,316,927 円
障害者相談支援センター	知的障害者福祉センターはばたき使用料	過年度	75,500 円	過年度	136,000 円
草の実リハビリテーションセンター	草の実リハビリテーションセンター使用料等	現年度 過年度 計	92,028 円 930,370 円 1,022,398 円	現年度 過年度 計	183,753 円 880,410 円 1,064,163 円
小児心療センターあすなろ学園	あすなろ学園使用料等	現年度 過年度 計	645,886 円 730,354 円 1,376,240 円	現年度 過年度 計	913,585 円 223,434 円 1,137,019 円
合 計			133,613,188 円		131,767,830 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託	(1) 【小動物処分及び野犬捕獲抑留業務委託】 契約書に再委託に係る条項がないにも関わらず、口頭による協議のみで再委託を承認	健康・安全分野
	(2) 【三重県難病医療連絡協議会事業委託】 県が協議会の事務局を担っているが、協議会の同意を得ずに実績報告を提出	保健・医療分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(3)【集団指導（医科）に関する事務委託】 完成認定検査の検査員と契約発注担当者が同一人であり、検査機能が不十分	福祉政策分野
	(4)【三重県精神科救急医療システム運用事業委託】 見積依頼文書に見積書提出期限の記載なし	
	(5)【三重県かかりつけ医認知症対応力向上研修委託】 履行確認書発行日以前に支出命令書を起案	
	(6)【介護支援専門員資質向上事業委託】 ・契約書に収入印紙が貼付もれ ・契約書に契約日の記載なし	
	(7)【障がい者就労サポート事業委託】 実績報告書の記載内容が不十分	
	(8)【人権保育専門研修事業委託】 履行確認書の契約期間、履行期間が記載誤り	こども分野
	(9)【県民の子育ち・子育てに関する意識調査業務委託】 予定価格調書が未作成	
	(10)【プリンター保守契約】 業者選定理由の記載なし	伊勢保健福祉事務所
	(11)【平成20年度里親研修にかかる保育の委託】 予定価格の設定なし	児童相談センター
	(12)【2008年度ISO9001:2000品質マネジメントシステム 更新審査及び登録維持業務】 検収記録なし	保健環境研究所
	(13)【給食業務委託】 ・支出科目が不適切 ・簡易決裁伺い等なし	女性相談所
	(14)【設備管理業務】 ・点検及び保守結果の業務報告書が未徴取 ・再委託の申請、承認手続きなし	公衆衛生学院
	(15)【庁舎総合管理業務】 ・履行確認が不十分 ・再委託の承認申請が行われているが、承認手続きなし	
	(16)【事務サブシステムサポートサービス】 再委託の承認申請が行われているが、承認手続きなし	看護大学
	(17)【入試問題漏洩防止用機械警備】 契約締結伺い及び契約書が未作成	
	(18)【設備管理業務委託】 再委託に係る承認手続きなし	
	(19)【三重県立看護大学案内制作業務委託、三重県立看護大学PR用素材写真撮影業務委託】 支払が遅延	
イ 工事（修繕）	(1)【サーバー室電源改修工事】 予定価格調書が未作成	看護大学
ウ 補助金	(1)【保健衛生設備整備費補助金】 実績報告書の提出が遅延	健康・安全分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(2)【障害者グループホーム等緊急整備事業補助金】 補助金交付決定後、年度内に事業完了ができない事業について、変更申請等の事務処理なし	福祉政策分野
	(3)【三重県民生委員児童委員協議会活動費補助金】 交付要領に事業の内容や経費の種別についての具体的な規定なし	
	(4)【障がい者小規模事業費補助金】 交付申請書、実績報告書の提出が遅延	松阪保健福祉事務所
	(5)【三重県障がい者小規模作業所事業費補助金】 交付決定に際し、交付要領に定める財産処分制限が交付の条件に付されていない	伊勢保健福祉事務所
エ 旅費	(1)【全国保健所長会及び公衆衛生学会】 復命書が未作成	鈴鹿保健福祉事務所
	(2)【全国保健所長会及び公衆衛生学会】 復命書の情報共有が不十分	松阪保健福祉事務所
	(3)【第30回全国地域保健師学術研究会、第30回全国保健師長会代議員総会】 航空運賃額を示す書類が未添付	尾鷲保健福祉事務所
	(4)【平成20年度配偶者からの暴力被害者支援セミナー 基礎セミナーin愛媛】 復命書の記載内容が不十分	女性相談所
	(5)【平成20年度全国婦人相談員心理判定員研究協議会】 復命書の記載内容が不十分	
	(6)【身体障害者リハビリテーション研究集会2008】 復命書の記載内容が不十分	障害者相談支援センター (身体障害者更生相談所)
	(7)【公立歯科衛生士養成機関教育協議会】 ・効率性の観点から、参加者人数について要検討 ・航空運賃の支給誤り	公衆衛生学院
	(8)【学生研修旅行引率】 行程の一部について、出張の必要性が不明確	
	(9)【第63回日本体力医学会大会】 復命書の記載内容が不十分	看護大学
	(10)【日本緩和医療学会・ワークショップ】 復命書が未作成	

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
健康・安全分野	(1) 特殊勤務手当の実績簿の決裁を1ヶ月まとめて処理
鈴鹿保健福祉事務所	(2) 特殊勤務手当の実績簿の決裁を1ヶ月まとめて処理

箇 所 名	内 容
伊勢保健福祉事務所	(3) 特殊勤務手当の実績簿の決裁を複数回まとめて処理
児童相談センター	(4) 特殊勤務手当の整理簿が未作成
保健環境研究所	(5) 住居手当及び通勤手当の事後確認書類が一部未提出
女性相談所	(6) 特殊勤務手当の実績簿の決裁を1ヶ月まとめて処理
障害者相談支援センター (知的障害者更生相談所)	(7) 通勤手当の事後確認において、回数券（バス・電車）が未確認
公衆衛生学院	(8) 通勤手当の支給誤り
看護大学	(9) 住居手当の支給誤り

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 物品の在庫数の把握が不十分、台帳が未整備	健康・安全分野
	(2) (財) 三重県角膜・腎臓バンク協会への出資金について、協会の財務諸表などにより出資金の管理状況などが確認できるよう、同協会に対して書類の整備などを指導する必要あり	保健・医療分野

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 重要書類保管ロッカーの施錠なし
熊野保健福祉事務所	(2) 建物の目的外使用許可に係る使用料算出誤りによる歳入戻入あり
児童相談センター	(3) 第3期の出納自己検査が未実施
女性相談所	(4) 支出事務担当職員が審査取扱員を兼務
公衆衛生学院	(5) 委託業務や手当の認定等において、改善を要する事務処理が散見
看護大学	(6) 支出負担行為整理もれにより、委託料を次年度に支出
	(7) 請求書の内容誤りの確認不足による歳出戻入あり
	(8) 別途支給の旅費の重複支給による歳出戻入あり

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 自損事故 (損害額 16,789 円)
	(2) 自損事故 (損害額 20,370 円)
桑名保健福祉事務所	(3) 人身事故 (負担割合：県 80%・相手 20%) (物損額 : 県 125,849 円・相手 247,200 円) (治療費等：県 0 円・相手 839,411 円)
	(4) 自損事故 (損害額 115,204 円)
鈴鹿保健福祉事務所	(5) 自損事故 (損害額 89,040 円)
津保健福祉事務所	(6) 自損事故 (損害額 29,400 円)
	(7) 自損事故 (損害額 49,350 円)
	(8) 物損事故 (負担割合：県 80%・相手 20%) (物損額 : 県 10,080 円・相手 63,168 円)
伊賀保健福祉事務所	(9) 人身事故 (負担割合：県 20%・相手 80%) (物損額 : 県 32,592 円・相手 12,943 円) (治療費等：治療中につき未確定)
	(10) 自損事故 (損害額 92,389 円)
	(11) 自損事故 (損害額 45,000 円)
熊野保健福祉事務所	(12) 自損事故 (損害額 50,851 円)
児童相談センター	(13) 自損事故 (損害額 27,930 円)
	(14) 自損事故 (損害額 11,266 円)
	(15) 人身事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 6,090 円・相手 22,050 円) (治療費等：県 0 円・相手 17,400 円)
	(16) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 0 円・相手 193,000 円)

※ 県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※ 公道以外での自損事故を含む。

(7) 特別会計の処理状況

名 称	内 容
母子及び寡婦福祉資金特別会計	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額が382,518,581円(対前年度比99.4%)あり、前年度と比べて2,370,288円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。 また、不納欠損処分となった額が、17,897,927円あるが、公平性の観点から不納欠損に至らないよう、日常の債権管理をより適切に行い、収入未済の収納促進を行うとともに、市町と協力し、受給者への制度の周知を徹底し、収入未済の発生防止を図られたい。
あすなろ学園事業特別会計	平成20年度決算において、一般会計から251,399,803円を繰り入れている。 外来、入院患者に係る学園事業費負担金収入と学園使用料収入の合計額は、前年度に比べ55,854,878円増加しているので、今後も引き続き経営の健全化に取り組まれたい。

(8) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
こども分野	(1)「三重県青少年健全育成条例」に基づく任命立入調査員が行った調査結果報告書の指導事項欄の記載内容が一部不十分
伊勢保健福祉事務所	(2)「X線間接撮影用カメラ」について、台帳上廃棄となっているが、ボルト固定されたまま現存
尾鷲保健福祉事務所	(3)「東紀州地域尾鷲地区救急医療対策協議会」の事務局の経理について、他の保健福祉事務所と取扱いが異なっているため、統一した事務処理方法を検討する必要あり
児童相談センター	(4)「児童福祉法による児童入所施設及び障害児施設措置費等保護者負担金徴収事務取扱要領」第6の保護者負担金を徴収しない場合の報告が本庁に対して行われていない
女性相談所	(5) 常時資金の支出科目誤り
障害者相談支援センター (身体障害者更生相談所)	(6) 自家用車使用に係る承認手続きなし
公衆衛生学院	(7) 非常勤講師の送迎用のタクシーチケットの利用について、帰路の経路が不適切なものあり
	(8) タクシーチケットの事務取扱要綱が未作成
こころの健康センター	(9) 支出科目の誤りによる支出更正が散見

環境森林部**1 事業の執行に関する意見**

(財) 三重県環境保全事業団の経営改善等)

- (1) 財団法人三重県環境保全事業団の平成 20 年度経常損益は 3,834 万円の黒字で、そのうち、一般会計は 7 億 4,675 万円の黒字となっているが、特別会計の溶融処理事業等は、施設の磨耗等による補修費用などが増嵩し、7 億 841 万円の大幅な赤字となっている。

特別会計への累積赤字解消のための県補助は 21 年度までとなっており、施設の老朽化による修繕費の増加も見込まれることから、財団の経営改善に向けた経営計画の見直しなどについて指導されたい。

また、財団が新たに整備中の廃棄物処理施設について、計画的に事業進捗が図られるよう支援されたい。
(経営企画分野、循環型社会構築分野)

(RDF 焼却・発電事業のあり方)

- (2) RDF 焼却・発電事業については、平成 22 年度以降も企業庁が地方公営企業の任意適用事業として運営していくことが望ましいとされたところであるが、企業庁と環境森林部が一体となって進めるため、運営体制の整理を早急に進められたい。

また、平成 29 年度以降の RDF 事業のあり方についても「RDF 運営協議会」に「あり方検討作業部会」を設置し協議を進めているところであるが、関係市町等と連携しながら、早期に方向性を定められたい。
(循環型社会構築分野)

(地球温暖化防止対策)

- (3) 三重県地球温暖化対策推進計画に定める目標について、温室効果ガス排出量を平成 22 年度までに基準年度である平成 2 年度比 3%減（森林吸収含む）としているが、18 年度の排出量は 28,705 千 t（二酸化炭素換算）であり、基準年度の排出量と比べ 8.8% 増加している。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」を策定していない市町に対して計画の策定を支援するとともに、国の動向を踏まえ、目標を達成するために、排出抑制に向けた効果的な取組を推進されたい。
(地球環境・生活環境分野)

(浄化槽の法定検査)

- (4) 社団法人三重県水質保全協会において、検査依頼を受けながら法定期間内に検査を実施していない事例が発覚した。当該団体に対して是正指導を行っているが、再発防止に向けた改善策を早期に確立し、着実に履行するよう強く指導されたい。

また、浄化槽法定検査の結果、不適正とされた比率が 21.6%と全国比率 4.4%に比べ高くなっているため、市町や関係機関との連携により、浄化槽の適正な維持管理の徹底を図られたい。
(地球環境・生活環境分野)

(松阪木材コンビナートへの支援)

- (5) 松阪木材コンビナートにおいては、経営改善やコンビナート内事業体間の連携等の取組を行っており、平成 20 年度における事業体ごとの稼働計画達成率は 17 年度以降で最も高い 52.5%となり、改善の方向に進みつつある。

施設整備補助金等の有効な活用を図る観点から、今後もさらに経営改善の指導や販路

拡大等の支援を行うなど、稼働率向上に向けて種々の取組を行われたい。

(森林・林業分野)

(鳥獣被害の対策と関係機関との連携)

- (6) 近年、野生鳥獣による農林水産業の被害が全国各地で発生し、問題となっている中で、県内においても、中山間地域での被害が深刻な問題となっている。

県としては、被害の大きいニホンジカについて第2期特定鳥獣保護管理計画を立て、対策に取り組んでいるが、市町や農林業関係機関と連携を図りながら、計画を遂行されたい。

また、他の野生鳥獣についても被害の状況を踏まえ、鳥獣保護管理の方針策定などの取組を進められたい。

(森林・林業分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

雑入（産業廃棄物不適正処理代執行費用）等の収入未済額が1,521,888,795円（対前年度比116.2%）あり、前年度と比べて211,949,618円増加しているため、今後も引き続き財産把握と求償を行い、収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度	平成 19 年度
循環型社会構築分野	雑入（産業廃棄物不適正処理代執行費用）	現年度 212,309,618 円 過年度 1,299,761,651 円 計 1,512,071,269 円	現年度 42,575,301 円 過年度 1,257,366,350 円 計 1,299,941,651 円
森林・林業分野	林業改善資金貸付金償還収入等	過年度 9,817,526 円 計 9,817,526 円	現年度 7,700,000 円 過年度 2,297,526 円 計 9,997,526 円
合 計		1,521,888,795 円	1,309,939,177 円

イ 地域機関分

雑入（前払金返還利息）の収入未済額が1,058,775円（対前年度比101.0%）あり、前年度と比べて10,889円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度	平成 19 年度
津農林水産商工環境事務所	雑入（前払金返還利息）	現年度 10,889 円	—
伊勢農林水産商工環境事務所	雑入（前払金返還利息）	過年度 508,070 円	現年度 508,070 円
熊野農林商工環境事務所	雑入（前払金返還利息）	過年度 539,816 円	現年度 338,143 円 過年度 201,673 円 計 539,816 円
合 計		1,058,775 円	1,047,886 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託	(1)【平成 20 年度 M-EMS 商工会議所普及モデル事業】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし	地球環境・生活環境分野
	(2)【平成 20 年度日本環境経営環境大賞表彰委員会 審査業務等委託】 ・契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし ・履行確認にあたり確認内容を示す書類が未添付	
	(3)【平成 20 年度地下水位計測定業務委託】 ・特命随意契約理由の記載なし ・契約書に守秘義務に関する条項なし	
	(4)【平成 20 年度地盤沈下状況把握調査業務委託】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし	
	(5)【林業研究所清掃業務委託】 実施工程表および業務報告書が未徴取	林業研究所
イ 国補工事	(1)【三和片川線 楊枝川側開設工事】 ・工事変更契約について打合せ簿などによる協議の記録なし ・事前の調整不十分により工期延長	熊野農林商工環境事務所
ウ 県単工事	(1)【平成 20 年度汚染修復地（桑名市）周辺環境対策工事】 当初設計の精査不足	循環型社会構築分野
	(2)【小規模治山事業（県単）第上－6 号工事】 ・契約変更が行われていない ・技術者の兼務報告を未徴取	伊賀農林商工環境事務所
	(3)【自然災害防止事業第熊－4 号工事】 ・契約変更手続き誤り ・増額変更について打合せ簿などによる協議の記録なし	熊野農林商工環境事務所
	(4)【自然災害防止事業第熊－6 号工事】 原則 3 者以上から見積徴取すべきところ 1 者のみ徴取	
エ 調査、設計 業務委託	(1)【小規模治山事業（県単）第熊－9－1 号工事委託】 主任技術者等の選任通知書が未徴取	熊野農林商工環境事務所
オ 補助金等	(1)【特定地域生活排水処理事業補助金】 交付要領に「別に定める日」となっている交付申請日についての別途の定めなし	地球環境・生活環境分野
	(2)【森林環境創造事業費補助金】 環境林整備計画に定める 4 年ごとの森林管理者から補助事業者への報告なし	津農林水産商工環境事務所
	(3)【森林環境創造事業費補助金】 環境林整備計画に定める 4 年ごとの森林管理者から補助事業者への報告なし	伊賀農林商工環境事務所

項 目	内 容	箇 所 名
	(4)【森林環境創造事業費補助金】 環境林整備計画に定める4年ごとの森林管理者から補助事業者への報告なし	熊野農林商工環境事務所
カ 旅費	(1)【RDF先進自治体ベンチマーキング】 航空運賃額を示す書類が未添付	循環型社会構築分野
	(2)【林業普及指導員新任研修】 概算払精算書が未作成	森林・林業分野

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
循環型社会構築分野	(1) 特殊勤務手当の実績簿の決裁をまとめて処理
林業研究所	(2) 住居手当の認定簿の記載もれ、電算処理の入力もれ、手当の支給要件の確認書類が未提出

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 平成12年度に寄附を受けた土地について、利活用、処分がされていない	森林・林業分野
	(2) 財産管理システムへの建物、工作物、立木の入力なし	林業研究所
イ 金品亡失	(1) 公用車のフロントガラス損傷 (修理代 21,000 円)	循環型社会構築分野
	(2) 公用車のフロントガラス損傷 (修理代 56,770 円)	森林・林業分野
	(3) 公用車の鍵紛失(複製作成代 368 円)	松阪農林商工環境事務所
	(4) 落雷で電柱の高圧開閉器や特産実習舎等の損傷事故が発生(修理代 1,030,000 円)	林業研究所

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 報酬の二重払い
地球環境・生活環境分野	(2) 日本環境経営大賞について、二次審査に係る書類の作成が不十分

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 自損事故（損害額 36,309 円）
循環型社会構築分野	(2) 自損事故（損害額 130,617 円）
	(3) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額 ：県 21,525 円・相手 99,824 円）
津農林水産商工環境事務所	(4) 自損事故（損害額 46,725 円）
	(5) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額 ：県 522,543 円・相手 114,677 円）
伊勢農林水産商工環境事務所	(6) 自損事故（損害額 155,820 円）
伊賀農林商工環境事務所	(7) 自損事故（損害額 8,410 円）
熊野農林商工環境事務所	(8) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額 ：県 48,405 円・相手 211,800 円）
	(9) 自損事故（損害額 4,693 円）

※ 県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※ 公道以外での自損事故を含む。

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 研修会参加負担金の資金前渡の事務処理誤り
林業研究所	(2) 金庫に使用していない通帳を保管

農水商工部**1 事業の執行に関する意見**

(県民しあわせプランの数値目標「食料自給率(カロリーベース)」の見直し等と情報提供)

- (1) 前年度監査において、県民しあわせプランの数値目標「食料自給率(カロリーベース)」については、主要品目別の指標や県の農業政策の展開方向を表す指標を定めるなど、県民にわかりやすく情報提供するよう意見したところであるが、十分な取組が行われていないので、早期に検討されたい。(農産振興分野)

(土地改良区の統合整備に向けた指導)

- (2) ほ場整備や農業用ため池等の維持・管理を行う土地改良区については、土地改良区統合整備基本計画に基づき統合整備を進めているが、平成20年度末現在、土地改良区が158団体存在し、このうち活動が極めて不活発な団体が前年度と同数の6団体存在する。引き続き、市町と協力のうえ、統合整備に向けた指導を行うとともに、不活発団体への指導助言を行い、長期間放置することのないよう計画的に進められたい。(農業基盤整備分野)

(土地改良施設の譲渡)

- (3) 県営土地改良事業により造成された農業用道路、農業用・排水路等の土地改良施設については、平成18年度末に3ヶ年計画(19～21年度)を策定し、予定管理者である当該市町及び土地改良区に譲渡を進めているが、20年度末現在で190地区が未譲渡となっており、計画どおり進捗していない。引き続き、早期に譲渡できるよう計画的に進められたい。(農業基盤整備分野)

(鳥獣被害の対策と関係機関との連携)

- (4) 近年、野生鳥獣による農林水産業の被害が全国各地で発生し、問題となっている中で、県内においても、中山間地域での被害が深刻な問題となっている。鳥獣被害対策として様々な取組が行われているが、関係部局が連携して生息数(密度)や生息域を把握し、被害防止について総合的に取り組むことが重要である。今後もより一層、市町や関係機関と連携を図りながら、効果的な鳥獣被害対策を進められたい。(農業基盤整備分野)

(漁業協同組合の経営基盤の強化と合併促進)

- (5) 漁業協同組合の経営基盤の強化のため、平成21年7月に漁協組織改革推進本部会議において、県1漁協の推進(最終目標:26年度)の再確認がなされ、また、外湾地区の漁協合併については、21年度中に外湾地区漁協合併推進協議会に参加している12漁協の先行合併に向け取り組んでいる。引き続き、関係団体等との連携を図りながら合併の支援等に一層取り組まれたい。(水産振興分野)

(企業立地基盤整備の取組)

- (6) 地域の企業立地促進等の取組を支援する企業立地促進法の制定により、地域ごとに「基本計画」を策定することが制度化され、平成21年7月1日現在県内5地域で策定

されているが、県内全域がカバーされていない。今後とも、市町等における「基本計画」の策定支援に取り組まれない。

また、県民しあわせプランに記載されている全県的な「三重県企業立地基盤整備促進プラン（仮称）」策定についても、引き続き検討されたい。（商工・科学技術振興分野）

（鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用）

- (7) 鈴鹿山麓研究学園都市センターでは、開設当初から入居し、管理運営も行っていた旧科学技術振興センター（総合研究企画部）が平成20年度の組織改編で廃止されて以来、現在に至るまで民間企業や行政機関等の入居がない。

関係部局と協議のうえ、今後とも同施設の有効活用について引き続き取り組まれない。
（商工・科学技術振興分野）

（緊急雇用・経済対策）

- (8) 県では、「三重県緊急経済対策会議」や官民一体となった「三重県経済危機対策会議」を設置し、雇用対策、経済対策、生活対策を柱に取組を進めているところである。

今後も、県政の最優先課題として、「平成21年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、資金調達の円滑化の支援や新たなビジネスの創出などの経済対策を迅速かつ総合的に進められたい。

（商工・科学技術振興分野）

（貸付金にかかる収入未済）

- (9) 中小企業者等支援資金等の貸付金については、債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などにより未収金の回収に努めているものの、全ての貸付金で収入未済は前年度より増加しており、全体では33億5,732万3,248円と多額となっている。

このため、債権者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向け更に取組を強化されたい。

また、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金は、県に原資の一部を貸し付けている中小企業基盤整備機構の指針に基づき、債権の分類を行い、債権管理の方針を定めているが、今後も引き続きこの方針に則って適切な債権管理を行われたい。

なお、小規模企業者等設備貸与事業等にかかる（財）三重県産業支援センターへの原資貸付に関して、当該財団法人における未収金は、昨年度より減少したものの、依然として2億4,129万5,524円が未収となっている。

回収の見込みの無い未収金を償却処理した場合、県は損失補償契約に基づき補償費を支出していることから、未収金回収についての指導、支援に引き続き取り組まれない。

（商工・科学技術振興分野、農産振興分野、水産振興分野）

〔中小企業者等支援資金等の貸付金に係る収入未済の状況〕

箇所名	収入未済科目等	平成20年度		平成19年度	
商工・科学技術振興分野	中小企業者等支援資金貸付金	現年度	123,810,732円	現年度	123,848,379円
		過年度	3,151,402,668円	過年度	3,115,416,746円
		計	3,275,213,400円	計	3,239,265,125円

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度		平成 19 年度	
農産振興分野	農業改良資金貸付金	現年度	11,642,393 円	現年度	9,695,000 円
		過年度	43,094,561 円	過年度	44,345,665 円
		計	54,736,954 円	計	54,040,665 円
水産振興分野	沿岸漁業改善資金貸付金	現年度	2,220,000 円	現年度	3,320,000 円
		過年度	25,152,894 円	過年度	23,203,944 円
		計	27,372,894 円	計	26,523,944 円
計		3,357,323,248 円		3,319,829,734 円	

〔(財) 三重県産業支援センターに係る収入未済の状況〕

収入未済事業等	区 分	平成 20 年度	平成 19 年度
小規模企業者等設備貸与事業	年度当初収入未済額	164,109,439 円	218,125,373 円
	現年度発生額	7,334,358 円	63,900 円
	回収額	6,726,487 円	37,831,054 円
	償却額	2,307,692 円	16,248,780 円
	年度末収入未済額	162,409,618 円	164,109,439 円
小規模企業者等設備資金貸付金	年度当初収入未済額	54,777,754 円	46,135,522 円
	現年度発生額	39,160,000 円	10,240,000 円
	回収額	3,784,532 円	1,597,768 円
	償却額	35,051,005 円	0 円
	年度末収入未済額	55,102,217 円	54,777,754 円
中小企業県単設備貸与事業	年度当初収入未済額	24,203,689 円	35,835,024 円
	現年度発生額	0 円	0 円
	回収額	420,000 円	1,055,000 円
	償却額	0 円	10,576,335 円
	年度末収入未済額	23,783,689 円	24,203,689 円
計		241,295,524 円	243,090,882 円

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

雑入の収入未済額が 131,713,279 円（対前年度比 85.3%）あり、前年度と比べて 22,784,245 円減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止により一層努められたい。

なお、県内測量業者との和解調書に基づき分割納付される弁償金については、これまでのところ、和解の条件に従って納付されているが、引き続き、適切に債権管理に取り組まれたい。

〔その他の収入未済の状況〕

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度	平成 19 年度
経営企画分野	雑入（弁償金）	過年度 123,290,677 円	過年度 146,074,922 円
水産振興分野	雑入 （補助金返還金）	過年度 3,026,136 円	過年度 3,026,136 円
観 光 局	雑入（県営サン アリーナ使用料）	過年度 5,396,466 円	過年度 5,396,466 円
計		131,713,279 円	154,497,524 円

イ 地域機関分

施設使用料、契約違約金の収入未済額が 6,907,060 円（対前年度比 92.4%）ある。前年度と比べて 568,308 円減少しているものの、引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

〔地域機関の収入未済の状況〕

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度	平成 19 年度
伊勢農林水産商工 環境事務所	雑入（違約金）	過年度 294,000 円	過年度 294,000 円
中央卸売市場	施設使用料等	現年度 295,405 円 過年度 6,317,655 円 計 6,613,060 円	現年度 600,059 円 過年度 6,581,309 円 計 7,181,368 円
計		6,907,060 円	7,475,368 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託	(1)【平成 20 年度魅力づくり支援事業業務】 契約書に収入印紙が貼付もれ	農産振興分野
	(2)【農業経営近代化資金に係る利子補給金計算等の 電算事務処理】 予定価格の積算根拠が不明確	
	(3)【三重県産品市場開拓支援業務（スーパーバイザー）】 業者選定者数が企画提案コンペ選定要領と異なる	
	(4)【広域農道用地買収業務】 予定価格調書が未作成	農業基盤整備分野
	(5)【平成 20 年度農林水産省所管国有財産（自作農財 産）調査・測量・登記業務】 ・業務依頼書が委託先に交付されないうちに見積書 を徴取 ・監督員の選任に係る任命起案なし	

項 目	内 容	箇 所 名
	(6)【平成 20 年度未登記解消に係る調査及び用地交渉業務】 ・監督員の選任に係る任命起案なし ・契約条項上不要である完成報告書を徴取 ・委託料の支出時期が契約書の条項と異なる	
	(7)【三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務】 監督員の選任に係る任命起案なし	水産振興分野
	(8)【ナマコ種苗生産実証化試験に係る業務】 監督員の選任に係る任命起案なし	
	(9)【平成 20 年度「みえのうみ」環境情報収集システム保守点検等業務】 ・委託先が社名変更をしているが変更届等を未徴取 ・履行確認書を委託先に未交付	
	(10)【委託業務名：「三重みらいネット」構築業務】 ・「個人情報取扱特記事項」が契約書に未添付 ・再委託承諾願の金額や内容が不明	
	(11)【中小企業設備近代化資金貸付金に係る債権回収業務委託】 ・予定価格の積算根拠が不明確 ・履行確認日と完了報告書提出日の逆転など事務手続不備	商工・科学技術振興分野
	(12)【登記事務委託】 ・特命随意契約に係る適用条項、随意契約理由の記載なし ・契約書に個人情報の保護に関する条項なし	桑名農政環境事務所
	(13)【経営体育成基盤整備事業桃園西部地区換地業務委託】 契約書に個人情報の保護に関する条項なし	津農林水産商工環境事務所
	(14)【国営造成施設県管理事業安濃ダム農業水利施設保守点検業務】 ・物件等電子調達システムの導入など、契約方法について要検討 ・契約書に年 2 回支払いに関する条項なし	
	(15)【経営体育成基盤整備事業中瀬川南地区西明寺換地区換地業務委託】 ・見積書の徴取なし ・予定価格の記載なし ・特命随意契約理由の記載が不十分	伊賀農林商工環境事務所
	(16)【経営体育成基盤整備事業中瀬川南地区荒木換地区換地業務委託】 ・見積書の徴取なし ・予定価格の記載なし ・特命随意契約理由の記載が不十分	
	(17)【調査・測量及び登記事務委託】 契約書に個人情報の保護に関する条項なし	

項 目	内 容	箇 所 名
	(18)【県営中山間地域総合整備事業紀南地区浅里換地区事務委託】 契約書に個人情報の保護に関する条項なし	熊野農林商工環境事務所
	(19)【調査・測量及び登記事務委託】 契約書に個人情報の保護に関する条項なし	
	(20)【焼却炉 N-26 圧力計等点検調節作業】 契約条件に基づく検査確認が未実施	中央家畜保健衛生所
	(21)【「陶&くらしのデザイン展 2008」四日市会場作業委託】 履行確認の記載なし	工業研究所
	(22)【窯業研究室総合管理業務委託】 再委託の申請、承認手続きを口頭のみで処理	
	(23)【排水機場運転管理業務】 予定価格の記載なし	中央卸売市場
イ 国補工事	(1)【木曾岬地区県営湛水防除事業（小）新和泉第 2 排水機場下部工事】 ・技術審査会における提案内容を競争入札審査会へ報告した書類なし ・当初設計の精査が不十分	桑名農政環境事務所
	(2)【木曾岬地区近江島排水機場除塵機改修工事】 ・技術者の兼務報告が未徴取 ・予定価格の公表時に誤って予算額を公表	
	(3)【府中（6 期）地区県営地すべり対策事業土橋法面保護工事】 軽微な設計変更手続きなし	伊賀農林商工環境事務所
	(4)【紀南地区県営中山間事業（広）熊野工区農用排水金山排水路工事】 ・打合せ簿などによる変更協議の内容が、直近の変更契約に反映されていない ・工期延長の協議記録なし	熊野農林商工環境事務所
	(5)【紀南地区県営中山間事業（広）（繰）紀宝工区農道子安 2 道路工事】 工期延長の協議記録なし	
ウ 県単工事	(1)【麓奥溜池地区県単土地改良施設整備事業提体グラウト工事】 技術者の兼務報告が未徴取	桑名農政環境事務所
	(2)【上之庄地区県営ふるさと農道予野工区農道工事】 ・技術者の兼務報告が未徴取 ・軽微な設計変更協議書なし	伊賀農林商工環境事務所
エ 調査、設計業務委託	(1)【城南地区県営地盤沈下対策事業（小）計画変更業務委託】 現場調査が不十分	桑名農政環境事務所
	(2)【長島中部 2 期地域用水環境整備事業人道橋設計業務委託】 軽微な設計変更の手続きなし	

項 目	内 容	箇 所 名
	(3)【源緑輪中県営湛水防除事業（小）全体実施設計業務委託】 軽微な設計変更の手続きなし	
	(4)【小波田地区県営ふるさと農道測量業務委託】 軽微な設計変更の手続きなし	伊賀農林商工環境事務所
	(5)【熊野南部他地区県営中山間地域総合整備事業実施計画策定業務委託】 ・業務内容の見込みの把握不十分 ・変更契約に至るまでの協議等の記録なし	熊野農林商工環境事務所
オ 工事（修繕）	(1)【旧ガラス温室解体工事】 施工伺いに本工事目的の記載なし	農業大学校
カ 補助金等	(1)【運輸事業振興助成交付金】 申請書の提出時期に係る別途の定めなし	経営企画分野
	(2)【土地改良施設整備補修事業費補助金】 額の確定通知を出納閉鎖期間終了後に通知	農業基盤整備分野
	(3)【種苗生産推進事業費補助金】 交付申請書に添付されている収支予算書が、要領に規定する様式と一部異なる	水産振興分野
キ 旅費	(1)【農業土木技術者継続教育機構東海地方委員会】 復命書の記載内容が一部不十分	農業基盤整備分野
	(2)【第7回全国漁港漁場整備技術研究発表会】 旅行命令に自家用車使用の記録なし	水産振興分野
	(3)【岩手県における漁協の組織再編に関する指導事業聴き取り調査】 旅行命令の記載内容が一部不十分	
	(4)【試験場機関派遣研修】 宿泊を伴う出張について、復命書が未作成	津農林水産商工環境事務所
	(5)【事務費予算ヒアリング】 旅費の支給誤り	伊賀農林商工環境事務所
	(6)【獣医大学就職説明会】 ・航空運賃額を示す書類が未添付 ・旅行命令の記載内容が不十分	中央家畜保健衛生所
	(7)【指定製造事業者制度教習】 旅費の支給誤り	計量検定所
	(8)【東海北陸計量行政協議会第1回計量会議】 旅費の支給誤り	
	(9)【指導農業士連絡協議会先進地調査研究会】 ・旅行命令に用務地の記載なし ・航空運賃額を示す書類が未添付	中央農業改良普及センター
	(10)【平成20年度先進地調査研究活動】 ・旅行命令に用務地の記載なし ・航空運賃額を示す書類が未添付	農業大学校

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
津農林水産商工環境事務所	(1) 住居を転居したにもかかわらず、虚偽の報告を行い、住居手当、通勤手当を不正に受給
伊賀農林商工環境事務所	(2) 特殊勤務手当の実績簿の記載内容が不十分
病虫害防除所	(3) 特殊勤務手当の支給誤り
計量検定所	(4) 高速道路利用者について、「特急（高速道路）利用者用通勤届」が未提出、事後確認が未実施
工業研究所	(5) 扶養手当の証明書類（大学生の在学証明書等）が未提出
	(6) ETC利用の支払いを証明できる書類が未提出

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 公有財産規則で定める使用許可台帳が未作成	中央家畜保健衛生所
	(2) 行政財産（建物）の目的外使用許可の面積と、電気料金等に係る負担金の算出根拠となる使用許可面積が不一致	工業研究所
	(3) 「鉄骨ガラスハウス」の解体工事（20年度実施）における公有財産規則に定める手続きなし	農業大学校
	(4) 「鉄骨ガラスハウス」（19年度新設）の異動報告なし	
	(5) 年度途中に移設している自動販売機の変更申請、許可の手続きなし	
イ 金品亡失	(1) 伝統工芸品（展示物）の紛失、破損（賠償費用 218,000 円等）	商工・科学技術振興分野
ウ 公共用地の未登記	(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 830 筆、100,728.71 m ² あるので、計画的かつ早急な未登記の解消を進める必要あり（別表のとおり）	農業基盤整備分野

(別表)

	平成 20 年度末未登記		平成 20 年度中処理分	
	筆数（筆）	面積（m ² ）	筆数（筆）	面積（m ² ）
桑名農政環境事務所	6 筆	1,659.33 m ²	—	—
四日市農林商工環境事務所	47 筆	18,370.54 m ²	3 筆	676.54 m ²
津農林水産商工環境事務所	19 筆	3,146.01 m ²	4 筆	331.72 m ²

	平成 20 年度末未登記		平成 20 年度中処理分	
	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
松阪農林商工環境事務所	93 筆	17,520.41 ㎡	16 筆	2,404.07 ㎡
伊勢農林水産商工環境事務所	298 筆	52,771.77 ㎡	17 筆	1,885.05 ㎡
伊賀農林商工環境事務所	354 筆	5,610.64 ㎡	14 筆	681.96 ㎡
熊野農林商工環境事務所	13 筆	1,650.01 ㎡	—	—
計	830 筆	100,728.71 ㎡	54 筆	5,979.34 ㎡

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
松阪農林環境商工事務所	(1) 旅費等の二重払いによる歳出戻入あり
伊賀農林商工環境事務所	(2) 振込先口座などの誤りによる歳出戻入あり
熊野農林商工環境事務所	(3) 購入したはがきが、その日のうちに郵券証紙類出納簿からすべて払い出されていたが、発送されていないはがきを保管
計量検定所	(4) 旅費の支給誤りによる歳出戻入あり

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
桑名農政環境事務所	(1) 自損事故 (損額 148,197 円)
	(2) 自損事故 (損額 59,777 円)
	(3) 自損事故 (損害額 78,697 円)
四日市農林商工環境事務所	(4) 自損事故 (損害額 6,353 円)
津農林水産商工環境事務所	(5) 物損事故 (負担割合：県 50%・相手 50%) (物損額：県 0 円・相手 165,000 円)
	(6) 自損事故 (損害額 74,886 円)
松阪農林環境商工事務所	(7) 物損事故 (負担割合：県 95%・相手 5%) (物損額：県 64,039 円・相手 310,650 円)
	(8) 自損事故 (損害額 52,000 円)

箇 所 名	内 容
伊賀農林商工環境事務所	(9) 自損事故 (損害額 7,129 円)
尾鷲農林水産商工環境事務所	(10) 自損事故 (損害額 92,400 円)
熊野農林商工環境事務所	(11) 自損事故 (損害額 5,208 円)
	(12) 自損事故 (損害額 234,381 円)
	(13) 自損事故 (損害額 64,081 円)
北勢家畜保健衛生所	(14) 物損事故 (負担割合：県 20%・相手 80%) (物損額：県 19,740 円・相手 11,358 円)
南勢家畜保健衛生所	(15) 自損事故 (損害額 49,980 円)
計量検定所	(16) 自損事故 (廃車：取得価格 1,180,000 円)
水産研究所	(17) 自損事故 (損害額 49,906 円)

※ 県費負担の発生しないもの (自家用車の公用使用、相手方全額負担等) を除く。

※ 公道以外での自損事故を含む。

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) ETCカード誤使用による返還金発生
	(2) 金庫内に業務外の金品を保管
農産振興分野	(3) 収入証紙消込日が申請書で確認、照合できない
水産振興分野	(4) 収入証紙消込日が申請書で確認、照合できない
熊野農林商工環境事務所	(5) 占有物件の使用料の二重徴収
畜産研究所	(6) 請求書の確認誤りによる二重払い

県土整備部**1 事業の執行に関する意見****(入札・契約制度)**

- (1) 公共工事の入札・契約制度については、総合評価方式の拡充、1者入札の取扱い等の改善について、公共事業総合推進本部により全庁的に進められている。国からも、公共工事の入札及び契約手続きの更なる改善について求められているところであり、引き続き、制度改正等の効果と検証を行うとともに、入札・契約制度の更なる改善を着実に進められたい。
(公共事業総合政策分野)

(土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)

- (2) 土砂災害警戒区域の指定について、平成20年度末現在、県内の土砂災害危険箇所16,208箇所のうち、土砂災害警戒区域の指定は92箇所であり、区域指定が大幅に遅れており、土砂災害危険箇所に対する区域指定の割合は、全国最下位となっている。また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定については、未だされていない。区域指定のための基礎調査を実施しているところであるが、引き続き、着実に基礎調査を進めていくとともに、今後、区域指定にあたっては、危険性や区域指定の必要性について住民及び市町の理解を得て、早急に実施されたい。
(公共事業総合政策分野)

(道路占用料等に係る債権管理)

- (3) 「三重県道路占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」等に基づき債権管理を行っているものの、督促状の送付時期や延滞金の事務処理など、統一された取扱いとなっていないので、公平性の観点からも統一した処理を行われたい。(公共事業総合政策分野)

(新道路整備戦略の着実な実施)

- (4) 新道路整備戦略については、平成19年度に前期5ケ年の重点期間が終了したが、20年度末においても前期の重点整備箇所(243箇所376km)のうち未着手箇所が52箇所あるなど整備が遅延しており、さらに戦略計画の見直し作業も遅延している。
国の政策の方向等情報の把握に努め、県財政への影響を分析して計画の見直しを行い、着実な整備の推進を図られたい。
(道路政策分野)

(三木里インター線の整備)

- (5) 三木里インター線の土壌問題については、今後、地元住民の意見を集約し、地元、尾鷲市、県による協議を行い、同意を得たうえで事業の円滑な推進を図られたい。
また、今回の事案を教訓として、事業進捗に係るリスク管理について整理し、公共事業における今後の対策に活用されたい。
(道路政策分野)

(志登茂処理区の事業の円滑な推進)

- (6) 志登茂川浄化センター北系水処理施設(土木)建設工事において、請負業者による中間出来高検査の杭施工管理資料のデータ改ざんがあり、現在、工事を一時中断し、施工された基礎杭の品質確認試験を実施している。

施工管理の強化による再発防止の徹底とデータ改ざんにかかる経費や責任などリスクへの対策について、引き続き取り組むとともに、品質確認試験結果を確認し、安全対策の確保を行ったうえで、安全、安心で快適な生活環境を形成するため、早急に事業の再開を図り、着実な進捗を図られたい。(流域整備分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

- (ア) 債務不履行に基づく損害賠償等の収入未済額が1,581,568円あるので、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

- (イ) 県内測量業者との和解調書に基づき分割納付される弁償金の収入未済額が171,882,245円(対前年度比82.6%)ある。

これまでのところ、和解の条件に従って納付されているが、引き続き、適切に債権管理に取り組まれたい。

- (ウ) 公営住宅使用料等の収入未済額が39,526,192円(対前年度比81.0%)あり、前年度と比べて9,243,934円減少しているものの、引き続き、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成20年度		平成19年度	
経営企画分野	雑入 (損害賠償等)	現年度	1,581,568 円	現年度	0 円
		過年度	0 円	過年度	0 円
		計	1,581,568 円	計	0 円
公共事業総合政策 分野	雑入 (弁償金)	現年度	0 円	現年度	0 円
		過年度	171,882,245 円	過年度	208,178,699 円
		計	171,882,245 円	計	208,178,699 円
住まいまちづくり 分野	公営住宅使用料 等	現年度	5,399,413 円	現年度	6,249,477 円
		過年度	34,126,779 円	過年度	42,520,649 円
		計	39,526,192 円	計	48,770,126 円
合	計	212,990,005 円		256,948,825 円	

- (エ) 契約解除違約金等の債権管理に係るマニュアルが作成されているものの、督促状の送付時期などについての定めがない。債権管理の公平性を確保するため、今後、督促や催告の時期などの規定を整備されたい。(経営企画分野)

イ 地域機関分

(ア) 道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が10,375,211円(対前年度比77.5%)あり、前年度と比べて3,006,625円減少しているものの、引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成20年度		平成19年度	
桑名建設事務所	河川使用料等	現年度	749,503 円	現年度	1,441,520 円
		過年度	557,060 円	過年度	290,440 円
		計	1,306,563 円	計	1,731,960 円
四日市建設事務所	河川使用料等	現年度	351,523 円	現年度	710,866 円
		過年度	102,500 円	過年度	353,442 円
		計	454,023 円	計	1,064,308 円
鈴鹿建設事務所	河川使用料等	現年度	266,023 円	現年度	22,037 円
		過年度	1,177,374 円	過年度	1,239,094 円
		計	1,443,397 円	計	1,261,131 円
津建設事務所	道路敷使用料等	現年度	0 円	現年度	99,548 円
		過年度	405,607 円	過年度	2,806,971 円
		計	405,607 円	計	2,906,519 円
松阪建設事務所	河川使用料	現年度	0 円	現年度	4,620 円
		過年度	18,990 円	過年度	18,990 円
		計	18,990 円	計	23,610 円
伊勢建設事務所	雑入（前払金返還利息）	現年度	0 円	現年度	0 円
		過年度	323,290 円	過年度	323,290 円
		計	323,290 円	計	323,290 円
志摩建設事務所	海岸使用料等	現年度	10,500 円	現年度	152,170 円
		過年度	3,555,390 円	過年度	3,524,020 円
		計	3,565,890 円	計	3,676,190 円
伊賀建設事務所	河川使用料等	現年度	0 円	現年度	4,620 円
		過年度	41,436 円	過年度	509,134 円
		計	41,436 円	計	513,754 円
尾鷲建設事務所	地所貸下料等	現年度	1,414,775 円	現年度	210,224 円
		過年度	484,730 円	過年度	495,846 円
		計	1,899,505 円	計	706,070 円
熊野建設事務所	雑入（前払金返還利息）	現年度	0 円	現年度	316,734 円
		過年度	916,510 円	過年度	835,431 円
		計	916,510 円	計	1,152,165 円
中勢沿岸流域下水道事務所	雑入（前払金返還利息）	現年度	0 円	現年度	0 円
		過年度	0 円	過年度	22,839 円
		計	0 円	計	22,839 円
合計		10,375,211 円		13,381,836 円	

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託	(1)【三重県公共工事進行管理システム入札制度改正対応業務】 検査時の確認が不十分	公共事業総合政策分野
	(2)【平成 20 年度河川情報提供業務委託】 履行確認について、検査した内容を示すチェック表等の書類なし	流域整備分野
	(3)【平成 20 年度土砂災害相互通報システム整備事業委託】 業務執行状況について、市町の入札、契約手続きについても確認する必要あり	流域整備分野
	(4)【公営住宅法施行令改正に伴う公営住宅管理システム修正委託】 履行確認について、検査した内容を示すチェック表等の書類なし	住まいまちづくり分野
	(5)【有馬地区海岸環境整備委託】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし	熊野建設事務所
	(6)【南部浄化センター第 2 期建設事業周辺環境調査（その 3）業務委託】 ・完成報告書の内容と仕様で定める業務内容が確認できるように整理しておく必要あり ・別途契約と一体の業務として発注できるよう、業務内容に係る事前の調整、精査を十分に行う必要あり	北勢流域下水道事務所
イ 国補工事	(1)【一般国道 163 号長野峠 B P 国補道路改良新長野トンネル（非常用設備設置）工事】 契約書に「簡易総合評価方式」に係る様式が未添付	津建設事務所
	(2)【一般国道 260 号（南島バイパス）国補道路改良工事（分-3）】 「施工体制点検マニュアル」に定める様式一部なし	伊勢建設事務所
	(3)【宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター中央監視制御設備機能増設工事（水処理・汚泥処理）】 「施工体制点検マニュアル」に定める様式一部なし	伊勢建設事務所
	(4)【一般国道 169 号 国補道路交通安全対策（土場工区）工事（その 2）】 ・「施工体制点検マニュアル」に定める様式一部なし ・業者から提出された施工計画書が一部未決裁	熊野建設事務所
	(5)【二級市道久生屋金山線地方道路交付金工事（その 6）】 ・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」が契約締結後 14 日以内に取り交わされていない ・「施工体制点検マニュアル」に定める様式一部なし	熊野建設事務所
ウ 県単工事	(1)【防災情報システム整備工事】 当初設計時の現地調査が不十分	流域整備分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(2)【一般地方道桑名四日市線 公共土木施設維持管理（側溝整備）工事】 事前調整が不十分	四日市建設事務所
	(3)【一般国道 165 号公共土木施設維持管理（側溝整備）工事】 ・軽微な設計変更に伴う手続きなし ・当初設計の精査が不十分	津建設事務所
	(4)【宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター自然環境ゾーン周辺整備工事】 当初設計の精査が不十分	伊勢建設事務所
	(5)【主要地方道伊勢市停車場線景観まちづくりプロジェクト（石張舗装）工事】 「施工体制点検マニュアル」に定める様式一部なし	
	(6)【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター S P 棟薬液洗浄塔用薬液タンク設置工事】 設計単価の誤り	北勢流域下水道事務所
エ 調査、設計 業務委託	(1)【主要地方道七色峡線地方特定道路整備工事（用地測量業務委託）】 当初設計時の現地調査が不十分	熊野建設事務所
	(2)【主要地方道紀宝川瀬線地方道路交付金（積算補助業務）委託】 管理技術者、照査技術者の配置要件を確認できる書類が未整理	
オ 旅費	(1)【長寿命化修繕計画の打合せと全国アセットマネジメント担当者会議幹事会】 復命書の記載内容が不十分	公共事業総合政策分野
	(2)【平成 20 年度中部ブロック河川補助事業担当者会議】 復命書の記載内容が不十分	流域整備分野
	(3)【川口ポンプ場電気設備工事出来高検査】 旅費の支給誤り	工事検査担当
	(4)【第 40 回社団法人砂防学会シンポジウム】 復命書の記載内容が不十分	伊勢建設事務所
	(5)【平成 20 年度なぎさシンポジウム】 復命書の記載内容が不十分	
	(6)【五ヶ所港海岸工事材料工場検査立会い】 復命書の記載内容が不十分	
	(7)【第 542 回建設技術講習会「コスト措置改革と工事積算（土木・建築）」】 復命書の記載内容が不十分	熊野建設事務所
	(8)【平成 20 年度なぎさシンポジウム】 ・復命書の記載内容が不十分 ・航空運賃額を示す書類が未添付	
	(9)【砂防事業地権者説明】 復命書の記載内容が不十分	

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
四日市建設事務所	(1) 特殊勤務手当の実績簿を1ヶ月まとめて処理、決裁欄の押印もれ
伊勢建設事務所	(2) 特殊勤務手当の実績簿を1ヶ月まとめて処理
熊野建設事務所	(3) 特殊勤務手当の実績簿を1ヶ月まとめて処理

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が31,989.20㎡あるので、売却等を進めるなど、引き続きその適正な管理及び有効活用を推進する必要あり	(別表1のとおり)
	(2) 占用許可期間外に占用されている物件あり	津建設事務所
イ 金品亡失	(1) PHS内線電話機1台を紛失(取得価格24,500円)	経営企画分野
	(2) 公用車の損傷(修理代 95,000円)	道路政策分野
	(3) 公用車の損傷(修理代 137,235円)	伊勢建設事務所
	(4) 公用車の損傷(修理代 195,919円)	
ウ 公共用地の未登記	(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ5,245筆、1,321,607.32㎡あるので、計画的かつ早急な未登記の解消を進める必要あり(別表2のとおり)	経営企画分野

(別表1)

内 容	面積(㎡)	箇所名
中ノ川廃川敷外6件	7,603.88	経営企画分野
津松阪港	11,839.17	公共事業総合政策分野
一級河川鎌谷川ほか2件	1,573.70	四日市建設事務所
国道25号ほか6件	5,929.23	鈴鹿建設事務所
一級河川淀川水系久米川	5,043.22	伊賀建設事務所
計	31,989.20	

(別表2)

〔公共用地未登記〕

事務所名	平成20年度末未登記		平成20年度中処理分	
	筆数(筆)	面積(m ²)	筆数(筆)	面積(m ²)
桑名建設事務所	251 筆	153,760.45 m ²	7 筆	1,512.58 m ²
四日市建設事務所	285 筆	61,102.48 m ²	10 筆	475.44 m ²
鈴鹿建設事務所	425 筆	52,954.43 m ²	14 筆	614.54 m ²
津建設事務所	461 筆	101,906.51 m ²	13 筆	607.46 m ²
松阪建設事務所	830 筆	144,663.87 m ²	3 筆	161.97 m ²
伊勢建設事務所	1,018 筆	256,151.80 m ²	18 筆	3,368.98 m ²
志摩建設事務所	141 筆	29,458.48 m ²	8 筆	3,514.63 m ²
伊賀建設事務所	141 筆	37,047.34 m ²	4 筆	474.70 m ²
尾鷲建設事務所	537 筆	209,282.80 m ²	0 筆	0.00 m ²
熊野建設事務所	1,156 筆	275,279.16 m ²	43 筆	7,070.01 m ²
計	5,245 筆	1,321,607.32 m ²	120 筆	17,800.31 m ²

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
桑名建設事務所	(1) 河川等占用許可(更新)申請に係る事務処理や占用許可に係る調定事務を遡って処理
四日市建設事務所	(2) 河川等占用許可(更新)申請に係る事務処理や占用許可に係る調定事務を遡って処理
鈴鹿建設事務所	(3) 歳入予算区分の入力誤りによる収入更正あり
津建設事務所	(4) 調定科目の入力誤りによる科目更正や工事請負費の前金払い等における歳出戻入あり
松阪建設事務所	(5) 旅費の重複支給や光熱水費の支出誤り等、支出時の確認不足による歳出戻入あり
伊勢建設事務所	(6) 占用料等に係る督促状において、延滞金発生の始期を誤って通知
熊野建設事務所	(7) 確認不足等による歳出戻入等あり

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
四日市建設事務所	(1) 自損事故(損害額 86,935 円)

箇 所 名	内 容
鈴鹿建設事務所	(2) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 73,028 円・相手 266,585 円)
津建設事務所	(3) 自損事故 (損害額 182,941 円)
志摩建設事務所	(4) 人身事故 (負担割合：県 80%・相手 20%) (治療費等：県 0 円・相手 320,138 円)
伊賀建設事務所	(5) 自損事故 (損害額 17,157 円)
熊野建設事務所	(6) 自損事故 (損害額 49,182 円)
北勢流域下水道事務所	(7) 物損事故 (負担割合：県 90%・相手 10%) (物損額：県 183,271 円、相手 98,734 円)

※ 県費負担の発生しないもの (自家用車の公用使用、相手方全額負担等) を除く。

※ 公道以外での自損事故を含む。

(7) 特別会計の処理状況

名 称	内 容
流域下水道特別会計	国補中勢沿岸流域下水道 (志登茂川) 事業、国補中勢沿岸流域下水道 (松阪) 事業、国補北勢沿岸流域下水道 (北部) 事業において、工事の遅延等により繰越事業の未執行額 19 億 9,282 万 1,000 円を不用額として計上しているため、円滑な事業の推進を図られたい。

(8) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
北勢流域下水道事務所	(1) 金品亡失 (損傷) 報告の事務処理の遅延
	(2) 工事前払金に係る歳出戻入処理の遅延

出納局

1 事業の執行に関する意見

(会計事務の適正化)

- (1) 会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実など取り組まれているところである。この結果、出納局検査における平成 20 年度の指導件数は 572 件（19 年度 643 件 11.0%減）と減少している。

しかしながら、一部の所属において指導件数が非常に多くなるなど、各所属における会計知識の不足に起因するケアレスミスが発生している。

今後も、これらの所属に対する巡回回数を増加するなど、サポート体制を強化するとともに、出納員、会計職員及び一般職員それぞれの事務処理能力の向上を図るための一人ひとりの習熟度に応じた O J T 研修等を強化するなど、適正な事務処理についての取組を進められたい。
(出納分野)

(物品の適正管理)

- (2) 交通事故などによる公用車の損傷、県民から預かった展示物の亡失、パソコンの損傷など、金品亡失が平成 20 年度は前年度に比べて 38 件増加し 183 件発生しているので、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について引き続き指導されたい。

(出納分野)

〔金品亡失の状況〕

	事 由	19年度	20年度	概 要
損 傷	自動車	106	135	交通事故100件、事故以外35件
	自動車以外	34	38	パソコン34件、照明器具、大型ゴミ箱 等
亡 失	現金等盗難	1	—	
	物品盗難	4	5	図書 等
	物品紛失	—	5	萬古焼、図書
合 計		145	183	

(注) 件数は、当事者から各所属へ提出された金品亡失（損傷）報告書受理年月日を基準としている。

2 財務等に関する意見

(1) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
出納分野	(1) 扶養手当等の支給誤り

企業庁**1 事業の執行に関する意見****(水力発電事業の民間譲渡)**

- (1) 水力発電事業の民間譲渡については、平成 21 年 3 月に締結された「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」において、地域貢献への取組や、用地及び設備等の課題解決が譲渡の条件となっているため、譲渡交渉先や関係機関との協議を引き続き進め、課題の着実な解決に取り組まれない。(経営分野、事業分野)

(RDF焼却・発電事業の運営形態とRDF処理料)

- (2) RDF焼却・発電事業については、水力発電事業の附帯事業として運営していく位置づけがなくなる平成 22 年度以降も、企業庁が地方公営企業法の任意適用事業として運営していくことが望ましいとされたところであるが、企業庁が運営していくにあたっては、法令上の整理や運営体制等についての課題を解決する必要があるため、早急に関係部局との検討を進められたい。

また、RDF焼却・発電事業の 20 年度から 28 年度までの収支不足見込額については、県と市町で 2 分の 1 ずつ負担することとしているため、収支不足見込額が計画より増加し、市町や県の負担が増えることのないよう、効率的な事業経営に一層努力されたい。

なお、平成 29 年度以降のRDF事業のあり方についても、引き続き、関係部局等と連携しながら、早期に方向性を定められたい。(経営分野、事業分野)

(市水道事業への一元化)

- (3) 伊賀水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業(志摩系)については、平成 22 年 4 月から市の水道事業に一元化することで市と基本合意を得ていることから、一元化が円滑に行われるよう、資産の譲渡、技術継承等についての具体的な協議を着実に進められたい。(経営分野、事業分野)

(長期債務の借換と繰上償還)

- (4) 高金利企業債等の借換や繰上償還により、長期債務にかかる支払利息が将来に渡って、水道事業で約 114 億 73 百万円、工業用水道事業で約 60 億 44 百万円軽減されているが、工業用水道事業においては、水道事業に比べ、高金利企業債や水資源機構割賦負担金の残高が多いため、国及び水資源機構に対し、引き続き借換や繰上償還を積極的に要望されたい。(経営分野、事業分野)

(職員の指導監督能力育成と技術継承)

- (5) 技術管理業務の包括的な民間委託が進められる中、「安全・安定」供給に係る企業庁の事業者責任を果たすため、職員間の技術継承を着実に行うとともに、指導監督者の育成に引き続き取り組まれない。(経営分野、事業分野)

(工業用水道事業の需要拡大と施設改良)

- (6) 中伊勢工業用水道事業については、他の工業用水道事業に比べ施設能力に余裕が見られることから、企業誘致部局等と連携し、工業用水の需要拡大に引き続き努められたい。
- また、工業用水道事業においては、平成 21～23 年度の間、建設改良費の増大が見込

まれるため、コストの縮減に引き続き努められたい。

(事業分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 地域機関分

(ア) 工業用水道料金の未収金 380,100 円が発生しているため、収納促進に努められたい。

箇所名	収入未済科目	平成 20 年度	平成 19 年度
北勢水道事務所	工業用水道料金	現年度 380,100 円	—

(イ) 情報公開複写料の収納において、現金受入票が未作成（中勢水道事務所）

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容	箇所名
ア 業務委託	(1) 【企業庁財務会計システム保守及び運営支援サービス業務委託】 執行伺い及び見積徴取伺いなし	経営分野 (3事業会計共通)
	(2) 【登記測量業務委託（単価契約）】 ・見積徴取伺いなし ・予定価格調書が未作成	
	(3) 【滝原貯水池塵埃処理業務委託】 検収記録なし	三瀬谷発電管理事務所
イ 国補工事	(1) 【内径 400 耗送水管布設工事（潤田第 3-2 工区）】 地元調整不十分により工期延長	北勢水道事務所
ウ 県単工事	(1) 【内径 800 耗配水管シールド工事（四期・山之一色）】 ・監督命令書に「総合評価方式」に係る書類が未添付 ・単価算出調書の誤り	北勢水道事務所
	(2) 【播磨浄水場汚泥脱水機設備改良工事】 監督命令書に「総合評価方式」に係る書類が未添付	
エ 旅費	(1) 【平成 20 年度公営電気事業経営者会議】 旅費の支給誤り	三瀬谷発電管理事務所
オ 物品等購入	(1) 物品保管転換書が未作成	経営分野 (3事業会計共通)
	(2) 在庫物品（見学者用文具）の残高数について、現物と出納簿が不一致	志摩水道事務所

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
志摩水道事務所	(1) 通勤手当の支給誤り

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 金品亡失、盗難等	(1) 門扉の盗難（取得価格 40,000 円）	経営分野 （電気事業会計）
	(2) 公用車の損傷（修理代 122,063 円）	水質管理情報センター
イ 公共用地の未登記	(1) 過年度 1 筆 13.2 m ²	北勢水道事務所
	(2) 過年度 4 筆 156.66 m ²	志摩水道事務所
	(3) 過年度 19 筆	三瀬谷発電管理事務所

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
水質管理情報センター	(1) 自損事故（損害額 122,063 円）
伊賀水道建設事務所	(2) 自損事故（損害額 58,527 円）
	(3) 自損事故（損害額 40,835 円）

※ 県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※ 公道以外での自損事故を含む。

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
経営分野 (3 事業会計共通)	(1) 「貯蔵品台帳」と「貯蔵品出納簿」について、記載内容がほぼ重複しているため、事務効率化の観点から様式の見直しが必要

病院事業庁

1 事業の執行に関する意見

(新たな経営計画の策定及び医療スタッフの安定確保)

- (1) 平成21年2月に、知事から各病院の経営形態の変更などを内容とする「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)」が示され、現在この基本方針(案)について議論を深め検討を進めるため、「病院の姿」可能性詳細調査等が行われている。

病院事業庁においては、基本方針が決定された際には、その具体化に向けた対応策を盛り込んだ「新たな経営計画」をすみやかに策定されたい。

また、不断の経営改善に努めるとともに、関係機関との連携により医師等の確保を図り、安定的な医療の提供を行われたい。(県立病院経営分野)

2 財務等に関する意見

- (1) 収入に関する事務

(未収金と簿外管理債権の管理)

患者自己負担金に係る収入未済額が4病院合わせて2億585万5,253円(対前年度比105.7%)あり、前年度と比べて1,116万6,914円増加している。

病院事業庁が分析した未収金を要因別にみると、支払う能力があるにもかかわらず支払わないものが、全体の未収金のうち5,988万円(29.1%)を占めていることから、それらに対する法的措置、債権回収業務委託などの重点的な対応を一層進め、それぞれの未収金の状況に応じた対策や発生防止により一層取り組まれたい。また、低所得者に対する自己負担の減免制度の周知等に努められたい。

一方、回収が困難である債権は、「過年度医業未収金対策の指針集」に基づき、会計上の減額処理を行い簿外管理としており、283債権5,416万5,766円(対前年度比126.3%)で前年度4,287万8,550円から1,128万7,216円増加している。これら簿外管理債権については平成20年度に作成された「会計上の減額処理債権の管理指針」に基づき適切な処理を行なわれたい。

年度末未収金の推移(診療報酬私費分)

(単位:件、円)

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合医療センター	502	134,487,403	603	133,953,313	620	138,274,367
こころの医療センター	100	20,106,710	148	28,505,950	153	32,633,652
一志病院	8	1,433,653	7	1,093,263	7	846,753
志摩病院	205	27,366,781	267	31,135,813	242	34,100,481
計	815	183,394,547	1,025	194,688,339	1,022	205,855,253

(注) 金額には、消費税及び地方消費税を含む。

未収金分類

(単位：件、円)

分 類	平成19年度末				平成20年度末			
	件数	割合	金 額	割合	件数	割合	金 額	割合
分納中	212	20.7%	33,912,929	17.4%	318	31.1%	68,078,508	33.1%
交通事故の保険金未払により現時点では回収不可能	27	2.6%	11,312,280	5.8%	24	2.3%	9,647,270	4.7%
本人死亡、行方不明等回収不可能なもの	77	7.5%	13,796,891	7.1%	53	5.2%	9,591,916	4.7%
生活保護、自己破産等支払能力がないことが明らか	84	8.2%	34,290,932	17.6%	36	3.5%	6,414,905	3.1%
支払う能力があるのに支払わない	379	37.0%	49,214,573	25.3%	335	32.8%	59,884,316	29.1%
法的措置を実施したもの	246	24.0%	52,160,734	26.8%	256	25.0%	52,238,338	25.4%
計	1,025	100.0%	194,688,339	100.0%	1,022	100.0%	205,855,253	100.0%

簿外管理としている未収金の状況

(単位：件、円)

区 分	平成19年度末		平成20年度末	
	件数	金 額	件数	金 額
総合医療センター	166	29,400,110	181	39,310,350
こころの医療センター	51	9,101,477	51	9,101,477
一志病院	0	0	2	219,070
志摩病院	33	4,376,963	49	5,534,869
計	250	42,878,550	283	54,165,766

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託	(1) 【患者様アンケート結果分析業務】 履行期限の表記が、仕様書と契約書で不一致	県立病院経営分野
	(2) 【平成20年度看護研修ステップⅣ研修】 検収記録なし	
	(3) 【看護業務委託業務（旧健康管理業務）】 ・予定価格の設定なし ・契約書に個人情報保護に関する条項なし	総合医療センター
	(4) 【会計事務補助職員業務委託】 ・特命随意契約理由が不適切 ・予定価格の設定なし	
	(5) 【ホルター心電図解析業務委託】 契約書に個人情報の保護に関する条項なし	志摩病院

項 目	内 容	箇 所 名
	(6) 【MR I ・ C T遠隔画像診断業務】 ・ 契約書に個人情報の保護に関する条項なし ・ 医師個人への委託という手法について要整理 (7) 【ゴールデンウィーク医事業務】 随意契約理由の記載が不十分 (8) 【トイレ環境衛生保守及び衛生器具等維持管理業務委託】 契約相手方の選定方法について適宜見直し、検討が必要	
イ 旅費	(1) 【平成 20 年度認定看護管理者制度サードレベル教育課程】 行程が不適切	県立病院経営分野
	(2) 【第 24 回日本人工臓器学会教育セミナー、第 22 回体外循環認定士認定試験】 復命書の記載内容が不十分	総合医療センター
	(3) 【第 43 回日本療法学術大会】 航空運賃額を示す書類が未添付	一志病院
	(4) 【第 15 回救急整形外傷シンポジウム】 航空運賃額を示す書類が未添付	志摩病院
	(5) 【第 34 回日本脳卒中学会総会・第 38 回日本脳卒中の外科学会】 ・ 行程の事前承認なし ・ 復命書の記載内容が不十分	
ウ 物品等購入	(1) 予定価格の設定なし	一志病院
	(2) 施行伺の起案なし	
	(3) 随意契約理由や業者選定理由等の記載なし	

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
総合医療センター	(1) 住居手当及び通勤手当認定の際の確認が不十分
一志病院	(2) 住居手当認定の際の確認が不十分
志摩病院	(3) 住居手当認定の際の確認が不十分

(4) 財産管理等

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 県立病院において、目的外使用許可が行われていないなど、不適切な事務処理があった。 病院事業庁として、早急に実態を調査し、改善に向けて指導をされたい。	県立病院経営分野
	(2) 郵便ポスト、職員組合執務スペース等の目的外使用許可手続きなし	総合医療センター
	(3) 取得価格（単価）が5万円未満のPHS機材を消耗備品費（備品購入費）で購入しているが、病院事業庁会計規程運用方針に基づき、消耗品として管理する必要あり	一志病院
	(4) 備品出納簿が未作成	
	(5) 電算システムのエラーにより、貯蔵品（薬品）の在庫価格の表示誤り	志摩病院
イ 金品亡失	(1) PHS電話機の紛失（取得価格 46,200 円）	こころの医療センター
	(2) 小火の発生	

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
県立病院経営分野	(1) 社会保険料の徴収もれ
	(2) 旅費の支給誤りによる歳出戻入あり
こころの医療センター	(3) 前渡資金の精算が遅延
一志病院	(4) 前渡資金受払状況の整理もれ
志摩病院	(5) 賃金の算定誤りによる歳出戻入あり

(6) 交通事故

公用車等の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
こころの医療センター	(1) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 532,406 円・相手 116,678 円）

※ 県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※ 公道以外での自損事故を含む。

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
県立病院経営分野	(1) 自己検査を行う体制を構築し、内部牽制体制の強化が必要
総合医療センター	(2) 金庫内に業務外の金品を保管
志摩病院	(3) 金庫内に業務外の金品を保管

議会事務局

1 事業の執行に関する意見

(政務調査費の適正な執行)

- (1) 政務調査費については、透明性の向上を図るため、平成 19 年 3 月に「三重県政務調査費の交付に関する条例」が改正され、19 年 5 月に「三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程」が施行され、20 年 3 月には全ての領収書等を添付することなどの同条例の一部改正を行ったところである。

20 年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、事務所費、事務費、人件費の合計額が支出上限額である交付額の 2 分の 1 を越えた事例や同一旅費が、会派分と議員個人分に重複して支出されているなど返還を要する事例、領収書や証拠書類等の写しが添付されていないなど取扱いに改善を要する事例が見受けられた。

これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、今後とも、政務調査費の適正な執行に努められたい。

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、不適切な事務処理が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
議会事務局	(1)平成 19 年度以前の政務調査費の修正報告にかかる返還金について、20 年度に修正報告があったものを 21 年 4 月以降に調定し、21 年度に収納

(2) 財産管理等

財産管理等について、不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 金品亡失	(1) 公用車の損傷（修理代 81,359 円）	議会事務局
	(2) 議会図書室の図書の亡失（29 冊：取得価格不明）	

監査委員事務局**1 事業の執行に関する意見**

(事務局職員の専門性の向上)

- (1) 地方分権の進展等に伴い、県が処理すべき事務は今後さらに高度化・多様化すると考えられる。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の審査や、地方公会計改革による資産・債務管理の分析など、財務報告の信頼性の確保の観点も重要となっている。

今後、監査委員による監査体制の強化を図る上で、監査委員事務局職員の資質向上は重要な課題であり、専門性を高めるための研修を充実していくとともに、個々の職員が習得した知識を組織全体で共有し、組織全体の底上げを図る仕組みの構築に一層努められたい。

人事委員会事務局

概ね適正に処理されていた。

教育委員会事務局

1 事業の執行に関する意見

(障がい者雇用の推進)

- (1) 教育委員会における平成20年6月1日現在の障がい者雇用率は1.57%と、前年度に比べて0.22ポイント向上しているが、「身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画」に設定されている法定雇用率2.0%が達成されていないので、一層、積極的な雇用に努められたい。
(教育支援分野)

(法令遵守等の徹底)

- (2) 公立小中学校及び県立学校等において、毎年度、教職員の懲戒処分が発生している。公教育に対する県民の信頼を確保するため、引き続き、教職員に法令及び服務規律の遵守の徹底を図り、再発防止に努められたい。
(教育支援分野)

[教育委員会の懲戒処分者数の推移]

(単位：人)

平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
12	29	12	22	23

(特別支援教育の充実)

- (3) 県立特別支援学校整備第一次実施計画に基づき、県、特別支援学校が市町、学校等に対して一層、適切な指導、支援が行えるよう、一貫した支援体制の構築に引き続き努めるとともに、児童生徒の増加に伴う教室の確保、地域バランスを考慮した適正な学校配置等といった様々な課題の解消への取組をさらに推進されたい。

また、特別支援学校教諭免許状のうち、視覚障害者に関する教育の領域及び聴覚障害者に関する教育の領域の免許状の保有率が低いので、今後も免許法認定講習を積極的に開設するなど、保有率向上に一層努められたい。
(教育支援分野、学校教育分野)

(外国人生徒教育の支援)

- (4) 県内の公立小中学校及び県立学校における日本語指導を必要とする外国人児童生徒数は、平成20年度1,619人と前年度に比べ212人増加している。こうした中、日本語指導や学校生活への適応指導の充実に取り組んでいるが、外国人児童生徒が、日本語で学ぶ力を身につけ学校生活により適応できるよう、市町教育委員会等との連携を一層、密にしながら取組を進められたい。

また、高校進学を希望する生徒に対して進学機会を提供するため、特別入学選抜の充実など、引き続き環境整備を進められたい。
(学校教育分野)

(いじめ、不登校児童生徒への対応)

- (5) 平成19年度のいじめの認知件数は546件であり、前年度と比較して減少しているものの、依然として多くの事例が認知されている。今後とも、未然防止、早期発見、早期対応ができる指導体制の強化を図られたい。

また、20年度の不登校児童生徒数は1,909人であり、前年度とほぼ同数となっている。引き続き、スクールカウンセラーによる相談指導など早期発見、早期対応の取組をより一層進められたい。
(学校教育分野)

(学力及び体力・運動能力の向上)

- (6) 「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、全国平均を下回っている項目が多くあるので、内容の分析を進め、児童生徒の強み、弱み等を的確に把握したうえで、関係機関との連携を密にし、より一層、授業改善のための研究や、指導方法・評価方法の工夫改善の支援等を充実させるなど、学力及び体力・運動能力の向上を図られたい。(学校教育分野、社会教育・スポーツ分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、63,719,708 円(対前年度比172.1%)あり、前年度と比べて26,704,378 円増加している。各奨学金などの返還金については、滞納整理に関する要綱などに基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に努められたい。

また、新たに教職員恩給及び退職年金の過払いによる返還金が発生しているので、適切な債権管理を行い、収入未済額の収納促進に努めるとともに、今後、より一層、受給権の確認を厳格に行い、再発防止の措置を講じられたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度		平成 19 年度	
経営企画分野	三重県高等学校等修学奨学金返還金	現年度	14,815,569 円	現年度	10,509,398 円
		過年度	20,432,367 円	過年度	12,822,187 円
		計	35,247,936 円	計	23,331,585 円
教育支援分野	雑入 (給与過払い分)	現年度	255,000 円	現年度	— 円
		過年度	39,535 円	過年度	149,535 円
		計	294,535 円	計	149,535 円
	雑入(教職員恩給及び退職年金過払い分)	現年度	11,712,123 円	現年度	— 円
		過年度	— 円	過年度	— 円
		計	11,712,123 円	計	— 円
	雑入(退職手当戻入分)	現年度	— 円	現年度	— 円
		過年度	— 円	過年度	1,228,323 円
		計	— 円	計	1,228,323 円
学校教育分野	延納利息	現年度	— 円	現年度	— 円
		過年度	— 円	過年度	39,740 円
		計	— 円	計	39,740 円
	高等学校等進学奨励金返還金	現年度	2,938,670 円	現年度	2,943,909 円
		過年度	4,787,364 円	過年度	2,116,158 円
		計	7,726,034 円	計	5,060,067 円
	大学等進学資金貸付金返還金	現年度	2,303,200 円	現年度	2,671,400 円
		過年度	6,278,600 円	過年度	4,329,400 円
		計	8,581,800 円	計	7,000,800 円

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度	平成 19 年度
	高等学校定時制課程 及び通信制課程修学 奨励金返還金	現年度 — 円 過年度 60,000 円 計 60,000 円	現年度 — 円 過年度 108,000 円 計 108,000 円
	スクールカウンセラ ー通勤手当返還金	現年度 — 円 過年度 97,280 円 計 97,280 円	現年度 — 円 過年度 97,280 円 計 97,280 円
合 計		63,719,708 円	37,015,330 円

イ 県立学校分

(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が 13,081,558 円（対前年度比 109.0%）あり、前年度と比べて 1,082,849 円増加しているので、引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱などにに基づき、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 20 年度	平成 19 年度
県立高等学校 (41 校)	高等学校授業料	現年度 8,562,453 円 過年度 3,926,564 円 計 12,489,017 円	現年度 6,314,156 円 過年度 5,089,196 円 計 11,403,352 円
県立高等学校 (1 校)	弁償金	現年度 — 円 過年度 586,781 円 計 586,781 円	現年度 — 円 過年度 586,781 円 計 586,781 円
県立高等学校 等 (5 校)	学校開放事業電気 使用料等	現年度 5,760 円 過年度 — 円 計 5,760 円	現年度 8,576 円 過年度 — 円 計 8,576 円
合 計		13,081,558 円	11,998,709 円

(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
四日市高等学校	(1) 高等学校授業料の事務処理誤りによる歳入戻出あり
四日市農芸高等学校	(2) 高等学校授業料の減免申請を受けずに減免を認定 (3) 生産物受払収入の専用口座に利子が発生
四日市商業高等学校	(4) 高等学校授業料の減免認定に係る調定処理もれ
菰野高等学校	(5) 高等学校授業料の退学者に係る調定処理もれ
津商業高等学校	(6) 高等学校授業料の減免認定に係る調定処理誤り
久居高等学校	(7) 高等学校授業料の現金収納分について収納処理遅れ (8) 高等学校授業料の事務処理誤りによる歳入戻出あり

箇 所 名	内 容
	(9) 家賃の事務処理誤りによる歳入戻出あり
松阪商業高等学校	(10) 高等学校授業料の現金収納分について収納処理遅れ
	(11) 高等学校授業料の歳入戻出処理遅れ
宮川高等学校	(12) 高等学校授業料の減免認定に係る調定処理誤り
名張桔梗丘高等学校	(13) 高等学校授業料の事務処理誤りによる歳入戻出あり
書面監査 (10 校)	(14) 高等学校授業料等の事務処理誤りによる歳入戻出あり

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託	(1) 【三重県高等学校等修学奨学金返還金の口座振替収納に関する事務処理業務委託】 契約書に仕様書の添付なし	経営企画分野
	(2) 【三重県立学校授業料の収納に関する事務処理業務委託】 ・ 契約書に仕様書の添付なし ・ 委託業者から完成報告書（上期）を未徴取	
	(3) 【小中学校旅費システム改修業務委託】 特命随意契約理由の記載が不十分	教育支援分野
	(4) 【教職員退職手当算定システム改修業務】 仕様書の記載内容が不十分	
	(5) 【外国人児童生徒教育緊急重点サポート事業の委託】 ・ 予定価格の積算根拠が不明確 ・ 再委託の申請、承認の手続きなし ・ 再委託先に対して個人情報の適正管理の確保の措置が講じられているか、確認できない ・ 事前調整に時間を要し、事業の実施回数が当初想定より減少	学校教育分野
	(6) 【問題を抱える子ども等の自立支援事業調査委託（第1回・第2回）】 再委託の申請、承認の手続きが遅延	
	(7) 【「実践研究事業」実施委託】 ・ 予定価格の積算根拠が不明確 ・ 見積書提出依頼について文書通知なし	
	(8) 【高校生地域人権活動支援事業委託】 ・ 予定価格の積算根拠が不明確 ・ 見積書提出依頼について文書通知なし	
	(9) 【学校支援地域本部事業委託】 ・ 施行伺いなし ・ 契約書に仕様書の添付なし ・ 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし	社会教育・スポーツ分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(10)【平成20年度国民体育大会派遣事業委託】 ・特命随意契約理由の記載が不明確 ・予定価格の積算根拠が不明確 ・委託料内訳のうち、人件費の積算根拠が不明確 ・概算払を行っているが、精算の結果、多額の戻入が発生しているため、支払方法について要改善	
	(11)【平成20年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費事務委託】 特命随意契約理由の記載が不明確	
	(12)【川崎L型冷温水発生機器保守点検委託】 ・特命随意契約理由の記載が不明確 ・見積書の徴取前に予定価格が未設定 ・予定価格の積算根拠が不明確	研修分野
	(13)【校長室他清掃業務委託】 支出負担行為書等に予定価格の記載なし	桑名北高等学校
	(14)【エレベータ保守管理業務委託】 支出負担行為書等に予定価格の記載なし	
	(15)【昇降機点検業務】 ・予定価格の積算根拠が不明確 ・検査記録なし	四日市高等学校
	(16)【電話交換設備保守】 契約書に仕様書の添付なし	北星高等学校
	(17)【ホームページ更新委託】 予定価格の積算根拠が不明確	神戸高等学校
	(18)【成績管理システム年間保守委託】 ・支出負担行為書等に予定価格の記載なし ・契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし	
	(19)【消防用設備保守点検業務】 契約書に仕様書の添付なし	
	(20)【ガスエンジンヒートポンプエアコンの保守業務委託】 予定価格の積算根拠が不明確	
	(21)【エレベータ保守点検】 予定価格の積算根拠が不明確	石薬師高等学校
	(22)【ソフトウェアのカスタマイズ業務】 施行伺いや契約伺いに業務仕様書の添付なし	稲生高等学校
	(23)【ソフトウェアのメンテナンス業務】 支出確認書類として履行実績を示す書面の添付なし	
	(24)【デジタル複写機保守点検業務】 契約を中途解除しているが書面による取り交わしなし	
	(25)【廃棄物収集運搬業務委託】 ・契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし ・業務の履行確認のための点検簿なし	津西高等学校
	(26)【漏水調査】 ・予定価格の設定なし ・契約書の記載事項が不十分 ・契約保証金を免除する根拠の記載なし	津商業高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(27)【エレベーター保守管理】 ・契約書の記載事項が不十分 ・契約保証金を免除する根拠の記載なし	
	(28)【消防用設備等点検・報告業務】 ・契約書の記載事項が不十分 ・契約保証金を免除する根拠の記載なし	
	(29)【浄化槽保守点検業務】 ・契約書の記載事項が不十分 ・契約保証金を免除する根拠の記載なし	
	(30)【昇降設備に関する遠隔メンテナンス業務委託】 予定価格の積算根拠が不明確	久居高等学校
	(31)【浄化槽保守点検業務委託】 ・予定価格の積算根拠が不明確 ・契約書の記載事項が不十分 ・契約保証金を免除する根拠の記載なし	
	(32)【浄化槽の清掃に関する業務委託】 見積徴取伺いなし	宮川高等学校
	(33)【浄化槽の保守点検に関する業務委託】 見積徴取伺いなし	
	(34)【家庭科講師派遣事業委託】 ・施行伺いなし ・契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし	鳥羽高等学校
	(35)【合併浄化槽維持管理業務】 ・予定価格の設定誤り ・契約準備行為を行っているが見積依頼通知に「落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし	
	(36)【GHP保守点検業務】 ・契約準備行為を行っているが、執行伺い等にその旨の記載なし ・見積依頼通知に「落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし	
	(37)【エレベータ保守点検業務】 ・契約準備行為を行っているが見積依頼通知に「落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし ・契約書に定められた支払方法がとられていない	
	(38)【保健体育授業「看護学探求」講師派遣委託】 契約書に収入印紙が貼付もれ	名張桔梗丘高等学校
	(39)【漏水調査】 予定価格の設定なし	名張西高等学校
	(40)【合併及び単独浄化槽保守点検業務委託】 設計額の積算誤り	尾鷲高等学校
	(41)【消防用設備等点検・報告業務委託】 点検により不良箇所が判明したにも関わらず対応が遅れ、消防本部から改善指示を受けており、委託の成果の活用が不十分	

項 目	内 容	箇 所 名
	(42)【廃棄物収集及び処理業務委託】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし	草の実特別支援学校
	(43)【廃棄物収集及び処理業務委託】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし	稲葉特別支援学校
	(44)【エレベーター保守管理委託】 予定価格の設定なし	特別支援学校 玉城わかば学園
	(45)【レーザープリンターの保守委託】 予定価格の設定なし	
イ 工事（修繕）	(1)【工事全般】 工事の執行にあたり、計画的かつ契約の競争性、公平性、透明性を損なわない手法で実施するよう、各県立学校との連携を十分図る必要あり	教育支援分野
	(2)【テニスコート補修工事（特別）】 完成認定書が未作成	川越高等学校
	(3)【グラウンド西側斜面崩落箇所改修工事】 工事目的物引渡書が未徴取	四日市南高等学校
	(4)【非常放送設備修繕工事】 契約書に仕様書の添付なし	北星高等学校
	(5)【用務員棟屋上防水・女子トイレ天井張替工事】 変更契約額の算定方法が不適切	飯南高等学校
	(6)【自転車置場改修工事】 当初設計の精査が不十分	伊勢まなび高等学校
	(7)【教室棟トイレ空調設置工事】 ・ 予定価格調書が未作成 ・ 工事目的物引渡書が未徴取	特別支援学校 北勢きらら学園
ウ 補助金等	(1)【2009 年第 29 回世界新体操選手権三重大会組織委員会負担金】 交付要綱の根拠規定の改正事務処理遅れ	経営企画分野
	(2)【第 33 回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会負担金】 教育委員会事務局の負担金交付事務と実行委員会の負担金申請、実績報告等の事務を同一人が兼務して処理	学校教育分野
	(3)【近畿高等学校総合文化祭出演者補助金】 補助金の名称が、関係交付要綱などにおいて不統一	
	(4)【定時制夜食費補助金】 ・ 支出負担行為の整理日および額が不適切 ・ 変更交付申請書が提出される前に、変更後の額で履行確認および支払いを行っており不適切 ・ 支払前の所属長による履行内容の確認なし ・ 補助金申請と交付事務を同一人が処理	神戸高等学校
エ 旅費	(1)【平成 20 年度教職員管理主事研修講座】 旅行命令と復命書の旅行期間の日付が不一致	教育支援分野
	(2)【平成 20 年度第 1 回埋蔵文化財担当職員講習会】 旅行命令の用務先の記載が不十分	社会教育・スポーツ分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(3)【全国高等学校総合体育大会生徒引率】 旅費の精算において実際とは異なる経路を申請し、交通費を過大に請求	桑名高等学校
	(4)【全国看護高等学校研究協議大会】 行程が不適切	
	(5)【全国公立学校事務長会研究協議会並びに総会】 航空運賃額を示す書類が未添付	四日市高等学校
	(6)【全国公立高等学校事務職員研究大会】 自家用車使用に係る承認手続きなし	
	(7)【修学旅行引率】 ・旅費の支給誤り ・旅費支給項目の誤り	四日市中央工業 高等学校
	(8)【全国理科教育大会等】 行程が不適切	
	(9)【第 60 回全国高等学校通信制教育研究会総会外】 旅費の支給誤り	北星高等学校
	(10)【学校訪問】 旅費の支給誤り	
	(11)【近畿高校家庭科教育研究発表大会】 旅費の支給誤り	稲生高等学校
	(12)【測量士補国家試験引率】 復命書の作成が不十分	久居農林高等 学校
	(13)【第 45 回全国高等学校農業土木教育研究協議会】 復命書の作成が不十分	
	(14)【第 59 回日本学校農業クラブ全国大会佐賀大会】 復命書の作成が不十分	
	(15)【平成 20 年度第 14 回全国進学研究大会】 旅費の支給誤り	松阪商業高等 学校
	(16)【コミュニティ・スクール推進フォーラム】 行程が不適切	飯南高等学校
	(17)【全国高等学校生徒商業研究発表大会】 行程が不適切	宇治山田商業 高等学校
	(18)【第 61 回全国公立高等学校事務職員研究大会】 行程が不適切	伊勢まなび高等 学校
	(19)【平成 20 年度農業クラブ全国大会等引率】 復命書の記載内容が不十分	上野農業高等 学校
	(20)【全国高等学校長協会・研究協議会】 復命書の記載内容が不十分	上野工業高等 学校
	(21)【高等学校インテリア科教育研究会】 復命書の記載内容が不十分	
	(22)【ベンチマーキング】 ・復命書の記載内容が不十分 ・調査結果の情報共有が不十分	名張桔梗丘高等 学校
	(23)【ベンチマーキング】 ・復命書の記載が不十分 ・調査結果の情報共有が不十分	

項 目	内 容	箇 所 名
	(24) 【ベンチマーキング】 調査結果の情報共有が不十分	
	(25) 【平成 20 年度全国情報教育研究会第 37 回全国大会】 航空運賃額を示す書類が未添付	名張西高等学校
	(26) 【学校活性化に係る先進地調査】 行程が不適切	尾鷲高等学校
	(27) 【全国公立高等学校事務職員研究大会】 ・旅費の支給誤り ・自家用車使用に係る承認手続きなし	
	(28) 【第 46 回中部地区肢体不自由教育研究大会福井大会】 行程が不適切	草の実特別支援学校
	(29) 【高 2 修学旅行引率】 旅費の支給誤り	特別支援学校 玉城わかば学園

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
研修分野	(1) 扶養手当等の事後確認が不十分
	(2) 扶養手当の認定簿が未整理
桑名高等学校	(3) 住居手当の認定簿が未整理
川越高等学校	(4) 扶養手当等の事後確認なし
四日市中央工業高等学校	(5) 住居手当の事後確認が不十分
四日市商業高等学校	(6) 扶養手当等の事後確認が不十分
	(7) 特殊勤務手当について、規程に定める実績簿が未作成
稲生高等学校	(8) 通勤手当の支給誤り
飯野高等学校	(9) 通勤手当の支給誤り
	(10) 扶養手当の事務処理誤りによる歳出戻入あり
津西高等学校	(11) 特殊勤務手当の実績簿について、決裁が遅延
松阪高等学校	(12) 住居手当の認定手続きや事後確認が一部不十分
松阪商業高等学校	(13) 特殊勤務手当の実績簿について、決裁もれ散見
鳥羽高等学校	(14) 特殊勤務手当の実績簿について、1 ヶ月分をまとめて決裁
上野商業高等学校	(15) 特殊勤務手当の実績簿の作成もれ

箇 所 名	内 容
名張西高等学校	(16) 特殊勤務手当の実績簿について、決裁なし
草の実特別支援学校	(17) 扶養手当の事後確認もれ
杉の子特別支援学校	(18) 住居手当の認定簿が未整理
特別支援学校 北勢きらら学園	(19) 特殊勤務手当の実績簿について、決裁もれ散見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 物品管理台帳の未整理	経営企画分野
	(2) 菰野高等学校の学校用地の一部について、使用に係る権利関係が未整理	教育支援分野
	(3) 県立学校の教育財産目的外使用許可に係り無償とする根拠の整理が不十分	
	(4) 教育財産目的外使用許可に係り公有財産使用許可（貸付）台帳が未整理	研修分野
	(5) 教育財産定期報告書の報告なし	桑名北高等学校
	(6) 教育財産目的外使用許可に係り、許可内容や使用料の変更について、協議書等の記録なし	四日市高等学校
	(7) 教育財産目的外使用許可申請書類について、許可部分を明示した平面図の徴取なし	四日市中央工業高等学校
	(8) 教育財産目的外使用許可の手続きなし	久居高等学校
	(9) 教育財産目的外使用許可に係り無償とする根拠の整理が不十分	松阪商業高等学校
	(10) 教育財産台帳の未整理	宇治山田商業高等学校
	(11) 教育財産目的外使用許可に係る使用料の調定日を遡及処理	鳥羽高等学校
	(12) 教育財産目的外使用許可に係る使用料算定について、算定の基礎となる相続税課税標準価格の根拠が未確認	
	(13) 教育財産目的外使用許可申請書類について、許可部分を明示した平面図の徴取なし	名張西高等学校
	(14) 重要物品のうち長期にわたり活用されていないものがあり、処分等について要検討	尾鷲高等学校
	(15) 消防設備の不良箇所の改善が遅れたため、消防本部から改善指示を受けている	

項 目	内 容	箇 所 名
	(16) 教育財産目的外使用許可に係り無償とする根拠の整理が不十分	
	(17) 教育財産定期報告書の報告なし	草の実特別支援学校
	(18) 教育財産目的外使用許可に係り公有財産使用許可（貸付）台帳が未作成	杉の子特別支援学校
イ 金品亡失、盗難等	(1) パソコンの紛失（取得価格 13,440 円）	四日市西高等学校
	(2) 公用車の損壊被害（修理代 13,776 円）	四日市中央工業高等学校
	(3) 公用車の損傷（修理代 20,265 円）	鳥羽高等学校
	(4) 公用車の前部ナンバープレートの盗難（再取得手数料 10,000 円）	上野農業高等学校
	(5) パソコンの損傷（27 台 修理代 1,307,150 円）	県立学校（23 校）
	(6) 昇降口渡り廊下等窓ガラス（3 枚）の損傷（修理代 73,500 円）	朝明高等学校
	(7) 大型ごみ保管庫（2 台）が不審火により焼失（再取得価格 180,572 円）	白山高等学校
	(8) 公用車のフロントガラスの破損（修理代 68,744 円）	特別支援学校 西日野にじ学園
	(9) 公用車のテールランプの破損（修理代 11,800 円）	

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
教育支援分野	(1) 平成 21 年 7 月に（財）三重県公立学校職員互助会において横領等が発覚し、職員 2 名の処分などが行われている。関係団体に対して、法令遵守の徹底を図るとともに、内部統制、チェック機能について検証し、適正な執行、信頼の確保に努められたい。
川越高等学校	(2) 収支事務を一人で処理しており、チェック体制を要整備（事務処理誤りや確認もれ等による歳出戻入あり）
四日市高等学校	(3) 振込先口座の誤りによる歳出戻入あり
四日市農芸高等学校	(4) 債権者誤りによる歳出戻入あり
四日市商業高等学校	(5) 契約書等の公印使用について、取扱主任者の押印もれが散見

箇所名	内 容
上野商業高等学校	(6) 平成19年度の物品購入等に係り、大量の支払い遅延が年度末に発覚している。職員に法令及び服務規律の遵守の徹底を図るとともに、内部統制、チェック機能の強化を図り、再発防止の措置を徹底されたい。
名張西高等学校	(7) 契約書等の公印使用について、取扱主任者の押印もれ
草の実特別支援学校	(8) 支出事務担当者が出納員を兼務しており、内部統制に課題あり
杉の子特別支援学校	(9) 相互チェック機能が十分機能していない (前回監査意見に対する改善が不十分)
書面監査(20校)	(10) 事務処理誤り等による歳出戻入あり

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
四日市中央工業高等学校	(1) 物損事故(負担割合: 県 80%・相手 20%) (物損額 : 県 69,360 円・相手 70,095 円)
特別支援学校西日野にじ学園	(2) 物損事故(負担割合: 県 80%・相手 20%) (物損額 : 県 50,064 円・相手 169,600 円)

※ 県費負担の発生しないもの(自家用車の公用使用、相手方全額負担等)を除く。

※ 公道以外での自損事故を含む。

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
四日市農芸高等学校	(1) 生産物報告書について会計規則に定める様式を使用していない
	(2) 繰替払の処理を収入(売上代金)の収納前に行っている
松阪高等学校	(3) 郵券証紙類出納簿の整理が遅延
杉の子特別支援学校	(4) 郵券証紙類出納簿の整理が遅延、財務会計システムへの入力誤り

労働委員会事務局

概ね適正に処理されていた。

海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局

概ね適正に処理されていた。

警察本部**1 事業の執行に関する意見****(交通事故の発生防止)**

- (1) 平成20年の三重県内の人身事故の発生件数は11,886件で、前年に比べ904件減少し、死者数も19年中の118人に対し110人で、前年に比べ8人減少した。

しかし、高齢者の死者数が多く、平成20年における交通事故死者数に占める高齢者の割合は50.9%となり、年々高くなっている。

今後、交通安全教育指針に基づき、高齢者等の交通弱者に対する交通安全教育の更なる推進に努められたい。

また、信号機や横断歩道等の交通安全施設について、関係機関との協議を行い、計画的に整備を進めることにより、交通事故の発生防止に努められたい。

(警察活動基盤の強化と犯罪の抑止)

- (2) 平成20年の刑法犯検挙率は26.2%であり、前年と比べて5.2%低下しているので、地域との連携をより密にし、犯罪の抑止と検挙率の向上により一層取り組まれたい。

また、団塊の世代の大量退職が進む中、これまで培ってきた捜査技術・手法を次世代へ確実に継承し、警察の組織能力を維持、向上させるなど警察活動基盤の強化を図られたい。

2 財務等に関する意見**(1) 収入に関する事務****ア 本庁分**

車両（自動車、自動二輪車、原動機付自転車等）の放置違反金の収入未済額が44,128,000円（対前年度比174.0%）あり、前年度と比べて18,766,000円増加しているので、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

また、公用車損傷による賠償金としての弁償金の過年度収入未済額が247,800円あり、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

収入未済科目等	平成20年度		平成19年度	
放 置 違 反 金	現年度	26,629,000 円	現年度	19,710,000 円
	過年度	17,499,000 円	過年度	5,652,000 円
	計	44,128,000 円	計	25,362,000 円
弁 償 金	現年度	—	現年度	277,210 円
	過年度	247,800 円	過年度	—
	合計	247,800 円	合計	277,210 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託	(1)【産業廃棄物処分業務委託】 再委託を禁止した業務委託契約において、一部再委託が行われていた	四日市南警察署
	(2)【空調設備保守点検業務委託】 再委託に係る承認手続きなし	
	(3)【自家用電気工作物保守管理業務】 契約伺いに契約書案が未添付	四日市西警察署
	(4)【冷暖房設備保守点検業務】 契約書に再委託に係る条項がないにも関わらず、一部再委託が行われていた	
	(5)【消防設備保守点検業務】 仕様書の一部内容誤り	
	(6)【自家用電気工作物保守管理業務委託】 契約準備前行為の見積通知に「当該競争入札の落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし	津南警察署
	(7)【警察施設消防設備保守点検委託】 契約準備前行為の見積通知に「当該競争入札の落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし	
	(8)【美杉幹部交番し尿浄化槽維持管理業務委託】 契約準備前行為の見積通知に「当該競争入札の落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし	
	(9)【一般廃棄物回収業務委託】 契約準備前行為の見積通知に「当該競争入札の落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし	
	(10)【合併汚水処理施設維持管理業務】 契約書に再委託に係る条項がないにも関わらず、一部再委託が行われていた	伊勢警察署
	(11)【伊賀警察署消防設備保守点検業務】 仕様書の一部内容誤り	伊賀警察署
イ 県単工事	(1)【四日市北警察署川越富洲原交番（仮称）建築工事】 設計書の積算誤り	警察本部
ウ 旅費	(1)【捜査】 旅費の支給誤り	鳥羽警察署
	(2)【捜査】 行程が不適切	
	(3)【捜査】 行程が不適切	伊賀警察署

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
伊勢警察署	(1) 住居手当の事後確認が不十分
伊賀警察署	(2) 扶養手当認定の際の確認が不十分

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 財産台帳と現状が不一致	いなべ警察署
	(2) 行政財産の目的外使用許可に係る自動販売機について、警察署の水道を利用しているが、水道使用料を未徴収	鳥羽警察署
イ 金品亡失	(1) テントの損傷（修理代 0 円）	警察本部
	(2) 公用車の損傷（修理代 11,287 円）	津警察署
	(3) 公用車の損傷（修理代 376,887 円）	松阪警察署
	(4) 公用車の損傷（修理代 295,279 円）	伊賀警察署

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
四日市北警察署	(1) 自損事故（損害額 149,715 円）
	(2) 自損事故（損害額 200,778 円）
	(3) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 66,465 円）
	(4) 物損事故（負担割合：県 90%・相手 10%） （物損額：県 61,889 円・相手 390,749 円）
四日市南警察署	(5) 自損事故（損害額 65,301 円）
	(6) 自損事故（損害額 63,077 円）
	(7) 物損事故（負担割合：示談中） （物損額：県 37,327 円・相手 0 円）
	(8) 自損事故（損害額 276,746 円）

箇 所 名	内 容
	(9) 自損事故 (損害額 49,035 円)
鈴鹿警察署	(10) 人身事故 (負担割合：県 15%・相手 85%) (物損額 : 県 49,810 円・相手 41,911 円) (治療費等：県 0 円・相手 0 円)
	(11) 物損事故 (負担割合：県 10%・相手 90%) (物損額 : 県 3,634 円・相手 15,000 円)
津警察署	(12) 自損事故 (損害額 59,325 円)
	(13) 自損事故 (損害額 72,859 円)
	(14) 自損事故 (損害額 107,574 円)
	(15) 物損事故 (負担割合：示談中) (修理未定。見積額のみ。) (物損額 : 県 49,593 円・相手 0 円)
松阪警察署	(16) 物損事故 (負担割合：県 40%・相手 60%) (物損額 : 県 259,387 円・相手 278,000 円)
	(17) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 99,164 円・相手 0 円)
伊勢警察署	(18) 自損事故 (損害額 50,088 円)
	(19) 物損事故 (負担割合：県 20%・相手 80%) (物損額 : 県 5,743 円・相手 22,418 円)
	(20) 自損事故 (損害額 39,356 円)
	(21) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 410 円・相手 197,800 円)

※ 県費負担の発生しないもの (自家用車の公用使用、相手方全額負担等) を除く。

※ 公道以外での自損事故を含む。

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
津南警察署	(1) 水道料金について基本料金の計算誤りによる歳出戻入あり
松阪警察署	(2) 消耗品費について債権者誤りによる歳出戻入、旅費について二重支給による過年度戻入あり
鳥羽警察署	(3) 支出先誤り、支出金額誤りによる歳出戻入あり
伊賀警察署	(4) 複写機リース契約において、消費税を二重に支払っていたことによる 18 年度、19 年度の過払いあり

別 表 「監査実施箇所一覧」

1 総括本監査の実施年月日等

部 局 等	実施年月日	監査区分		部 局 等	実施年月日	監査区分	
		実地	書面			実地	書面
政策部	平成21年 9月 8日	○		企業庁	平成21年 8月 4日	○	
総務部	平成21年 9月14日	○		病院事業庁	平成21年 8月 4日	○	
防災危機管理部	平成21年 8月28日	○		議会事務局	平成21年 9月14日	○	
生活・文化部	平成21年 9月 7日	○		監査委員会事務局	平成21年 8月31日	○	
健康福祉部	平成21年 9月14日	○		人事委員会事務局	平成21年 8月28日	○	
環境森林部	平成21年 9月 7日	○		教育委員会事務局	平成21年 9月14日	○	
農水商工部	平成21年 9月 7日	○		労働委員会事務局	平成21年10月 2日		○
県土整備部	平成21年 9月 8日	○		海区漁業調整委員会 (内水面漁場管理委員会) 事務局	平成21年10月 2日		○
出納局	平成21年 8月31日	○		警察本部	平成21年 8月28日	○	

2 部局等別の監査実施箇所及び実施年月日等

(注) 県民センターは政策部に、農林水産商工環境事務所（農政環境事務所、農林商工環境事務所）は農水商工部に記載している。

【政策部】

(実地監査 15 箇所)			(書面監査：1 箇所)	
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成21年10月2日	
箇 所 別	経 営 企 画 分 野	平成21年 9月 8日	・ 実施先 東京事務所	
	政 策 企 画 分 野	平成21年 9月 3日		
	地 域 支 援 分 野	平成21年 9月 8日		
	情 報 化 ・ 統 計 分 野	平成21年 9月 3日		
	東紀州対策分野（局）	平成21年 9月 8日		
	「美し国おこし・三重」推進室	平成21年 9月 8日		
	桑 名 県 民 セ ン タ ー	平成21年 7月 2日		
	四 日 市 県 民 セ ン タ ー	平成21年 6月29日		
	鈴 鹿 県 民 セ ン タ ー	平成21年 7月 1日		
	津 県 民 セ ン タ ー	平成21年 7月24日		
	松 阪 県 民 セ ン タ ー	平成21年 8月11日		
	伊 勢 県 民 セ ン タ ー	平成21年 6月16日		
	伊 賀 県 民 セ ン タ ー	平成21年 7月24日		
	尾 鷲 県 民 セ ン タ ー	平成21年 8月12日		
	熊 野 県 民 セ ン タ ー	平成21年 8月11日		

【総務部】

(実地監査：8 箇所)			(書面監査：3 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 21 年 10 月 2 日
箇所別	組 織 ・ 職 員 分 野	平成21年 9月14日	・ 実施先 四日市県税事務所、 松阪県税事務所、 紀州県税事務所
	財 政 ・ 施 設 分 野	平成21年 8月31日	
	桑 名 県 税 事 務 所	平成21年 7月 2日	
	鈴 鹿 県 税 事 務 所	平成21年 7月 1日	
	津 総 合 県 税 事 務 所	平成21年 6月29日	
	伊 勢 県 税 事 務 所	平成21年 7月21日	
	伊 賀 県 税 事 務 所	平成21年 7月24日	
	職 員 研 修 セ ン タ ー	平成21年 4月23日	

【防災危機管理部】

(実地監査：2 箇所)		(書面監査：一箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日
防災危機管理分野		平成21年 8月28日
消 防 学 校		平成21年 5月12日

【生活・文化部】

(実地監査：7 箇所)			(書面監査：3 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 21 年 10 月 2 日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成21年 9月 7日	・ 実施先 博物館、 美術館、 斎宮歴史博物館
	文化・生涯学習分野	平成21年 9月 1日	
	勤 労 ・ 生 活 分 野	平成21年 9月 1日	
	人権・社会参画・国際分野	平成21年 9月 1日	
	人 権 セ ン タ ー	平成21年 5月21日	
	津 高 等 技 術 学 校	平成21年 4月24日	
	図 書 館	平成21年 4月23日	

【健康福祉部】

(実地監査：16 箇所)			(書面監査：10 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 21 年 10 月 2 日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成21年 9月14日	・ 実施先 桑名保健福祉事務所、 津保健福祉事務所、 伊賀保健福祉事務所、 熊野保健福祉事務所、 松阪食肉衛生検査所、 国児学園、 草の実リハビリテーションセンター 公衆衛生学院、 こころの健康センター、 小児心療センターあすなろ学園
	健 康 ・ 安 全 分 野	平成21年 9月 3日	
	保 健 ・ 医 療 分 野	平成21年 9月 3日	
	福 祉 政 策 分 野	平成21年 9月 3日	
	県立病院改革プロジェクト	平成21年 9月 3日	
	こ ど も 局	平成21年 9月14日	
	鈴鹿保健福祉事務所	平成21年 7月 1日	
	松阪保健福祉事務所	平成21年 8月11日	
	伊勢保健福祉事務所	平成21年 6月16日	
	尾鷲保健福祉事務所	平成21年 8月12日	
	児 童 相 談 セ ン タ ー	平成21年 6月16日	
	女 性 相 談 所	平成21年 5月18日	

	障害者相談支援センター (知的障害者更生相談所) (身体障害者更生相談所)	平成21年 4月23日	
	保健環境研究所	平成21年 5月12日	
	看護大学	平成21年 3月19日	

【環境森林部】

(実地監査：5箇所)			(書面監査：一箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日
箇所別	経営企画分野	平成21年 9月 7日	—
	循環型社会構築分野	平成21年 9月 3日	
	地球環境・生活環境分野	平成21年 9月 3日	
	森林・林業分野	平成21年 9月 3日	
	林業研究所	平成21年 4月13日	

【農水商工部】

(実地監査：18箇所)			(書面監査：10箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日 平成21年10月2日
箇所別	経営企画分野	平成21年 9月 7日	・ 実施先 四日市農林商工環境事務所、 松阪農林商工環境事務所、 伊勢農林水産商工環境事務所、 尾鷲農林水産商工環境事務所、 北勢家畜保健衛生所、 南勢家畜保健衛生所、 大阪事務所、 農業研究所、 畜産研究所、 水産研究所
	農産振興分野	平成21年 9月 2日	
	農業基盤整備分野	平成21年 9月 2日	
	水産振興分野	平成21年 9月 2日	
	商工・科学技術振興分野	平成21年 9月 2日	
	観光局	平成21年 9月 7日	
	桑名農政環境事務所	平成21年 6月 2日	
	津農林水産商工環境事務所	平成21年 6月29日	
	伊賀農林商工環境事務所	平成21年 7月24日	
	熊野農林商工環境事務所	平成21年 8月11日	
	病虫害防除所	平成21年 4月20日	
	中央家畜保健衛生所	平成21年 4月23日	
	紀州家畜保健衛生所	平成21年 4月10日	
	計量検定所	平成21年 4月24日	
	工業研究所	平成21年 5月21日	
	中央農業改良普及センター	平成21年 4月20日	
	農業大学校	平成21年 4月20日	
	中央卸売市場	平成21年 3月19日	

【県土整備部】

(実地監査：12 箇所)			(書面監査：6 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 21 年 10 月 2 日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成21年 9月 8日	実施先 鈴鹿建設事務所、 松阪建設事務所、 志摩建設事務所、 伊賀建設事務所、 尾鷲建設事務所、 中勢流域下水道事務所
	公共事業総合政策分野	平成21年 9月 1日	
	道 路 政 策 分 野	平成21年 9月 1日	
	流 域 整 備 分 野	平成21年 9月 1日	
	住まいまちづくり分野	平成21年 9月 1日	
	工 事 検 査 担 当	平成21年 9月 1日	
	桑 名 建 設 事 務 所	平成21年 7月 2日	
	四 日 市 建 設 事 務 所	平成21年 6月 2日	
	津 建 設 事 務 所	平成21年 7月24日	
	伊 勢 建 設 事 務 所	平成21年 6月16日	
	熊 野 建 設 事 務 所	平成21年 8月11日	
	北勢流域下水道事務所	平成21年 6月29日	

【出納局】

(実地監査：1 箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
出 納 分 野	平成21年 8月31日

【企業庁】

(実地監査：7 箇所)			(書面監査：3 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 21 年 10 月 2 日
箇所別	経 営 分 野	平成21年 8月 4日	実施先 南勢水道事務所、 三重ごみ固形燃料発電所、 伊賀水道建設事務所
	事 業 分 野	平成21年 8月 4日	
	北 勢 水 道 事 務 所	平成21年 7月17日	
	中 勢 水 道 事 務 所	平成21年 6月16日	
	志 摩 水 道 事 務 所	平成21年 7月21日	
	三瀬谷発電管理事務所	平成21年 7月24日	
	水質管理情報センター	平成21年 6月16日	

【病院事業庁】

(実地監査：5 箇所)			(書面監査：一箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 ー
箇所別	県 立 病 院 経 営 分 野	平成21年 8月 4日	
	総 合 医 療 セ ン タ ー	平成21年 7月17日	
	こころの医療センター	平成21年 7月 1日	
	一 志 病 院	平成21年 7月 1日	
	志 摩 病 院	平成21年 7月21日	

【議会事務局】

(実地監査：1箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
議 会 事 務 局	平成21年 9月14日

【監査委員事務局】

(実地監査：1箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
監査委員事務局	平成21年 8月31日

【人事委員会事務局】

(実地監査：1箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
人事委員会事務局	平成21年 8月28日

【教育委員会事務局】

(実地監査：38箇所)			(書面監査：42箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成21年10月2日
箇 所 別	経 営 企 画 分 野	平成21年 9月14日	実施先 熊野少年自然の家、 埋蔵文化財センター、 桑名西高等学校、 桑名工業高等学校、 いなべ総合学園高等学校、 朝明高等学校、 四日市四郷高等学校、 四日市中央工業高等学校、 北星高等学校、 白子高等学校、 飯野高等学校、 亀山高等学校、 津高等学校、 津工業高等学校、 みえ夢学園高等学校、 久居農林高等学校、 白山高等学校、 松阪高等学校、 松阪工業高等学校、 相可高等学校、 昴学園高等学校、 宇治山田高等学校、 伊勢高等学校、 伊勢まなび高等学校、 明野高等学校、 南伊勢高等学校、
	教 育 支 援 分 野	平成21年 9月 2日	
	学 校 教 育 分 野	平成21年 9月 2日	
	社会教育・スポーツ分野	平成21年 8月28日	
	研 修 分 野	平成21年 9月 2日	
	桑 名 高 等 学 校	平成21年 4月 9日	
	桑 名 北 高 等 学 校	平成21年 4月 9日	
	川 越 高 等 学 校	平成21年 5月20日	
	四 日 市 高 等 学 校	平成21年 4月17日	
	四 日 市 南 高 等 学 校	平成21年 5月20日	
	四 日 市 西 高 等 学 校	平成21年 4月20日	
	四 日 市 農 芸 高 等 学 校	平成21年 5月20日	
	四 日 市 工 業 高 等 学 校	平成21年 4月20日	
	四 日 市 商 業 高 等 学 校	平成21年 4月17日	
	菰 野 高 等 学 校	平成21年 5月13日	
	神 戸 高 等 学 校	平成21年 5月18日	
	石 薬 師 高 等 学 校	平成21年 5月12日	
	稲 生 高 等 学 校	平成21年 5月18日	
	津 西 高 等 学 校	平成21年 4月24日	
	津 東 高 等 学 校	平成21年 4月23日	
	津 商 業 高 等 学 校	平成21年 4月24日	
	久 居 高 等 学 校	平成21年 4月13日	
	松 阪 商 業 高 等 学 校	平成21年 4月13日	
	飯 南 高 等 学 校	平成21年 4月13日	
	宮 川 高 等 学 校	平成21年 4月20日	

伊勢工業高等学校	平成21年 4月17日	水産高等学校、 上野高等学校、 上野農業高等学校、 あけぼの学園高等学校、 名張桔梗丘高等学校、 名張高等学校、 木本高等学校、 紀南高等学校、 盲学校、 城山特別支援学校、 杉の子特別支援学校、 特別支援学校伊賀つばさ学園、 特別支援学校玉城わかば学園、 特別支援学校西日野にじ学園、 度会特別支援学校、 特別支援学校東紀州くろしお学園
宇治山田商業高等学校	平成21年 4月17日	
鳥羽高等学校	平成21年 4月10日	
志摩高等学校	平成21年 4月10日	
上野工業高等学校	平成21年 4月14日	
上野商業高等学校	平成21年 4月14日	
名張西高等学校	平成21年 4月14日	
尾鷲高等学校	平成21年 4月10日	
豊 学 校	平成21年 5月13日	
城山特別支援学校 草の実分校 (草の実特別支援学校)	平成21年 5月21日	
緑ヶ丘特別支援学校	平成21年 4月23日	
稲葉特別支援学校	平成21年 4月24日	
特別支援学校 北勢きらら学園	平成21年 5月13日	

【労働委員会事務局】

(書面監査)

- ・ 実施年月日 平成21年10月2日
- ・ 実施先 1箇所 労働委員会事務局

【海区漁業調整委員会事務局（内水面漁場管理委員会事務局を含む）】

(書面監査)

- ・ 実施年月日 平成21年10月2日
- ・ 実施先 1箇所 海区漁業調整委員会事務局
(内水面漁場管理委員会事務局を含む)

【警察本部】

(実地監査：10箇所)		(書面監査：9箇所)
監 査 実 施 先		実施年月日 平成21年10月2日
箇所別	警察本部各部・警察学校	平成21年 8月28日
	いなべ警察署	平成21年 4月 9日
	四日市南警察署	平成21年 4月17日
	四日市西警察署	平成21年 4月20日
	津南警察署	平成21年 4月13日
	松阪警察署	平成21年 4月13日
	伊勢警察署	平成21年 4月17日
	鳥羽警察署	平成21年 4月10日
	紀宝警察署	平成21年 4月 9日
	伊賀警察署	平成21年 4月14日
		・ 実施先 桑名警察署、 四日市北警察署、 亀山警察署、 鈴鹿警察署、 津警察署、 大台警察署、 尾鷲警察署、 熊野警察署、 名張警察署

監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき実施した監査について、平成 21 年 10 月 30 日に県議会議長、知事及び関係各種委員会の長に提出した監査結果報告を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 21 年 11 月 11 日

三重県監査委員	植	田	十 志 夫
三重県監査委員	日	沖	正 信
三重県監査委員	前	野	和 美
三重県監査委員	田	中	正 孝

第1 行政監査「重点事業」の趣旨

県では平成19年度から、第二次戦略計画により県民しあわせプランの基本理念を具体化するため、県が主体的に進める「重点事業」と県民等他の主体との協働で進める「舞台づくり」の2つを「重点的な取組」として、県の歳出の中で予算枠を確保し優先的な財源配分や、職員定数配置を行うなど“選択と集中”を図っています。

この「重点的な取組」については、目標を定め取組を進めていますが、特に「重点事業」は、重要かつ緊急に対処すべき課題を整理し、その課題解決に貢献できる事業を厳選したものであり、県が主体となり実施していくことから、事業ごとに数値目標を設定し進捗状況の把握を行っています。

こうしたことから、平成20年度からは、県が進める「重点的な取組」のうち「重点事業」を対象に2か年で21の取組を監査することとし、21年度は20年度に監査実施した10重点事業に引き続き11重点事業について監査しました。

目標の達成状況や3E（経済性・効率性・有効性）等の視点から監査を行い、重点事業の状況をグラフや4段階評価で、県民のみなさんに分かりやすく表しています。

第2 行政監査「重点事業」の対象

今回の監査対象とした重点事業、主担当部は次のとおりです。

表－1 対象重点事業及び主担当部

対 象 重 点 事 業	主担当部
元気1 「人間力」の向上／みえの人づくり	教 育 委 員 会
元気5 地域の資源を活用した産業振興	農 水 商 工 部
くらし1 「いのち」を守るみえの防災対策	防災危機管理部
くらし3 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり	生 活 ・ 文 化 部
くらし4 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備	警 察 本 部
くらし5 安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備	健 康 福 祉 部
くらし6 児童虐待への緊急的な対応	健 康 福 祉 部
くらし7 地域医療体制整備の促進	健 康 福 祉 部
くらし10 不法投棄等の是正・防止対策の推進	環 境 森 林 部
絆3 みんなで進める三重の景観づくり	県 土 整 備 部
絆4 交流・連携を広げる幹線道路網の整備	県 土 整 備 部

第3 行政監査「重点事業」の実施方法等

- 1 対象年度 平成20年度
- 2 対 象 部 重点事業主担当部の8部
- 3 実施方法 5月～8月 監査委員事務局による聞き取り調査及び意見交換（予備監査）
8月～9月 監査委員による監査（総括本監査、本監査）

第4 評価の考え方の概要

1 評価項目の設定

評価項目は次の4項目としました。

- (1) 重点事業の成果・指標を評価するための「目標達成度」
- (2) 事業の実施状況や進め方を評価するための「経済性・効率性・有効性」「品質十分性」「行政活動充実度」

表－2 評価項目等

評 価 項 目		評 価 事 項
成果・指標	1 目標達成度	・重点事業全体の数値目標は妥当であるか、実績は目標値を達成しているか。 ・構成事業の事業目標は妥当であるか、実績は目標値を達成しているか。
	2 経済性・効率性・有効性	・ヒト・モノ・カネ等の行政資源を経済的・効率的に活用しているか。 ・投入した行政資源は有効に活用されたか。
業務内容	3 品質十分性	・ニーズに対し、サービス水準は向上しているか。 ・サービスを対象者に適正・公平に提供しているか。
	4 行政活動充実度	・県を取り巻く環境の変化や課題に対応しているか。 ・総合行政や「新しい時代の公」の視点で仕事を進めているか。

2 評価方法

評価は、評価項目ごとに1から5までの評点を付し（目標達成度は2倍）、その合計により**a、b、c、d**の4段階で行いました。

なお、評価、評点及び総合判定の考え方については、190 ページ以降で詳しく説明しています。

表－3 評点の内容

評価区分	加減点	評点
◎◎	+2	5
◎	+1	4
◎◎●	+1	
○	0	3
◎●	0	
◎●●	-1	2
●	-1	
●●	-2	1

各評価項目について、評価を◎(プラス評価)、●(マイナス評価)、○(その他)に区分します。

各評価項目の評点は、最高5点(目標達成度は10点)、最低1点(目標達成度は2点)とし、◎を+1、●を-1、○を±0として、基準点「3」に加減し算出します。

なお、目標達成度は、目標値の妥当性を勘案したうえで、以下により区分・算出し、2倍したものを評点とします。

- ・重点事業全体の数値目標：目標達成率が100%以上◎、85%以上100%未満○、85%未満●
- ・構成事業の事業目標：構成事業毎の達成率(上限100%)の平均値が100%◎、85%以上100%未満○、85%未満●

表－4 総合判定のための基準

総合判定	評点合計	評 価 内 容
a	20～25	優れた取組がいくつかあり、成果が発揮されている。
b	15～19	取組の成果がおおむね発揮されている。
c	10～14	いくつかの取組において成果が十分とはいえず、改善の余地がある。
d	～9	取組にさまざまな問題点が散見され、成果があまり見られない。

第5 行政監査「重点事業」の結果の概要

1 総合判定の結果

今回の行政監査対象重点事業について、各重点事業の評点合計（満点 25）の平均は 15.7 で、総合判定の結果は以下のとおりとなっています。

- (1) 「**a**」… 該当なし
- (2) 「**b**」… 9 重点事業
 - ・元気1 「人間力」の向上／みえの人づくり
 - ・元気5 地域の資源を活用した産業振興
 - ・くらし1 「いのち」を守るみえの防災対策
 - ・くらし3 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり
 - ・くらし4 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備
 - ・くらし6 児童虐待への緊急的な対応
 - ・くらし7 地域医療体制整備の促進
 - ・くらし10 不法投棄等の是正・防止対策の推進
 - ・絆3 みんなで進める三重の景観づくり
- (3) 「**c**」… 2 重点事業
 - ・くらし5 安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備
 - ・絆4 交流・連携を広げる幹線道路網の整備
- (4) 「**d**」… 該当なし

表－5 各重点事業の総合判定及び評点

重 点 事 業 名	総 合 判 定	評 点 合 計	各評価項目の評点			
			目 標 達 成 度	経 済 性 ・ 効 率 性 ・ 有 効 性	品 質 十 分 性	行 政 活 動 充 実 度
元気1 「人間力」の向上／みえの人づくり	b	16	8	2	3	3
元気5 地域の資源を活用した産業振興	b	16	6	3	3	4
くらし1 「いのち」を守るみえの防災対策	b	17	6	4	4	3
くらし3 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり	b	18	10	3	2	3
くらし4 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備	b	18	8	3	3	4
くらし5 安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備	c	10	4	2	1	3
くらし6 児童虐待への緊急的な対応	b	16	8	3	2	3
くらし7 地域医療体制整備の促進	b	15	8	2	2	3
くらし10 不法投棄等の是正・防止対策の推進	b	19	10	3	3	3
絆3 みんなで進める三重の景観づくり	b	15	6	3	2	4
絆4 交流・連携を広げる幹線道路網の整備	c	13	4	3	3	3
評 点 の 平 均		15.7	7.1	2.8	2.5	3.3

(注) ① 「目標達成度」については、評点を2倍にしています。

② 総合判定は、評点合計により次のとおりとしています。

a : 20 点以上 **b** : 15 点～19 点 **c** : 10 点～14 点 **d** : 9 点以下

2 評価項目別の結果概要

(1) 「目標達成度」

重点事業の数値目標を実績値が上回る、重点事業を構成する事業の数値目標がすべて達成しているなど、評点 8 点以上の高い評価をしたものは

「元気 1 「人間力」の向上／みえの人づくり」

「くらし 3 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり」

「くらし 4 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備」

「くらし 6 児童虐待への緊急的な対応」

「くらし 7 地域医療体制整備の促進」

「くらし 10 不法投棄等の是正・防止対策の推進」 の 6 重点事業でした。

数値目標を達成していない、重点事業の目標の妥当性に問題があるなど、評点 4 点以下の低い評価をしたものは

「くらし 5 安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備」

「絆 4 交流・連携を広げる幹線道路網の整備」 の 2 重点事業でした。

※注 「目標達成度」については、評点を 2 倍にしています。

(2) 「経済性・効率性・有効性」

予算など事業に投じた行政資源が経済的・効率的に使われているなど、評点 4 点以上の高い評価をしたものは

「くらし 1 「いのち」を守るみえの防災対策」 の 1 重点事業でした。

評点 2 点以下の低い評価をしたものは

「元気 1 「人間力」の向上／みえの人づくり」

「くらし 5 安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備」

「くらし 7 地域医療体制整備の促進」 の 3 重点事業でした。

(3) 「品質十分性」

利用者の利便性やサービス水準が向上しているなど、評点 4 点以上の高い評価をしたものは

「くらし 1 「いのち」を守るみえの防災対策」 の 1 重点事業でした。

評点 2 点以下の低い評価をしたものは

「くらし 3 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり」

「くらし 5 安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備」

「くらし 6 児童虐待への緊急的な対応」

「くらし 7 地域医療体制整備の促進」

「絆 3 みんなで進める三重の景観づくり」 の 5 重点事業でした。

(4) 「行政活動充実度」

「公」を担う多様な主体を意識し、活動するための環境整備に取り組んでいるなど、評点 4 点以上の高い評価をしたものは

「元気 5 地域の資源を活用した産業振興」

「くらし 4 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備」

「絆 3 みんなで進める三重の景観づくり」 の 3 重点事業でした。

評点 2 点以下の低い評価をしたものはありませんでした。

(参考①)結果報告書の各ページの見方

重点事業の現状

【参照】2009年版県政報告書 ～ 頁

重点事業名	くらし〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	(主担当部：)
重点事業の目標	。 。	

数値目標項目			年度	2006	2007	2008	2009	2010
.....			目標値	—	〇%	〇%	〇%	〇%
.....			実績値	〇%	〇%	〇%	—	—

重点事業の目標と数値目標の状況で、県政報告書等から転記しています。

重点事業を構成する事業(構成事業)	事業目標	2006決算額(千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) 〇〇〇〇〇〇〇			目標値	—	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
			実績値	〇〇人	〇〇人	〇〇人	—	—
(2) 〇〇〇〇〇〇〇			目標値		〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%
			実績値		〇〇%	〇〇%	—	—
(3) 〇〇〇〇〇〇〇							〇〇件	〇〇件
(4) 〇〇〇〇〇〇〇 〇事業								
(5) 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇事業								
(6) 〇〇〇〇〇〇〇 事業								
合計			実績値					
			平均達成率					

重点事業を構成する事業の平成20年度決算額と、目標の状況で、県政報告書等から転記しています。

「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」に掲げた事業目標を変更した場合は、変更後の数値を記入し、()書きで変更前の数値を表しています。なお、[]書きは率に対する基礎数値等県政報告書と同様の表示としています。

重点事業の概要

.....	重点事業の構成について、監査委員事務局がまとめた概要です。	
.....		。

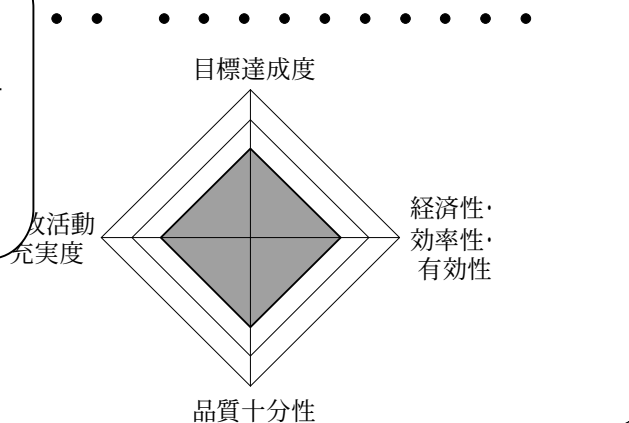
行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b

総合判定は、優れたものから a、b、c、d の 4 段階で表しています。



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標	1 目標達成度 (10 点)	◎ ○	(3) 6
	2 経済性・効率性・有効性 (5 点)	◎ ●	3
業務内容	3 品質十分性 (5 点)	● ◎	(1) 3
	4 行政活動充実度 (5 点)	◎ ●	3
評点合計 (満点 25)			15

※目標達成度は重み付けをし、2 倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する重点事業を構成する事業の番号です。

○意見

1		重点事業に対する 監査結果意見です。
		
		
		
2		
		
		

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

◎	数値目標及び達成状況についての評価です。	目標達成度
.....		
.....		

2 構成事業の事業目標の達成状況

○	目標達成度
.....	
.....	

Ⅲ 業務内容にかかる監査結果

(1)

◎	・各重点事業を構成する事業についての評価です。 ・◎はプラス評価したもの、●はマイナス評価したもの、○はその他です。 ・文章の最後にある品質十分性等は評価項目です。	
●		
(.....		
.....		
.....		
(.....	品質十分性	
.....		
.....		

(2)

◎	行政活動充実度
.....	
(.....	
.....	

(3)

(事業の概要)

.....	特筆すべき監査結果がない場合は、事業概要を簡単に記載しています。	
.....		
.....		

(参考②) 重点事業一覧と行政監査対象重点事業

※ は平成 21 年度行政監査「重点事業」の対象重点事業です。

みえの元気づくり

(主担当部)

元気 1	「人間力」の向上／みえの人づくり	(教育委員会)
元気 2	女性および高齢者のチャレンジ支援	(生活・文化部)
元気 3	農山漁村再生への支援	(農水商工部)
元気 4	国際競争力を高める産業集積の形成	(農水商工部)
元気 5	地域の資源を活用した産業振興	(農水商工部)
元気 6	東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化	(政策部東紀州対策局)

みえのくらしづくり

くらし 1	「いのち」を守るみえの防災対策	(防災危機管理部)
くらし 2	異常気象に備える緊急減災対策	(県土整備部)
くらし 3	人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり	(生活・文化部)
くらし 4	安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備	(警察本部)
くらし 5	安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備	(健康福祉部)
くらし 6	児童虐待への緊急的な対応	(健康福祉部)
くらし 7	地域医療体制整備の促進	(健康福祉部)
くらし 8	高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備	(健康福祉部)
くらし 9	障がい者の地域における自立への支援	(健康福祉部)
くらし 10	不法投棄等の是正・防止対策の推進	(環境森林部)
くらし 11	森林再生「三重の森林づくり」	(環境森林部)

みえの絆づくり

絆 1	「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策	(農水商工部観光局)
絆 2	地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援	(政策部)
絆 3	みんなで進める三重の景観づくり	(県土整備部)
絆 4	交流・連携を広げる幹線道路網の整備	(県土整備部)

※重点事業は「県民しあわせプラン」のめざすべき三つの社会像に分けて、21 の取組を位置づけています。

※「くらし 12 新型インフルエンザに対する緊急的な取組」は、平成 21 年度から新規重点事業として位置づけられたので、監査対象外としました。

重点事業の現状

【参照】2009年版県政報告書32～34頁

重点事業名	元気1 「人間力」の向上／みえの人づくり	(主担当部：教育委員会)
重点事業の目標	少人数教育の取組や校種間の連携、スポーツによる人づくりを通じて、次代を担う子どもたちが、基礎・基本の学力だけでなく、それを実生活のさまざまな場面で活用する力やコミュニケーション能力、公共心や規範意識などをしっかりと身につけ、それぞれの個性や能力に応じて、将来、自立した一人の人間として社会に参画し、力強く生きていけるよう、「人間力」を高めるという視点を大切にした「みえの人づくり」を進めています。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
学校に満足している児童生徒の割合	目標値	—	70.5%	72.0%	73.5%	75.0%
	実績値	68.8%	70.9%	72.7%	—	—

重点事業を構成する事業（構成事業）	事業目標	2008 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) 30人学級をはじめとする少人数教育推進事業	授業内容を理解している小中学校の児童生徒の割合	1,347,427	目標値	—	85.5%	87.0%	88.5%	90.0%
			実績値	83.8%	85.6%	85.2%	—	—
(2) 育ちのリレー推進事業	育ちのリレー推進会議を開催している市町数	348,750	目標値	—	7 市町	14 市町	21 市町	29 市町
			実績値	—	7 市町	14 市町	—	—
(3) 特別支援教育総合推進事業	個別の教育支援計画を策定している学校の割合	9,847	目標値	—	60%	70%	80%	100%
			実績値	48.2%	64%	71%	—	—
(4) 信頼される教職員人材育成・自ら創る学校支援事業	学校経営品質に基づき改善活動に取り組んでいる学校の割合	80,677	目標値	—	52%	62%	82% (72)	92% (80)
			実績値	42%	59%	78%	—	—
(5) 地域スポーツ・競技スポーツサポート事業	総合型地域スポーツクラブ数	112,781	目標値	—	48 か所	51 か所	54 か所	57 か所
			実績値	45 か所	50 か所	50 か所	—	—
合計		1,899,482	平均達成率		100%	99%	—	—

重点事業の概要

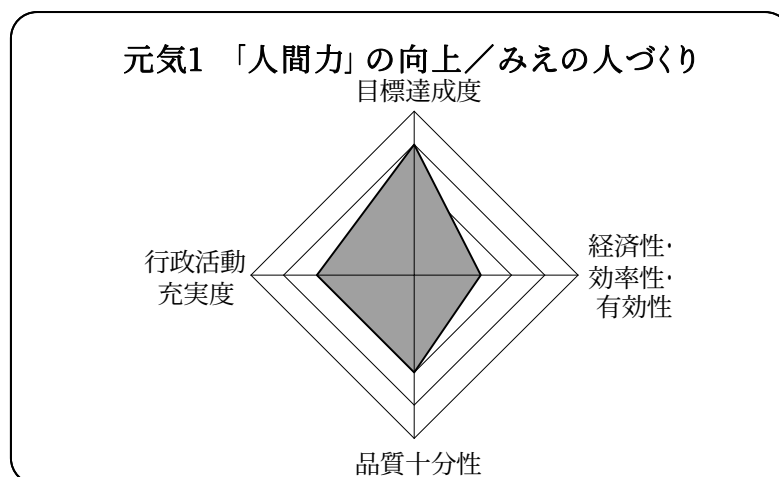
「人間力」を高めるという視点を大切にした「みえの人づくり」を進めるため、(1)の事業では、教員配置の拡充により少人数授業等の拡大を図り、(2)の事業では、子どもたちの発達段階に応じた教育を推進し、(3)の事業では、特別支援学校が地域におけるセンター的機能を発揮できるよう、教員の専門性向上に向けた支援等を行っている。(4)の事業では、三重県型「学校経営品質」の浸透・定着等に取り組み、信頼される学校づくりを推進し、(5)の事業では、県民の多様なスポーツニーズに対応するため、総合型地域スポーツクラブの育成の支援等を行っている。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果 指標	1 目標達成度 (10 点)	◎重点事業の数値目標「学校に満足している児童生徒の割合」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。 ○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は 99%で、おおむね達成している。	(4) 8
	2 経済性・効率性・有効性 (5 点)	●学校が抱える教育課題に応じた計画的・実践的な研修活動をしている。しかし、具体的な取組の成果が把握されていないので、把握に努めた上で、取組成果を他の学校にも広く情報提供していく必要がある。(4)	2
	3 品質十分性 (5 点)	◎県立高等学校 14 校の生徒が、地域社会に貢献できる豊かな人間性を身につけるため、地域に貢献する取組や成果の発信を行い、地域との絆を深める取組を行った。(2) ●特別支援学校高等部卒業生進学及び就労率が前年度より下回っている。(3)	3
	4 行政活動充実度 (5 点)	◎「学校経営品質」を導入し、学校自ら継続的な改善に取り組み、信頼される活力ある学校づくりを進めている。(4) ●総合型地域スポーツクラブについて、年度末に市町からの報告をもとに調査結果報告をとりまとめているが、その実態把握が十分とはいえないので、個々のクラブの活動状況等の把握に努めた上で成果の検証を行い、クラブの活動を一層促進する必要がある。(5)	3
評点合計 (満点 25)			16

※目標達成度は重み付けをし、2 倍したものを評点としています。

※評価結果欄の()付き数字は、関係する構成事業の番号です。

◎プラス評価 ●マイナス評価

○意見

1 特別支援学校高等部卒業生進学及び就労率の向上

特別支援学校高等部卒業生進学及び就労率が前年度より下回っているので、生徒の適性と職種のミスマッチの解消や早い時期からの職業教育と職場実習の充実を図り、卒業生の進学及び就労率の向上に努められたい。

2 学校の教育力向上

信頼される学校づくりや教師力の向上を図るため、県内 29 校を重点支援校とし、学校が抱える教育課題に応じた計画的・実践的な研修に対しての支援を実施している。しかし、学校へのアンケート等による具体的な取組の成果が把握されていないので、把握に努めた上で、取組成果を他の学校にも広く情報提供されたい。

3 「総合型地域スポーツクラブ」の設置及び活動の促進

総合型地域スポーツクラブ設置数は、平成 20 年度末現在 20 市町 50 クラブであるので、未設置市町を中心に各市町の取組状況の把握と啓発に努められたい。

また、年度末に市町からの報告をもとに総合型地域スポーツクラブ調査結果報告をとりまとめているが、その実態把握が十分とはいえないので、個々のスポーツクラブの活動状況等の把握を行った上で成果の検証を図り、適切な助言・サポートを通じてスポーツクラブの活動を一層促進されたい。

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

○重点事業の数値目標「学校に満足している児童生徒の割合」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。

平成20年度の実績値は72.7%で、目標値72.0%を上回り、かつ19年度の実績値70.9%を上回っている。

本事業の目標である「学校に満足している児童生徒の割合」は、次代を担う子どもたちが、基礎・基本の学力や実生活のさまざまな場面で活用する力やコミュニケーション能力、公共心や規範意識等をしっかりと身につけ、それぞれの個性や能力に応じ人間力を高めるという事業目標に合致している。

なお、人間力を高めるという視点に立ち、乳幼児期から高等学校まで一貫した人づくりのためには、学校教育を充実させることが重要であることから、児童生徒に学校についての満足度を調査し、その数値を高めていくことが最善の方法と考えられる。このことから、「三重県教育振興ビジョン」第四次推進計画のプログラムⅠ「育ちのリレー～一貫した人づくり」に掲げた数値目標と同じ目標を、本重点事業の主目標に設定している。

＊数値目標の説明

小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の児童生徒を対象とする「学校生活についてのアンケート(授業内容の理解、質問できる雰囲気、相談できる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無、学校施設への満足度の6項目)」の平均値から算出した、学校に満足している割合。(三重県教育委員会小中学校教育室、高校教育室調べ)

「学校に満足している児童生徒の割合」内訳

(単位：％)

	H19	H20
小学生	80.6	80.6
中学生	68.1	72.0
高校生	67.3	65.5

※小学生についての満足度は前年度と同じであり、中学生は上昇しているが、高校生については前年度に比較し満足度が低下している。

目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は99%で、おおむね達成している。

重点事業を構成する事業の事業目標5項目のうち、3項目で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

(1)授業内容を理解している小中学校の児童生徒の割合：目標87%、実績85.2%(達成率98%)

(5)総合型地域スポーツクラブ数：目標51か所、実績50か所(達成率98%)

目標達成度

Ⅲ 業務内容にかかる監査結果

(1) 30 人学級をはじめとする少人数教育推進事業

○小学校 1、2 年生における 30 人学級及び中学校 1 年生における 35 人学級を実施しており、児童生徒へのきめ細かな指導に取り組んでいる。
○個に応じた指導や集団での指導の工夫を行いながら、児童生徒の基礎・基本の学力の定着化を図っている。

(少人数教育の推進)

小学校 1、2 年生における 30 人学級(下限 25 人)及び中学校 1 年生における 35 人学級を実施し、少人数授業^{注)1}を推進している。

少人数教育推進事業の実施状況

目 標	実施年度	実 施 内 容
基本的な生活習慣や基礎・基本の学力の定着	15	小学校 1 年生における 30 人学級(下限 25 人)を実施
	16	小学校 1、2 年生における 30 人学級(下限 25 人)を実施
確かな学力の定着と生きる力の育成	17	中学校 1 年生における 35 人学級(下限 25 人)を実施
少人数教育の充実	18～20	教員の配置拡充、中学校 35 人学級の弾力的実施

メリットとして

生活面では

- ・新しい環境に早くとけ込め、楽しく学校へ行ける。
- ・児童生徒への声かけや気配りがよりきめ細かくできる。 等

学習面では

- ・細かいところまで丁寧に関わってもらえる。
- ・授業が落ち着き、児童生徒の一人ひとりに行き届いた指導ができる。 等

小中学校の全学年で少人数教育が行われている割合：平成 19 年度：97%、20 年度：98%

品質十分性

(学力向上への取組)

平成 20 年度、県内 9 市町において、小中学校における指導方法等の研究・実践を進め、児童生徒の学力定着に取り組むとともに、県内全域では、小中学校教員等を対象に新学習指導要領説明会を開催し、新学習要領の趣旨の周知徹底に努め、個に応じた指導や集団での指導を実施している。

品質十分性

注)1 少人数授業

児童生徒を新たな少人数集団に編成して、それぞれ教師が学習指導にあたること

(2) 育ちのリレー推進事業

◎県立高等学校14校の生徒が、地域社会に貢献できる豊かな人間性を身につけるため、地域に貢献する取組や成果の発信を行い、地域との絆を深める取組を行った。
 ○幼保小中の一貫した教育・保育の充実及び指導体制の構築を図り、幼稚園や保育所と小学校、中学校、保護者等と連携し、子どもたちの健やかな育ちを支援している。

(元気な三重を創る高校生の育成)

県立高等学校14校の生徒が、地域の一員としての自覚を持ち、主体的に地域社会に貢献できる豊かな人間性を身につけるため、地域に貢献する取組として、「観光マップ」を作成したり、地域の歴史を題材にした「創作ミュージカル」の制作・公演を行うなど、地域との絆を深める取組を行った。

地域との絆を育む高校生支援事業

	H18	H19	H20
募集校数	6	5	10
応募校数	13	16	14
指定校数	8	16	14

品質十分性

(学びのステージ創造推進)

平成20年度、県内7市町において、幼保小中の一貫した教育・保育の充実及び指導体制の構築を図り、幼稚園や保育所と小学校、中学校間はもとより地域住民や保護者、有識者とも連携し、子どもたちの健やかな育ちを支援している。

具体的には、「育ちのリレー推進会議」を設置し、地域や子どもの課題を幼保小中で共有し、その課題を解決するために、子どもたちの交流活動や家庭、地域、学校等の合同研修等、地域の実情に応じた取組を行っている。

品質十分性

(3) 特別支援教育総合推進事業

- 市町福祉部局と連携した取組を進めた結果、3市において教育、福祉等が協働して、子どもたちをワンストップで支援する総合支援室が設置された。
- 特別支援学校高等部卒業生進学及び就労率が前年度より下回っている。

(子どもの発達支援ネットワーク)

医療、保健、福祉等教育以外の関係機関との連携を進め、乳幼児期からの途切れのない支援体制づくりに取り組んでいる。具体的には、市町単位で特別支援教育に関する情報交換を行う場を設定するなど、市町福祉部局と連携した取組を進めた結果、亀山市、いなべ市、津市において教育、福祉等が協働して、子どもたちをワンストップで支援する総合支援室が設置された。

行政活動充実度

(特別支援学校高等部卒業生進学及び就労率)

雇用情勢が厳しい中、各校が、「個別の教育支援計画^{注2)}」や「個別の指導計画^{注3)}」等により、事業所等と連携を図りながら、作業体験、体験学習、職場実習等の職業教育・進路指導に取り組んでいるが、卒業生の進学及び就労率が前年度を下回っているため、生徒の適性と職種のミスマッチの解消や早い時期からの職業教育と職場実習の充実を図り、卒業生の進学及び就労率の向上に努める必要がある。

特別支援学校高等部卒業生進学及び就労率 (単位：%)

	H16	H17	H18	H19	H20
進学及び就労率	23.3	29.1	27.4	29.3	23.8

品質十分性

注)2 個別の教育支援計画

乳幼児から学校卒業後までを通じ、一貫して的確に支援を行うことを目的に、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて策定するもの

注)3 個別の指導計画

毎年、年度始めに作成するもので、障がいのある児童生徒一人ひとりに対し、児童生徒の実態に応じた指導をきめ細かに行うことを目的に策定するもの

(4) 信頼される教職員人材育成・自ら創る学校支援事業

- ◎「学校経営品質^{注4)}」を導入し、学校自ら継続的な改善に取り組み、信頼される活力ある学校づくりを進めている。
- 学校が抱える教育課題に応じた計画的・実践的な研修活動をしている。しかし、具体的な取組の成果が把握されていないので、把握に努めた上で、取組成果を他の学校にも広く情報提供していく必要がある。

(自ら創る学校に対する支援)

公立の小中学校、県立学校が三重県型「学校経営品質」を導入し、学校自ら継続的な改善に取り組み、信頼される活力ある学校づくりを進めている。

取組校

	H18	H19	H20	H21	H22
学校経営品質 取組校数(%)	544 (82)	607 (93)	633 (97)	(100)	(100)
改善活動 取組校数(%)	275 (42)	389 (59)	508 (78)	(82)	(92)

※H21・H22 は目標数値を掲げている。

行政活動充実度

(学校の教育力向上)

信頼される学校づくりや教師力の向上を図るため、県内 29 校を重点支援校とし、学校が抱える教育課題に応じた計画的・実践的な研修に対し、大学等教育機関の専門家や教職員 OB 等を活用し、支援を行っている。しかし、学校へのアンケート等による具体的な取組の成果が把握されていないので、把握に努めた上で、取組成果を他の学校にも広く情報提供していく必要がある。

- ・重点支援校 29 校：小学校 17 校、中学校 5 校、県立学校 7 校
- ・研修内容：確かな学力の定着(一方的な授業ではなく考えさせる授業)等
- ・研修支援校への派遣：延べ 135 回

経済性・効率性・有効性

注)4 三重県型「学校経営品質」

各学校が、「すべては子どもたちのためになっているか」という視点で学校の活動を点検し、継続的な改善活動を進める本県独自の取組

(5) 地域スポーツ・競技スポーツサポート事業

○地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ^{注5}」の設立・育成を図るため、クラブの運営に必要な人材の育成に努めている。

●総合型地域スポーツクラブについて、年度末に市町からの報告をもとに調査結果報告をとりまとめているが、その実態把握が十分とはいえないので、個々のクラブの活動状況等の把握に努めた上で成果の検証を行い、クラブの活動を一層促進する必要がある。

(総合型地域スポーツクラブのサポート)

地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の設立・活動を支援するため、総合型地域スポーツクラブマネジャー・スタッフ養成事業に取り組み、クラブの運営に必要な人材育成を図った。また、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会を開催し、県内各地の総合型地域スポーツクラブの連携・強化やクラブマネジャーの資質向上に努めた。

- ・講習会：23 名参加(4 日間)
- ・連絡協議会：79 名参加

品質十分性

(総合型地域スポーツクラブの活動の促進)

国の「スポーツ振興基本計画」において平成 13 年度からの 10 年間に、全国の各市町村内に少なくとも一つは「総合型地域スポーツクラブを設置」とされているが、20 年度末現在の設置数は 20 市町 50 クラブ(会員数：22,864 人)であり、未設置市町を中心に各市町の取組状況の把握と啓発に努める必要がある。

また、年度末に市町からの報告をもとに「総合型地域スポーツクラブ調査結果」をとりまとめているが、活動内容が十分には把握されていない団体があるなど実態把握が十分とはいえないので、個々のスポーツクラブの活動状況等の把握をした上で、成果の検証を行い、適切な助言・サポートを通じて、スポーツクラブの活動を一層推進する必要がある。

- ・21 年 4 月に東員町設置、21 年度中に亀山市、桑名市で設置予定。
- ・22～23 年度に木曽岬町、玉城町、度会町、南伊勢町、紀北町で設置予定。

行政活動充実度

注)5 総合型地域スポーツクラブ

地域住民が主体的に運営し、多種目、多世代、競技レベルの多様性等の特徴を持つスポーツクラブ

重点事業の現状

【参照】2009年版県政報告書44～46頁

重点事業名	元気5 地域の資源を活用した産業振興	(主担当部：農水商工部)
重点事業の目標	地域経済の活性化をはかるためには、競争に打ち勝つ商品・サービスの高付加価値化・高度化のほか、それぞれの地域の人材、技術、伝統技術、特色ある農林水産品やものづくり基盤などの地域資源を活用した、多様な主体による地域の取組が必要とされてきています。 そこで、県内各地域の活力を維持発展させるため、それぞれの地域資源と地域の「知恵・やる気」を生かした活力ある地域産業の振興をはかります。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
県内中小企業のうち製造業の付加価値額の伸び率	目標値	—	102 (2006年度)	107 (2007年度)	109 (2008年度)	111 (2009年度)
	実績値	100 (2005年度)	105 (2006年度)	98 (2007年度)	—	—

*2008年度に構成事業の一部を変更している。

重点事業を構成する事業（構成事業）	事業目標	2008決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) オンリーワン企業育成プログラム事業	高度化計画策定企業数(累計)	61,178	目標値 実績値	— 177社	217社 212社	267社 236社	317社 —	362社 —
(2) 地域産業創出活性化事業 【変更後】 伝統産業・地場産業 活性化支援事業	地域資源活用事業計画策定企業数(累計)	16,865	目標値 実績値	— 31件	46件 52件	61件 64件	76件 —	91件 —
(3) 中小企業の企業力向上再チャレンジ支援事業	経営革新計画承認企業数(累計)	27,863	目標値 実績値	— 393社	430社 456社	470社 526社	570社 (510)	610社 (550)
(4) 中小企業等知的財産活用支援事業	知的財産のマッチング件数(技術移転件数(累計))	11,148	目標値 実績値	— 9件	19件 17件	31件 31件	45件 —	60件 —
(5) 地域特性を生かした産業誘致促進事業	県南部の条件不利地域への企業立地件数(累計)	95,145	目標値 実績値	— 1件	2件 3件	4件 4件	5件 —	6件 —
(6) 地域資源ブランド化支援事業	地域のブランドづくりを支援する品目数(累計)	66,662	目標値 実績値	— —	5品目 6品目	10品目 11品目	15品目 —	20品目 —
新(7) みえ農商工連携推進ファンド事業	ファンドによる農商工連携創出数(累計)	—	目標値 実績値	— —	— —	— —	4件 —	12件 —
(8) 地域資源価値創造・展開事業	地域資源価値創造・展開のための技術開発件数(累計)	14,831	目標値 実績値	— —	4件 4件	9件 12件	17件 —	29件 —
(9) 地域産業振興方策実践支援事業	地域産業振興方策による取組実践数(累計)	3,534	目標値 実績値	— —	2件 2件	5件 5件	7件 —	8件 —
合計		297,226	平均達成率	96%	96%	—	—	—

重点事業の概要

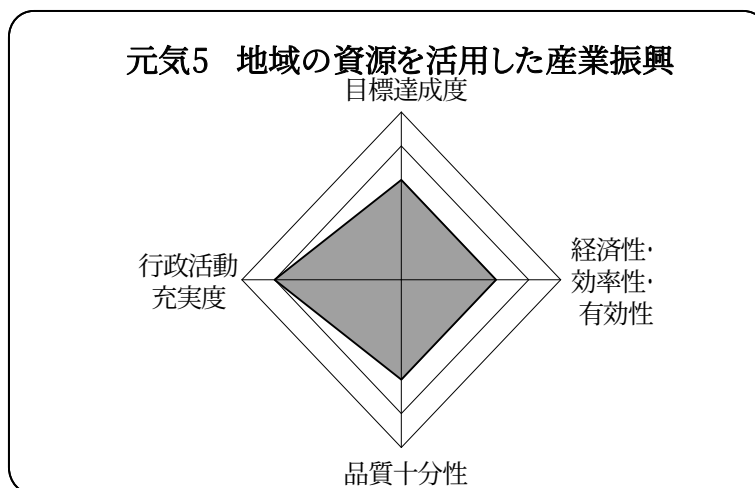
地域の資源を活用した産業振興を図るため、(1)から(3)の事業で中小企業の経営・技術等の高度化を進め、(4)の事業で知的財産の活用を支援し、(5)の事業で地域特性を生かした企業誘致に取り組み、(6)から(8)の事業で農商工連携等による新たな価値の創造に向けて取り組み、(9)の事業で産業振興方策の実践を支援している。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b



○評価結果と評点

評価項目	評価結果	評点
成果指標		
1 目標達成度 (10点)	○重点事業の数値目標「県内中小企業のうち製造業の付加価値額の伸び率」の実績は目標を下回っており、かつ前年度実績を下回っている。 ○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は96%で、おおむね達成している。	(3) 6
業務内容		
2 経済性・効率性・有効性 (5点)	○地域産業活性化支援事業費補助金の補助対象を見直し、伝統産業・地場産業に重点をおいた補助制度になっている。(2)	3
3 品質十分性 (5点)	●技術アドバイザー派遣業務は、平成20年度末で登録が25名、派遣実績2件にとどまっている。幅広い技術アドバイザーの登録を進め、技術相談コーディネーターと連携して、多様な企業ニーズに対応する必要がある。(1) ◎商工団体が多様な主体と連携して行う地域資源を活用した事業化に向けた計画策定等を支援している。その結果、地域の魅力を全国発信する国のプロジェクトに採択されている。(2)	3
4 行政活動充実度 (5点)	◎酒米生産技術の指導や酒造メーカーの評価を反映した原料米の生産体制の確立等にあたって、農業研究所では、地域農業改良普及センター、工業研究所、JA、三重県酒造組合と積極的に連携している。(8)	4
評点合計(満点25)		16

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する構成事業の番号です。

○意見

1 地域の資源を活用した産業振興

重点事業の数値目標において平成20年度実績が目標を下回っている。今後、産業振興を図るため、市町、関係団体等と連携し、国の施策の活用や県が新たに組成する「みえ農商工連携推進ファンド」による支援に取り組みながら、中小企業の高度化、高付加価値化等を促進されたい。

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

○重点事業の数値目標「県内中小企業のうち製造業の付加価値額^{注1}の伸び率」の実績は目標を下回っており、かつ前年度実績を下回っている。

数値目標は、民間製造業のうち中小企業(従業員4～299人)の付加価値額の基準年(2005年度)を100とした場合の伸び率(経済産業省「工業統計表」により算出)である。

2008年度の実績値は98で、目標値107を下回り、かつ2007年度の実績値の105を下回っている。

実績値が下がった理由は、基準年に比べ製造品出荷額は増加したもののそれ以上に原材料価格が上昇したため、その分の価格転嫁が進まず、付加価値額が減少したためである。

2008年度の目標達成率は92%である。

目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は96%で、おおむね達成している。

重点事業を構成する事業の事業目標8項目のうち、7項目で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

(1)高度化計画策定企業数：目標90社、実績59社(達成率66%)

(2008年度の目標は2006年度の実績177社から90社の増加で267社であるが、実績は59社の増加で236社となっている。)

目標達成度

注)1 付加価値額

事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のことで、工業統計表においては、付加価値額＝製造品出荷額－原材料使用額－減価償却額等で算出されている。

Ⅲ 業務内容にかかる監査結果

(1) オンリーワン企業育成プログラム事業

●技術アドバイザー派遣業務は、平成20年度末で登録が25名、派遣実績2件にとどまっている。幅広い技術アドバイザーの登録を進め、技術相談コーディネーターと連携して、多様な企業ニーズに対応する必要がある。

(退職人材の活用)

企業退職者等、豊富な職務経験・知識・技術・人脈を有する技術相談コーディネーターが、企業訪問等を通じて企業の課題やニーズを把握し、その解決につなげる活動を行っており、平成20年度は384社の企業訪問を実施した。

一方、技術課題解決のために専門技術を有する退職人材を企業に派遣する技術アドバイザー派遣業務については、20年度末で登録が25名、派遣実績は2件にとどまっている。

技術相談コーディネーター数とサポート企業数

	H19	H20
技術相談コーディネーター数	3名	4名
サポート企業数	108社	384社

技術アドバイザー派遣業務の実績

	H19	H20
登録者数	20名	25名
派遣企業数	0件	2件

品質十分性

(2) 地域産業創出活性化事業

◎商工団体が多様な主体と連携して行う地域資源を活用した事業化に向けた計画策定等を支援している。その結果、地域の魅力を全国発信する国のプロジェクトに採択されている。

○地域産業活性化支援事業費補助金の補助対象を見直し、伝統産業・地場産業に重点をおいた補助制度になっている。

(地域資源を活用した事業化への支援)

地域の商工団体が核となり、地域内外の多様な主体(大学、事業者、市町、県、商工団体等)が連携して行う地域資源の調査研究や、地域資源を活用した事業化に向けた計画策定等の取組に対して財政支援を行った結果が、国の「地域資源∞全国展開プロジェクト」の採択につながっている。

県の地域産業力創出支援事業補助金の実績

	H18	H19	H20
件数	2	7	9

国の「地域資源∞全国展開プロジェクト」の実績

	H18	H19	H20
件数	6	5	9

＊ 県の地域産業力創出支援事業補助金を受けた商工団体が、国の「地域資源∞全国展開プロジェクト」に採択された例

・度会町商工会

度会町商工会が玉城町商工会と共同で、生産物(まこもたけ、お茶)を活用した健康指向に適合した特産品の開発に取り組んだ。

また、平成 21 年度は、度会町商工会が大学や猟友会等と連携し、獣害対策により駆除したマイナス地域資源(猪・鹿)を活用した特産品開発に取り組む。

・松阪西部商工会

香肌峡・奥香肌峡等の自然と高原野菜・山菜・材木等の農林資源を利用した特産品を、奥松阪ブランドとして全国発信する。

・御浜町商工会

御浜町商工会が紀北町商工会、紀宝町商工会と共同で、東紀州地域の農林水産資源に着目した優れたアイデアを持ちながらも、経営資源の不足から製品を事業化できなかった小規模事業者等の掘り起こしを行い、24 年度の紀勢自動車道の開通に合わせ逸品特産品と逸品名物料理の商品開発化を行う。

品質十分性

(補助制度の見直し)

これまで地域産業活性化支援事業費補助金は、農林水産物、観光資源等の地域資源を活用した事業創出の取組を補助対象としていたが、平成 21 年度からはこれらの取組に対しては、「みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金」を活用することとし、同補助金は、伝統産業、地場産業に係る中小企業者等の取組を重点的に支援する補助制度に見直した。

経済性・効率性・有効性

(3) 中小企業の企業力向上再チャレンジ支援事業

(事業概要)

中小企業が経営革新により企業力を向上させるため、経営革新支援制度のPR、ビジネスプランの作成から事業実施後のフォローまで総合的な支援を行っている。

また、中小企業金融対策事業として、経営革新計画の知事承認を受けた企業や創業・再挑戦する企業に対し融資をした金融機関、保証協会に必要な経費(利子、保証料等)の一部を補助することにより金利等を低くして、利用者である中小企業の支援を行っている。

(4) 中小企業等知的財産活用支援事業

○特許情報活用支援アドバイザーや特許流通アドバイザーが、出前特許相談に力を入れた結果、全体の相談件数が増加している。

(出前特許相談)

工業研究所に三重県知的所有権センターを設置し、特許情報活用支援アドバイザーや特許流通アドバイザーを配置している。知的財産のマッチング(技術移転)を支援するため、特許流通アドバイザーらによる出前特許相談等を通じて、県内企業へ特許流通や技術導入を進めた結果、特許成約 14 件(累計 31 件)を締結し、技術移転により特許活用の促進を図ることができた。

知的財産のマッチング件数

	H19	H20
目標	10	12
実績	8	14

出前特許相談及び三重県知的所有権センターへの来客相談件数

		H19(A)	H20(B)	増減数(B)－(A)
出前特許相談	目標	300	400	100
	実績	386	519	133
来客相談	目標	500	600	100
	実績	616	529	△ 87
合計	目標	800	1,000	200
	実績	1,002	1,048	46

全体の相談件数は、前年度に比べ 46 件増加している。

品質十分性

(5) 地域特性を生かした産業誘致促進事業

(事業概要)

市町等の工場用地整備に対する補助や事業所の新設及び増設に対する補助制度により、企業誘致を進めている。

平成 20 年度は、熊野市が新たに行った産業用地の造成に必要な各種調査や用地の取得に対して補助を行った。

20～21 年度：市による産業用地の調査設計、用地取得、造成・関連工事

また、事業所については、尾鷲名水(株)〔尾鷲市〕及び(有)ユタカ商会〔紀宝町〕が行う工場の新設に伴う投資に対して補助を行った。

尾鷲名水(株) 18～21 年度、(有)ユタカ商会 17～20 年度

(6) 地域資源ブランド化支援事業

- 三重ブランドを首都圏へ情報発信するため、「三重県フェア」を開催するなど認知度向上につなげている。
- 地域資源ブランド化人材育成事業（三重ブランドアカデミー）において、実践課程のサポート研修を行うなど人材育成に努め、各種支援制度を紹介し事業化を支援している。

（三重ブランドの情報発信）

三重ブランドを情報発信するため、東京新丸ビルにおいて「三重県フェア」を開催し、三重ブランド等の食材を使用したメニューを提供し多くの消費者にPRした。また、三重県内の宿泊施設等において、三重ブランド認定品を使用した宿泊プランを設定し、消費者が本物を本場で旬の時期に味わうことによって、三重県のイメージアップをめざしている。さらに、雑誌掲載による紹介、三重ブランドプレゼントキャンペーンなど民間事業者とのタイアップ等を行い、三重ブランドの認知度向上につなげている。

三重ブランド宿泊プランを設定した施設経営者、接客係等を対象に「おもてなしセミナー」を実施し、認定品の話題を宿泊客とのコミュニケーションツールの一つにできるように周知・啓発に取り組んでいる。

＊三重ブランド認定品(11品目)：真珠、松阪牛、伊勢えび、的矢かき、あわび、伊勢茶、ひじき、ひのき、南紀みかん、あおりふぐ、伊賀焼

品質十分性

（人材育成と事業化）

地域資源ブランド化人材育成事業(三重ブランドアカデミー)では、県内事業者を対象に、初年度に課題の整理や対策を検討する研修課程、次年度に商品を試作するなど実践課程のサポート研修を行い、2年間にわたり課題解決に取り組むことで、人材育成に努めている。

また、参加事業者には、各種支援制度を紹介し、地域資源を生かした商品づくりにつながるよう支援している。

＊研修課程・実践課程の参加事業者における他の制度の活用例

- ・「中小企業地域資源活用促進法」に基づく事業計画の認定

三和水産(株)^{さんわすいさん}：尾鷲の養殖まだいを独自の製法技術で商品化した「焼鯛^{やきだい}」

(株) 鷺 洋^{しゅうよう}：尾鷲の養殖まだいを独自の製法で加工商品化した「鯛めし」

(有)サンエイ：家庭で簡単に味わえる「てこね寿司の素」の製造販売

(株)堀製麺：三重県産小麦を100%使用した全粒粉配合の伊勢うどん

- ・県の農商工等連携事業費補助金交付決定

(株)権現前営農組合、連携先：(有)野瀬商店

：新鮮ベジタブルと炊き立てライスの「ベジライス」で食生活応援プラン

(有)浜地屋、連携先：カネトミ水産等

：熊野灘で獲れた魚だけでつくる冷凍すり身の開発とそれを原料とする練り製品の製造・販売

品質十分性

(7) みえ農商工連携推進ファンド事業**(事業概要)**

平成20年7月に「農商工等連携促進法」が施行され、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して行う新商品・新サービスの開発等を促進するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構や県内金融機関とともに「みえ農商工連携推進ファンド」(組成額:25億円)を21年11月に組成する予定である。その運用益で農商工連携体による新たな着眼での創意工夫を生かした取組や公設試験研究機関等を活用した技術開発やデザイン力の向上等の取組を支援する。

また、21年の2月補正予算により、緊急経済対策として、「みえ農商工連携推進ファンド」と同じ取組を前倒して行う県単独の事業を開始し、21年7月現在で、12件の補助金交付決定を行っている。

(8) 地域資源価値創造・展開事業

◎酒米生産技術の指導や酒造メーカーの評価を反映した原料米の生産体制の確立等にあたって、農業研究所では、地域農業改良普及センター、工業研究所、JA、三重県酒造組合と積極的に連携している。

(多様な主体との連携)

新しい三重の酒造好適米品種の地域特産化事業については、栽培農家に対する酒米生産技術の指導や酒造メーカーの評価を反映した原料米の生産体制の確立等において、地域農業改良普及センターの普及員やJAの営農指導員とともに、農業研究所の研究員が農家へ技術支援を行っている。また、工業研究所、三重県酒造組合との連携により、酒造メーカーの評価を把握し、それをふまえた生産方法について研究している。

さらに、関係団体である全農三重県本部、三重県酒造組合と連携をしながら、原料米の栽培農家と、酒造メーカーの蔵元担当者との意見交換会を2回行い、情報共有を図っている。

こうした取組により、農業研究所が酒造好適米として開発した「神の穂」を100%原料とする単独ブランド酒が多くの蔵元から販売されている。

「神の穂」の試験概要

	H19	H20
現地栽培面積	4ha	11ha
栽培地域	伊賀市、名張市	伊賀市、名張市、鈴鹿市
生産量	24 t	66 t
醸造業者	12 社	15 社

行政活動充実度

(9) 地域産業振興方策実践支援事業**(事業概要)**

平成18年4月に「三重県地域産業振興条例」が施行され、地域の特性に応じた産業の振興を計画的に推進することが求められている。そのため、県では、市町、関係団体等への説明を進めるとともに、18年度以降は各農林水産商工環境事務所を事務局として、地域の関係者が主体的に地域の産業振興方策の議論を行うための場づくりを支援している。

また、広域的な取組として、最近の経済状況の急激な変化の中での地域産業政策を考えるセミナーや、農商工連携等の国の新たな施策に対応したセミナー等を実施している。

重点事業の現状

【参照】2009 年版県政報告書 51～54 頁

重点事業名	くらし1 「いのち」を守るみえの防災対策	(主担当部：防災危機管理部)
重点事業の目標	「防災風土の醸成」、「被害の軽減(減災)」、「応急体制の確立」の3つを柱とした「第2次三重地震対策アクションプログラム」を着実に進めるため、「いのち」を守るみえの地震対策として重点事業の取組を展開しましたが、「三重県防災対策推進条例」の制定を踏まえ、自然災害全般にわたる減災を進めることとし、市町と共に、「自助」「共助」を軸とした地域における自主的な防災活動の活性化をはかるほか、減災に寄与するハード基盤の整備等、県民の皆さんの命を守ることに重点を置いた事業を推進します。さらに、発災時において救助・救援活動、医療活動、輸送手段の確保等の初動対策が迅速に実施できるよう、その基盤整備や防災関係機関等と連携した活動体制づくりを進めます。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
地震対策アクションの重点項目進捗率	目標値	—	36%	53%	79%	100%
	実績値	—	42%	64%	—	—

重点事業を構成する事業(構成事業)	事業目標	2008 決算額(千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) みえの防災活力支援事業	防災に関して「自助」の取組を行っている県民の割合	46,352	目標値	—	42%	45%	48%	50%
			実績値	39.1%	42.2%	43.3%	—	—
(2) 地域防災力推進事業	地域防災ネットワークの構築数(累計)	1,061	目標値	—	5	5	5	5
			実績値	3	5	5	—	—
(3) いのちを守る減災対策推進事業	減災に向けた市町の取組数(累計)	121,892	目標値	—	35件	69件	113件(88)	157件(107)
			実績値	—	43件	92件	—	—
(4) 待ったなし! 耐震化プロジェクト事業	木造住宅の耐震診断率	72,469	目標値	—	9.2%	11.4%	13.8%	16.6%
			実績値	7.2%	9.2%	10.8%	—	—
(5) 耕地施設管理事業 (6) 緊急津波対策海岸保全事業	防潮扉・水門動力化整備数(累計)	409,938	目標値	—	121か所	140か所	157か所	163か所
			実績値	88か所	123か所	147か所	—	—
(7) 広域防災拠点施設整備事業	広域防災拠点施設設置地域数(か所数)(累計)	899,786	目標値	—	2地域[3か所]	2地域[3か所]	3地域[4か所]	3地域[4か所]
			実績値	1地域[1か所]	2地域[3か所]	2地域[3か所]	—	—
(8) 災害対応力強化事業	災害対策業務の標準化(活動計画・標準マニュアル数)(累計)	103,072	目標値	—	2	3	4	4
			実績値	1	2	4	—	—
(9) 災害医療体制強化推進事業	災害医療に関する研修等に参加した医療従事者数(累計)	56,171	目標値	—	1,000人	1,650人	2,300人(1,800)	2,500人(1,900)
			実績値	841人	1,500人	2,032人	—	—
(10) 緊急輸送道路整備事業	緊急輸送道路ネットワークの整備率(路線の整備状況)	2,803,428	目標値	—	89.0%[81/91]	89.0%[81/91]	90.1%[82/91]	91.2%[83/91]
			実績値	87.9%[80/91]	89.0%[81/91]	89.0%[81/91]	—	—
(11) 緊急輸送道路整備事業(街路)	緊急輸送道路(街路)の整備割合	1,100,220	目標値	—	43%[3/7]	43%[3/7]	57%[4/7]	86%[6/7]
			実績値	43%[3/7]	43%[3/7]	57%[4/7]	—	—
(12) 災害防除施設事業(緊急輸送道路)	緊急輸送道路において、対策が必要な落石等危険箇所(整備対象箇所)の整備割合	554,484	目標値	—	69%[60/87]	79%[69/87]	90%[78/87]	100%[87/87]
			実績値	54%[47/87]	61%[53/87]	76%[66/87]	—	—
合計		6,168,873	平均達成率	—	96%	99%	—	—

重点事業の概要

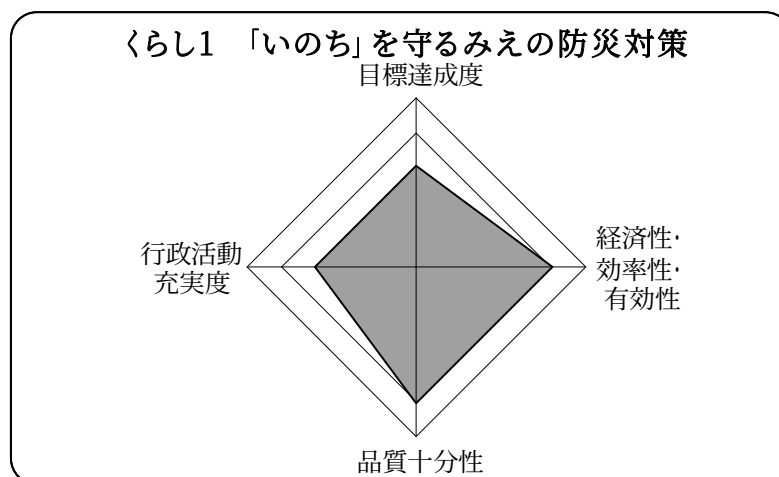
「第2次三重地震対策アクションプログラム」を着実に進めるため、(1)(2)の事業で「防災風土の醸成」を、(3)から(6)の事業で「被害の軽減(減災)」を、(7)から(12)の事業で「応急体制の確立」を重点的に実施している。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標	1 目標達成度 (10 点)	◎重点事業の数値目標「地震対策アクションの重点項目進捗率」の実績は目標を上回っている。 ●重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は 99%で、おおむね達成している。ただし、「(9)災害医療体制強化推進事業」の目標値の設定について、予算や事業計画をふまえた目標値の設定が必要である。	(3) 6
	2 経済性・効率性・有効性 (5 点)	◎震度計の更新は平成 20 年度着手 21 年度完成見込みであり、全国でも早期の更新になる見込みである。更新に際し 17 年度に名古屋大学と共同研究を行い、高機能・低価格の震度計を開発し、自由にその製品化が図られるよう仕様書等の資料を公開した。(8)	4
業務内容	3 品質十分性 (5 点)	◎毎年度実施される地震対策連絡会議で市町の取組事例を発表しており、補助制度を活用した効果的な事例を紹介するなど情報の提供に努めている。また、市町のニーズに基づき補助制度の拡充を行うなど対策の促進に取り組んでいる。(3) ◎県では国の制度化に先駆けて住宅耐震補強工事への補助や補助制度の拡充等ニーズに応じた取組を実施し、耐震化促進を支援している。全国でも有数の制度先進県である。(4) ●医療施設の耐震化促進のため、国庫補助に県補助金の上乗せを実施するなど制度の充実を図っているが、耐震化が進んでいないので、引き続き設置者に対し耐震化の重要性・必要性の啓発に努める必要がある。(9)	4
	4 行政活動充実度 (5 点)	◎さまざまな手法による普及啓発を行うとともに、全国に先駆けた県内全域の詳細活断層位置図の作成・公表によるリスク情報の提供や、「風水害」に対するアクションプログラムの策定を予定するなど先進的な取組が見られる。(1) ○県のモデル事業により構築された多様な主体によるネットワークが地域特性に応じた活動に取り組みつつある。未構築地域で新規ネットワークの構築促進に努めるとともに、継続した活動に対	3

	して支援を行っている。(2) ●県民意識調査の結果でも、耐震診断・補強工事補助制度の認知度が低い状況であり、平成20年度からは住宅団地を訪問するなど取組を充実させているが、今後もさまざまな手法で耐震化促進への取組を充実させる必要がある。(4) ◎広域防災拠点施設については、「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき計画的に整備を進めており、他県に比べ進んでいる。(7) ●地域の災害医療体制の構築に向け「災害時医療マニュアル」の早期整備に努めるとともに、各関係機関との連絡調整や、研修・訓練を充実させ、発災時に体制が円滑に対応可能かどうかの検証等を行う必要がある。(9)	
評点合計 (満点25)		17

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。
 ※評価結果欄の()付き数字は、関係する構成事業の番号です。

◎プラス評価 ●マイナス評価

○意見

1 防災意識の醸成に向けた普及啓発の促進

全国に先駆けた県内全域の詳細活断層位置図の作成・公表の実施や「風水害」に対するアクションプログラム策定を予定するなど先進的な取組が見られるとともに、さまざまな媒体・手法で防災意識の普及啓発に取り組んでいる。引き続き減災目標に向けた普及啓発に努められたい。

2 多様な主体による自助・共助の取組に対する支援

県のモデル事業により構築された多様な主体によるネットワークが地域特性に応じた活動に取り組みつつある。未構築地域で既設ネットワークの活動の紹介を行うなどネットワークの構築促進に努めるとともに、継続した活動に対して引き続き支援されたい。

3 医療機関、民間住宅の耐震化促進や災害医療体制の構築

医療機関や民間住宅の耐震化が進んでいないので、耐震化の必要性、補助制度の啓発を充実し耐震化を促進されたい。また、災害時に十分対応できるよう関係機関と連携し、地域の災害医療体制の構築に努められたい。

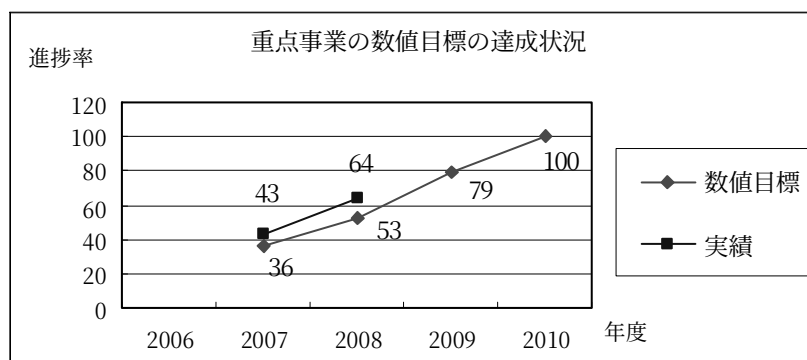
Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

●重点事業の数値目標「地震対策アクションの重点項目進捗率」の実績は目標を上回っている。

平成20年度の実績値は64%で、目標値53%を上回っている。

「地震対策アクションの重点項目進捗率」は重点事業の12本の構成事業の平均進捗率である。



目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

●重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は99%で、おおむね達成している。ただし、「(9)災害医療体制強化推進事業」の目標値の設定について、予算や事業計画をふまえた目標値の設定が必要である。

重点事業を構成する事業の事業目標11項目のうち、8項目で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

- (1)防災に関して「自助」の取組を行っている県民の割合：目標45%、実績43.3%(達成率96%)
- (4)木造住宅の耐震診断率：目標11.4%、実績10.8%(達成率95%)
- (12)緊急輸送道路において、対策が必要な落石等危険箇所(整備対象箇所)の整備割合：目標79%、実績76%(達成率96%)

「(9)災害医療体制強化推進事業」の事業目標は「災害医療に関する研修等に参加した医療従事者数(累計)」であるが、実績が2007年、2008年と連続してその年度目標値を大きく上回り、結果両年度とも最終2010年度目標値をも達成した。

研修は臨時的に実施されるものもあり把握が困難な面もあるが、目標値の設定・見直し時に、予算での積算や事業計画と整合した数値設定が必要である。

目標値とその見直し、予算積算及び実績

災害医療に関する研修等に参加した医療従事者数(累計)

(単位：人)

年度		2007		2008		2009		2010	
		単年	累計	単年	累計	単年	累計	単年	累計
目標値	当初策定時目標	159	1,000	200	1,200	200	1,400	100	1,500
	2007 末の見直し			150	1,650	150	1,800	100	1,900
	2008 末の見直し					268	2,300	200	2,500
実績値		659	1,500	532	2,032				
予算積算値		236		249		287			

目標達成度

Ⅲ 業務内容にかかる監査結果

(1) みえの防災活力支援事業

◎さまざまな手法による普及啓発を行うとともに、全国に先駆けた県内全域の詳細活断層位置図の作成・公表によるリスク情報の提供や、「風水害」に対するアクションプログラムの策定を予定するなど先進的な取組が見られる。

(さまざまな手法の普及啓発活動と先進的な取組の実施)

「みえ地震対策の日」(12月7日)に「みえの防災風土づくりシンポジウム」を講演会・パネルディスカッション、「みえの防災大賞」等の表彰を併せた形で開催し、その日程に合わせ「自主防災組織交流会」を実施したほか、年間を通じ4台の地震体験車を活用し4名の啓発員(嘱託職員)でイベントや研修会等さまざまな機会体験による啓発を行っている。

また、他県の先進的な取組を行っている団体に対し「みえ防災調査隊」(平成20年度は県職員と社会福祉協議会職員、大学教授等とで構成)がベンチマークを実施(20年度実績6か所)し、参加者の所属団体における取組の参考にし、地域等での活動に生かすとともに事例集にまとめている。

そのほか、17～19年度に県内の活断層調査を実施し、その結果については全国に先駆けて県内全域の詳細活断層位置図(1/25,000図)を作成し、本庁、県民センター、市町役場、県内公立図書館で閲覧できるよう配置するとともに県ホームページで公開している。全国で詳細な位置図を公開しているのは三重県だけである。

条例や行動計画の策定については、全国で防災や地震に関する条例を制定している都道府県は20年7月現在13都県である。(うち地震対策条例7都県(三重県含む)、防災対策条例6県)三重県は21年3月に「地震対策推進条例」を全面改正し「防災対策推進条例」を制定している。

それに伴い21年度に「風水害のアクションプログラム」(他都道府県では千葉県のみが策定済み)を策定予定である。

行政活動充実度

(2) 地域防災力推進事業

○県のモデル事業により構築された多様な主体によるネットワークが地域特性に応じた活動に取り組みつつある。未構築地域で新規ネットワークの構築促進に努めるとともに、継続した活動に対して支援を行っている。

(地域の防災ネットワークの構築と継続的な活動)

モデル事業としてネットワークに対しその構築年度と翌年度の活動経費(研修会実施のための講師謝金等)を補助しているが、当事業は平成20年度で終了した。

これまでに、17年度に3地域、19年度に2地域のネットワークが構築され、2か年の財政支援終了後もそれぞれの地域で地域特性に応じた活動を実施している。

地域名	ネットワーク名	構築年度	構成団体数	活 動 実 績
三 泗	三泗ぼうさいネット	17	24	防災フォーラム、講演会の実施
松 阪	松阪地域防災学習塾	19	20	「チャレンジ!みえぼうさい学園2008」、講演会、避難訓練の実施
鳥羽志摩	地震から子どもをまもり隊	17	6	小学校での防災学習の実施、市社協の防災講座への協力
伊 賀	伊賀地域防災ネットワーク会議	19	17	取組事例の報告、避難訓練、ベンチマーキングの実施
東 紀 州	東紀州防災ネットワーク推進会議	17	36	防災イベント、図上訓練への参加、被災地現地研修の実施

ネットワークには、2か年の財政的支援終了後も県がオブザーバー等として参加し、密接な関係づくりを構築しており、継続した活動に対し支援を続けている。20年度には鳥羽志摩地域のネットワークの構成メンバーである鳥羽市の「子育て応援!!0, 1, 2, 3サークル」の活動が「みえの防災奨励賞^{注)1}」を受賞した。

また、未構築地域での新規ネットワーク構築については、21年度から国の「ふるさと雇用再生特別基金事業」により、三重大学に委託し取り組んでいる。

行政活動充実度

注)1 みえの防災奨励賞

県内各地で取り組まれている自主的な防災活動を行っている団体を表彰し活動を発表することにより自主的な防災活動の一層の充実・発展に資するため平成18年度から実施し、毎年度「大賞」1団体、「奨励賞」5団体を表彰。19年度からはシンポジウムの中で表彰し発表を行っている。

(3) いのちを守る減災対策推進事業

◎毎年度実施される地震対策連絡会議で市町の取組事例を発表しており、補助制度を活用した効果的な事例を紹介するなど情報の提供に努めている。また、市町のニーズに基づき補助制度の拡充を行うなど対策の促進に取り組んでいる。

(制度見直しやニーズの把握)

補助制度の概要

対 策	補助対象事例	対象市町	実施市町数	決算額(千円)
津波対策	津波避難タワー、外付け階段の設置、避難路の整備、津波監視システムの整備等	津波浸水区域を持つ 19 市町	12	40,769
孤立対策	「孤立対策推進計画」に位置づけられた事業 双方向無線設備、衛星携帯電話、資機材等の整備	孤立地区として位置づけられた 302 地区を持つ 21 市町	8	14,076
避難所(公共的施設)耐震化対策	避難所建築物の耐震改修、敷地の擁壁改修工事等	全市町	2	9,971
災害時要援護者対策	「災害時要援護者対策推進計画」に位置づけられた事業 避難所バリアフリー化、マニュアルの作成、資機材整備等	全市町	20	57,076
				121,892

補助制度については、市町からの要望により補助制度を見直し、平成 20 年度から災害時要援護者対策に「保育所・幼稚園・小学校への緊急地震速報設備の設置」をメニューに加えた(実績 7 市町)。また、21 年度からは「ヘリポート整備、耐震シェルター整備」を追加するとともに、20 年度までの実施予定であった「孤立対策」と「災害時要援護者対策」について 22 年度まで延長し市町のニーズに応えている。

毎年度「市町等地震対策連絡会議」の中で制度の趣旨、内容等について説明するとともに、市町が「補助を利用して整備した施設」や「市町の整備の考え方」を発表し、地域の具体的な活用事例について情報提供し周知を図っている。

20 年度 市町等地震対策連絡会議発表市町と項目

市町	項 目
鈴鹿市	避難所耐震化と要援護者対策について
伊勢市	孤立対策 孤立対策推進計画と地域の現状・課題
紀北町	津波対策 津波タワー、ビル外付け階段、避難階段等の整備

他の都府県の状況として、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定されている 23 都府県の中でも独自の制度を設けているのは三重県を含む 8 都県でありメニューや予算額もさまざまである。

品質十分性

(4) 待ったなし！耐震化プロジェクト事業

◎県では国の制度化に先駆けて住宅耐震補強工事への補助や補助制度の拡充等ニーズに応じた取組を実施し、耐震化促進を支援している。全国でも有数の制度先進県である。

●県民意識調査の結果でも、耐震診断・補強工事補助制度の認知度が低い状況であり、平成20年度からは住宅団地を訪問するなど取組を充実させているが、今後もさまざまな手法で耐震化促進への取組を充実させる必要がある。

(住宅耐震化促進に向けての制度の拡充と他県の状況)

県では平成15年度から個人住宅に係る耐震診断、補強工事に対して補助制度を設けている。補強工事に対する補助については、17年度からの国の制度化に先駆けての実施になっている。県の制度は、住宅の耐震診断や補強工事に対する補助を行う市町に対して財政支援を行うものであり、現在、県内29市町すべてが補助制度を設けており空白地域はない。

また、21年度から耐震補強設計及び簡易補強工事について補助制度に追加し充実させている。

21年度の状況で「耐震診断」「耐震補強設計」「簡易補強」「補強工事」の4メニューとも制度化しているのは全国で三重県、他、静岡、和歌山、高知の3県のみである。

※耐震補強工事補助については、高齢者・障がい者等世帯以外は所得制限がある。

品質十分性

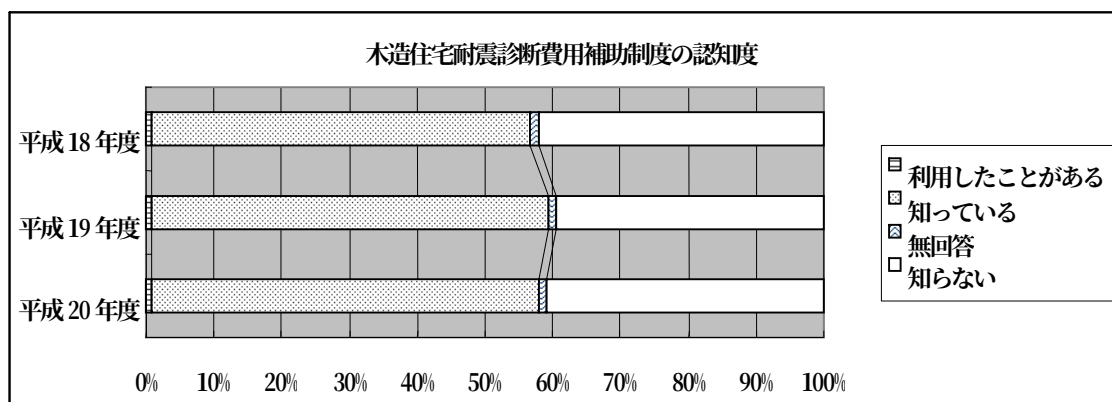
(住宅耐震化促進に向けての啓発の充実)

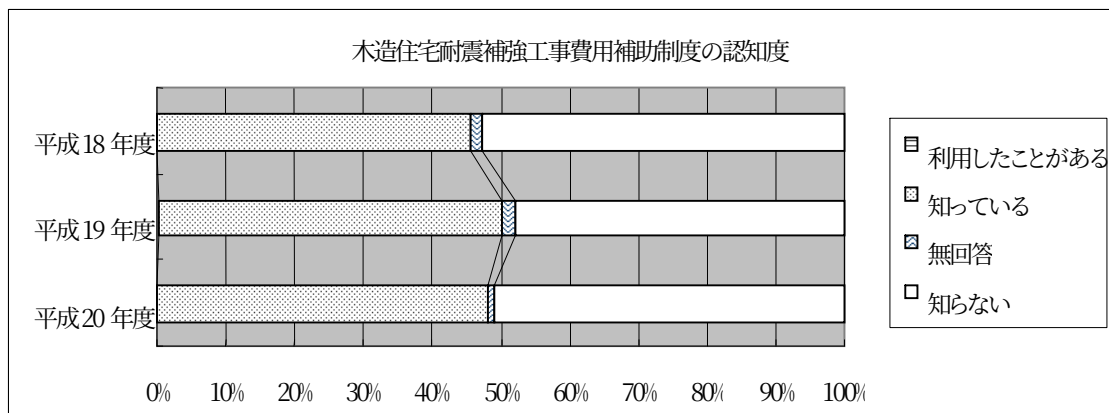
事業の目標数値は「耐震診断率」であるが事業の大きな目的としては住宅の耐震化であり、補強工事等を実施し耐震化された住宅を増やしていくことが重要である。

個人住宅に対する支援であり、個人の経済的理由やさまざまな理由で計画戸数である400戸の達成はできず、実績は167戸であった。

県民意識調査結果でも、耐震診断補助制度の認知度は約60%(前回調査比1.2ポイント減)であり、約40%が制度を知らない。また補強工事補助制度の認知度は50%弱(前回調査比2.0ポイント減)であり、約半数が制度を知らないという状況である。

また、「診断を受けたことがない理由」の中に「診断費用がかかるから」という答えが23.5%あり、耐震診断が無料で可能となるということが十分に認知されている状態とはいえない。





平成20年度からラジオ・テレビ、新聞、広報誌、パンフレットの作成、各地のイベントでの広報に加え住宅団地を訪問している(8回1,482戸)。実施箇所では10%の人が耐震診断を実施し効果的であった。21年度は実施箇所を増やすとともに、市町による訪問も予定されており、取組の充実を図っている。

行政活動充実度

(5) 耕地施設管理事業

(事業概要)

津波発生時の対応や避難等の迅速化のため、県が管理している農地海岸^{注2}の水門(樋門)の動力化等の整備を実施する。

平成20年度は、紀北町海山区小山浦に3か所を整備した。

(6) 緊急津波対策海岸保全事業

(事業概要)

津波発生時の対応や避難等の迅速化のため、漁港海岸^{注3}、港湾海岸^{注4}、河川海岸^{注5}における防潮扉の動力化等の整備を実施する。

平成20年度は港湾・河川海岸で紀北町引本港、志摩市浜島港、同市布施田浦に計10か所を、漁港海岸で三木浦(県営)に4か所及び伊勢市豊北、鳥羽市本浦、南伊勢町方座浦(市町営)に7か所の計11か所を整備し、総計21か所が完成した。

注)2 農地海岸

海岸のうち、農地とそこで営まれている農業活動を波浪による浸食等から守るために、海岸の一定区域を保全すべきとして指定した区域

注)3 漁港海岸

海岸のうち、漁港区域と重複及び一部隣接する区域

注)4 港湾海岸

海岸のうち、港湾区域又は港湾隣接地域と重複する区域

注)5 河川海岸

海岸のうち、上記以外の国土交通省河川局が所管する海岸の区域

(7) 広域防災拠点施設整備事業

◎広域防災拠点施設については、「三重県広域防災拠点施設基本構想^{注)6}」に基づき計画的に整備を進めており、他県に比べ進んでいる。

(拠点施設整備構想に基づく計画的な整備)

三重県では広域防災拠点は、「被害想定調査」による被災パターンへの対応・地理的条件や交通アクセスの検討・ヘリコプターの航行能力等から配置案を検討し、平成8年度に策定された「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき、計画的に県内5か所に防災拠点整備を進めており、他県に比べ進んでいる状況である。

現在までに「中勢拠点」(鈴鹿市・13年度完成)及び「東紀州拠点」(尾鷲市・18年度完成)(熊野市・19年度完成)の2地域3か所が整備済みであり、現在20年度から2か年計画で「伊勢志摩拠点」を整備している。

広域防災拠点については、三重県のように総合的な拠点としての整備にするか、既存施設の利活用等で整備するか、各県により地理的条件も異なることから一律ではなく、国による箇所数等の基準もない。

他県の拠点整備等の考え方・整備状況

県名	整備の考え方と整備状況
愛知県	モリコロパークに防災拠点整備中、それ以外に5か所に備蓄倉庫を整備
奈良県	21年度に広域防災拠点基本構想を策定
和歌山県	県内を4地域に分け既存施設(ビッグホエール、白浜空港跡地、新宮市民運動競技場等)を拠点に位置づけ。21年度以降受援計画検討
徳島県	県内3圏域で東部は県庁防災センターを位置づけ、南部は21年度に既存施設を活用し整備中、西部は未定
高知県	南海地震行動計画で拠点整備は位置づけているが今後検討予定

これまで整備してきた「中勢」「東紀州」でも会議、救急・救援要員等の受入れは、消防学校等隣接既存施設を利用、また、現在整備中の「伊勢志摩拠点」でも隣接の県営サンアリーナを利用することとしており、施設の有効利用を図っている。

行政活動充実度

注)6 三重県広域防災拠点施設基本構想

災害発生時の応急、復旧対策等を効果的に行うために核となる防災拠点の配置エリア等を定めた構想

(8) 災害対応力強化事業

◎震度計の更新は平成 20 年度着手 21 年度完成見込みであり、全国でも早期の更新になる見込みである。更新に際し 17 年度に名古屋大学と共同研究を行い、高機能・低価格の震度計を開発し、自由にその製品化が図られるよう仕様書等の資料を公開した。

○災害時の即応体制構築のためマニュアル等の整備を行い、毎年度の訓練等を通じ検証し見直し・改善を行っている。引き続き内容の検証等を実施し、計画等の充実を図る必要がある。

(震度計の更新と共同開発に伴う高機能化・低価格化)

現震度計は平成 8 年度に整備したものであるが、経年劣化等により故障頻度が高くなっており 20 年度に更新整備に着手し、21 年度完成見込みである。

更新が完了しているのは、秋田県・群馬県の 2 県、更新工事中が三重県を含み 5 都県である。整備にあたり 17 年度に名古屋大学との共同研究により高性能かつ低価格の次世代震度計「SWING」を開発した。震度計 1 基当たりの単価について、旧タイプのものが 200～250 万円程度であるのに対し、150 万円程度で整備が可能となりコスト縮減につながっている。

仕様書等の資料については公開しその製品化を図ることとし、全国の震度計の高機能化に寄与している。

経済性・効率性・有効性

(マニュアルの整備と継続的な見直し)

平成 18 年度末に策定した「三重県災害対策本部活動マニュアル」に続き 3 つのマニュアル策定を目標に進め、19 年度には「三重県東海・東南海・南海地震災害対策活動計画」を策定、20 年度には「三重県東海・東南海・南海地震災害対策活動マニュアル」、「緊急初動対策マニュアル」を策定し、21 年度末までに 4 マニュアルを策定することとした目標を 1 年前倒しで達成した。

災害時のマニュアル(活動計画)は、他の事務処理マニュアル等とは異なり不断の見直し、改善が必要となるため、毎年の図上訓練等でその効果を検証しており、気づいた点や改善すべき事項は随時改定を行っている。

20 年度は「三重県災害対策本部活動マニュアル」において組織の見直し(救出・救助グループの総合対策グループへの統合)や情報交換方法等を改定している。

行政活動充実度

(9) 災害医療体制強化推進事業

- 地域の災害医療体制の構築に向け「災害時医療マニュアル」の早期整備に努めるとともに、各関係機関との連絡調整や、研修・訓練を充実させ、発災時に体制が円滑に対応可能かどうかの検証等を行う必要がある。
- 医療施設の耐震化促進のため、国庫補助に県補助金の上乗せを実施するなど制度の充実を図っているが、耐震化が進んでいないので、引き続き設置者に対し耐震化の重要性・必要性の啓発に努める必要がある。

(地域の災害医療体制に向けた取組)

当事業の事業内容として「2次保健医療圏^{注)7}単位等での災害医療体制の構築」を掲げており、平成20、21年度にそれぞれ2地域で構築(マニュアルの策定)を計画していた。

しかし、地域版マニュアルを策定する前に20年度に本庁版マニュアルを策定することになったものの20年度では未完成であり、現在作成中である。

また、18年度に計画した時点では二次保健医療圏の4圏域ごとに構築という考え方であったが、策定地域数を保健所単位の9地域にするかについて、20年度に検討課題とされた。

その後、保健所単位の9地域で策定することになり、本庁版マニュアルにあわせて今後策定していく。21年度には3地域で現行体制の見直しや関係機関との協議に取り組んでいく予定である。

災害時に災害医療体制が効果的に機能するためには、「マニュアル策定→訓練実施→マニュアルの検証、研修等」の取組サイクルにより、その体制を充実・強化していくことが基本となるが、有効な災害時医療マニュアルを策定する上で、日頃から関係機関との連携体制を維持することが重要となる。そのため、既存の「保健所、市町、医師会、消防等が構成する(定例)連絡会議」等を活用して、関係機関等との情報交換等に努める必要がある。

行政活動充実度

注)7 保健医療圏

保健医療圏は、地域の医療需要に応じ包括的に医療を提供するため、医療資源の適正な配置を図ることを目的にした地域単位である。一次保健医療圏は、日常の保健サービスや初期医療を提供する最も基礎的な市町を単位とし、二次保健医療圏は、日常生活圏で通常の保健医療に対応するもので市町を越えた範囲で設定しており、県では北勢、中勢伊賀、南勢志摩、東紀州の4つの医療圏を設定している。三次保健医療圏は、高度な保健医療に対応するために設定する区域で、全県を区域としている。

(医療施設の耐震化促進)

県内に 10 施設ある災害拠点病院については 6 施設が耐震化済、残りの 4 施設についても平成 26 年度までには耐震化が完成する見込みである。また、二次救急病院 41 施設については 20 年度末で 20 施設が耐震化済(耐震化率 49%)である。

19 年度には 1 件(紀和診療所)、20 年度には 2 件(報徳病院、日下病院)の診断・補強に対し補助した。地震対策アクションプログラムの目標は、「二次救急病院の耐震化率 64%」であるが、目標達成は難しい状況にある。

耐震化や設備整備が進まない要因は経済的理由であるが、その他診療(開業)しながらの耐震化工事が困難なこと、病院の再編統廃合等の理由が考えられる。

耐震計画等の調査を毎年度実施しており、その中で病院設置者へは制度を周知するとともに医療監視時に耐震診断や補強工事の必要性及び補助事業について説明を行っている。また、県医師会、県病院協会に対しては、耐震診断や補強工事の必要性及び補助事業について説明を行っている。

医療施設耐震化の重要性について、設置者の理解が深まるよう引き続き啓発の充実に努める必要がある。

品質十分性

(10) 緊急輸送道路整備事業**(事業概要)**

被災時に各地の防災拠点として位置づけられた施設や、避難地を連絡する道路として「緊急輸送道路」に位置づけられた路線の整備及び路線内の橋梁の耐震化を進める。

道路整備については 17 か所の整備を進め 3 か所が完成した。また、橋梁の耐震化については 27 橋について実施した。

(11) 緊急輸送道路整備事業(街路)**(事業概要)**

被災時に各地の防災拠点として位置づけられた施設や、避難地を連絡する道路として「緊急輸送道路」(街路)に位置づけられた路線の整備を進める。

平成 20 年度は 4 路線について整備を進め、1 路線(都市計画道路茶地岡向井線)が予定より早く完成した。

(12) 災害防除施設事業(緊急輸送道路)**(事業概要)**

落石等の危険箇所がある緊急輸送道路において、落石防止柵・落石防止網の設置、擁壁工の実施等の対策工事を実施し道路の安全を確保する。

平成 8 年度の道路防災総点検をベースに対策必要箇所を計画的に整備しており、20 年度は新たに 17 か所の整備に着手し 13 か所が完成した。

重点事業の現状

【参照】2009年版県政報告書57～58頁

重点事業名	くらし3 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり	(主担当部：生活・文化部)
重点事業の目標	少子高齢化に対応し、交通弱者に焦点をあて、地域の特徴にあわせた交通安全教育や広報啓発活動を行い、交通安全意識の高揚をはかります。 また、通学路の照明灯の整備に取り組み、自転車・歩行者の安全・安心を確保するとともに、地域住民から設置要望の多い信号機の整備に取り組むことで県民の満足意識の向上をはかります。 これらの重点的な取組により、交通事故に伴う死者数の減少のみならず、交通事故そのものの減少をはかり、県民一人ひとりがそれぞれ住んでいる地域を「交通安全のまち」として実感できることをめざします。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
交通事故死傷者数	目標値	—	17,000 人	16,500 人	15,500 人 (16,000)	15,500 人 以下
	実績値	17,777 人	17,075 人	15,718 人	—	—

重点事業を構成する事業（構成事業）	事業目標	2008 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) 交通弱者の交通安全意識啓発事業	交通安全活動チームの活動回数	6,972	目標値	—	120 回	240 回	360 回	480 回
			実績値	—	122 回	490 回	—	—
(2) 民間委託による交通安全教育・啓発活動事業	交通安全教室参加者数	26,404	目標値	—	21,000 人	21,000 人	21,000 人	21,000 人
			実績値	20,800 人	23,143 人	22,410 人	—	—
(3) くらしの道路交通安全施設整備事業	交通環境の変化等により緊急に整備が必要となる信号機の整備率	173,136	目標値	—	31.9%	57.6%	79.2%	100%
			実績値	—	31.9%	57.6%	—	—
(4) 自転車・歩行者の安全を確保するまちづくり事業	通学路における自転車・歩行者用照明灯の整備率	15,510	目標値	—	25%	50%	75%	100%
			実績値	—	21.4%	75.0%	—	—
合計		222,022	平均達成率		96%	100%	—	—

重点事業の概要

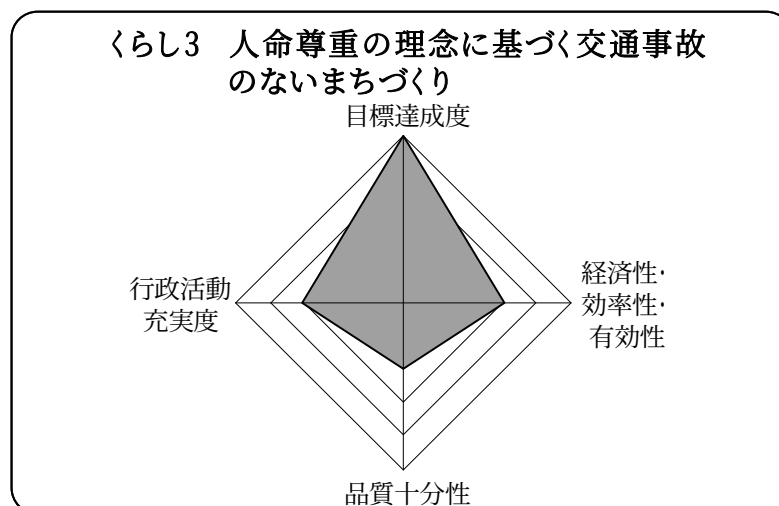
少子高齢社会に対応した交通弱者対策を進めるため、(1)(2)の事業で、主に高齢者に焦点をあて、地域の特徴にあわせた交通安全教育や広報啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図っている。また、(3)の事業では、地域住民から設置要望の多い信号機の整備に取り組むことで県民の満足意識の向上を図るとともに、(4)の事業において、通学路の照明灯の整備に取り組み自転車・歩行者の安全を確保している。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標 業務内容	1 目標達成度 (10 点)	◎重点事業の数値目標「交通事故死傷者数」は目標を達成しており、かつ前年から減少している。 ◎重点事業を構成する事業は、すべて目標を達成している。	(5) 10
	2 経済性・効率性・有効性 (5 点)	○地域住民の交通安全意識の向上のため、民間委託による交通安全アドバイザーを活用して、市町との協働等を通じて交通安全教育や啓発の活動を展開している。(2) ○信号機の整備にあたっては、少子高齢社会に対応した交通弱者対策をふまえ、必要性・緊急性の高い箇所での整備を進めている。(3)	3
	3 品質十分性 (5 点)	●交通安全活動指導員の活動について、地域における主体的な活動を継続して行えるような支援がされていない。(1) ○より適切な照明灯設置を行うため、設置箇所や設置基数等に係る基準作成の検討をしている。(4)	2
	4 行政活動充実度 (5 点)	○高齢者の交通事故発生件数の減少を図るため、交通事故のないまちづくりに取り組む市町等の活動を支援している。(1)	3
評点合計 (満点 25)			18

※目標達成度は重み付けをし、2 倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する構成事業の番号です。

○意見

1 交通安全活動指導員の育成・支援

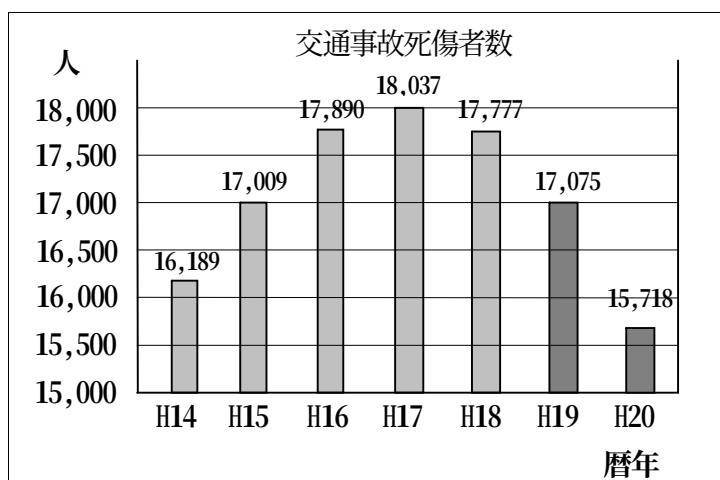
高齢者等交通弱者に対する交通安全意識の啓発活動を推進するため、ボランティアである交通安全活動指導員が継続的で幅広い活動が行えるよう育成・支援されたい。

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

◎重点事業の数値目標「交通事故死傷者数」は目標を達成しており、かつ前年から減少している。

平成 20 年(暦年)の交通事故死傷者数は 15,718 人で、目標値 16,500 人を達成し、かつ 19 年の 17,075 人より減少している。



目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

◎重点事業を構成する事業は、すべて目標を達成している。

重点事業を構成する事業の事業目標 4 項目すべてにおいて目標を達成している。

目標達成度

Ⅲ 業務内容にかかる監査結果

(1) 交通弱者の交通安全意識啓発事業

○高齢者の交通事故発生件数の減少を図るため、交通事故のないまちづくりに取り組む市町等の活動を支援している。

●交通安全活動指導員の活動について、地域における主体的な活動を継続して行えるような支援がされていない。

(取組の推進)

三重県全体の人身事故件数は減少傾向が続いているが、高齢者の人身事故件数については横ばい状態であり、死者数、負傷者数とも事故全体に占める割合が増加している。

このような状況において、高齢者の交通事故発生件数の減少を図るにあたって、それぞれの地域で交通事故のないまちづくりに取り組むことが求められている。そこで、県は、交通弱者対策に係る先進事例を調査・検討して高齢者の交通安全指導マニュアルを作成し、市町等関係機関に配布するとともに、高齢者の交通安全活動指導員を育成して交通安全活動を展開することにより、市町等が行う交通弱者に対する啓発活動等の交通安全活動を支援している。

人身事故件数の推移(暦年)

(単位:件、人、%)

	人身事故 件数			死者数			負傷者数		
		高齢者	割合		高齢者	割合		高齢者	割合
H16	13,479	2,897	21.5	187	88	47.1	17,703	2,207	12.5
H17	13,441	2,972	22.1	163	67	41.1	17,874	2,330	13.0
H18	13,123	2,982	22.7	167	70	41.9	17,610	2,406	13.7
H19	12,790	2,987	23.4	118	55	46.6	16,957	2,306	13.6
H20	11,886	2,907	24.5	110	56	50.9	15,608	2,169	13.9
H20—H19	△904	△80		△8	1		△1,349	△137	

行政活動充実度

(交通安全活動指導員の育成・支援)

交通安全活動指導員は高齢者のボランティアであり、県内 17 か所の自動車教習所で研修を行って育成しているが、育成数を毎年度 300 人ずつと設定しているところ、実績は平成 19 年度が 259 人、20 年度が 279 人となっている。

また、その取組については、高齢者が交通事故を自らの問題として捉えて事故防止に向けての意識を高めていくことにあるとして、主に地元老人クラブでの情報伝達等や地元における活動へ参加することによる活動を行っている。しかし、構成事業の取組のねらいは「交通事故のないまちづくりに主体的に参画する人材の育成等を通じて交通弱者の交通事故を防止する。」ものであることから、交通安全活動指導員の活動が限定された単発なものにとどまらない継続性のある主体的なものとなるよう、支援をされたい。

＊20 年度の主な活動

- ・老人クラブの活動の中での情報伝達、チラシの回覧、呼びかけ、啓発物品の配布。
- ・老人クラブの集い等に講師(警察署交通課員・交通安全事務局職員等)を招き講演会開催。
- ・交通安全協会とともに小学生登下校時における見守り・交通整理・交通安全パトロール。
- ・交通安全県民運動への参加。 等

品質十分性

(2) 民間委託による交通安全教育・啓発活動事業

○地域住民の交通安全意識の向上のため、民間委託による交通安全アドバイザーを活用して、市町との協働等を通じて交通安全教育や啓発の活動を展開している。

(民間アドバイザーの活用)

民間委託による交通安全アドバイザーを活用して、交通安全教育や啓発の活動を展開している。交通安全アドバイザーは全県で8名と少数ではあるが、市町の交通安全(教育)活動指導員と協働するなどして、交通安全に係る多様な広報啓発活動に従事し、活動回数も多い。

また、2か月毎にアドバイザーに対する勉強会を開催し、質的な向上にも努めている。

＊交通安全アドバイザー

平成20年度では8名が選任されている。

(四日市管内1人、津管内4人、松阪管内2人、多気郡管内1人)

活動実施回数		(単位:件)	
		H19	H20
交通安全教室	高齢者交通安全指導	131	141
	幼児交通安全指導	81	80
	児童交通安全指導	85	84
	チャイルドシート取付指導	21	28
外国人住民への広報啓発		4	17
シミュレーターによる指導		15	15
街頭啓発		25	21
その他		38	33
合 計		400	419

交通安全教室開催状況

	交通安全教室参加者数		交通安全教室開催数	
	目標数	実績数	目標数	実績数
H19	21,000	23,143	250	318
H20	21,000	22,410	250	333

(参考)市町の交通安全(教育)活動指導員

	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	南牟婁郡	合計
指導員数	2	8	7	9	9	3	3	41

※(1)の構成事業の交通安全活動指導員とは異なる職である。

経済性・効率性・有効性

(3) ぐらしの道交通安全施設整備事業

○信号機の整備にあたっては、少子高齢社会に対応した交通弱者対策をふまえ、必要性・緊急性の高い箇所での整備を進めている。

(事業目標との関連性)

信号機設置の箇所は、「設置要望箇所のうち必要性、緊急性の高い交差点」とされている。

その選定にあたっては、各警察署において、地域住民等から受理した要望箇所を対象として、「道路構造的な条件を充足すること」や、高齢者や子どもの横断需要、交通量や交通事故の発生状況を考慮して必要箇所を選んだ上で、県警本部が全県的な現地調査を行い選定している。信号機の役割は第一義的には交通整理であることから、安全・安心で円滑な交通環境の確保のため整備されるものであるが、ぐらし3の重点事業の目標である少子高齢社会に対応した交通弱者対策をふまえて、事業を推進している。

信号機設置予定数と実績

	H19	H20	H21	H22	設置予定 数の合計
目標整備率	31.9	57.6	79.2	100	
設置予定基数	46	37	31	30	144
実績整備基数	46	37			

※目標整備率は累計で、平成20年度は $(46+37)/144$ 57.6%となる。

信号機の設置効果については設置前後6か月の人身事故数を調査することにより測定がされている。さらに、重点事業の対象である高齢者や子ども等交通弱者の横断需要の変化等、客観的なデータを加味した効果測定を行うことにより、年々減少する整備事業予算の中で効果的な設置が期待される。

経済性・効率性・有効性

(4) 自転車・歩行者の安全を確保するみちづくり事業

- より適切な照明灯設置を行うため、設置箇所や設置基数等に係る基準作成の検討をしている。
- 照明灯設置箇所について、聞取り調査を行い効果の把握を行っている。

(照明灯の設置基準)

地元の要請に基づき、夜間の現地調査を実施した上で、安全・安心で円滑な交通環境づくりの目標に沿って、「事故危険箇所^{注1)}」と「道路管理者において交通安全対策が必要であると考えられる箇所」における照明灯設置箇所の選定や設置数の決定を行っている。

この箇所選定にあたっては、担当室内で申し合わせ事項として実施に係るマニュアルを作成し対応しているが、より必要とされる設置を行うため、設置基数等も含めた選定に係る基準作成の検討に入っている。

照明灯設置予定数と実績

	H19	H20	H21	H22	設置予定数の合計
目標整備率	25.0	50.0	75.0	100	
設置予定箇所数	7	7	7	7	28
実績設置箇所数	6	15			

品質十分性

(照明灯設置の効果の把握)

当該事業は平成19年度から実施されているものであり、20年度には19年度設置の箇所について、一部の設置箇所における地域住民や通行者の聞取り調査を実施し、事業効果の確認を行った。

今後、さらに多くの箇所における調査を検討しているが、正確に事業効果を把握するために、必要な調査である。

経済性・効率性・有効性

注)1 事故危険箇所

死傷事故率が高く又は死傷事故が多発している交差点等の箇所をいうが、当該事業においては、このうち運転者による不注意等を除いた道路管理者として対応すれば事故が減少すると考えられる箇所のことをさしている。

重点事業の現状

【参照】2009年版県政報告書 59～60 頁

重点事業名	くらし4 安全・安心まちづくりのための 重点的基盤整備	(主担当部：警察本部)
重点事業の 目標	県民の犯罪に対する不安を解消するためには、犯罪発生件数を減少させることはもとより、子どもから高齢者までのあらゆる人びとが、心から「安全・安心」を実感できる地域社会を実現することが求められています。このため、県民に不安を与える凶悪犯罪等の徹底検挙や地域における犯罪抑止力を高めることなどを目的とした、ハード・ソフト両面の治安基盤整備を重点的に推進します。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
凶悪犯の検挙率	目標値	—	77%	78%	79%	80%
	実績値	76.5%	81.9%	88.2%	—	—

重点事業を構成する 事業（構成事業）	事業目標	2008 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) 犯罪抑止の最前線 拠点整備事業	治安拠点の重要整備地区 数(累計)	112,557	目標値	—	4/16 地区	8/16 地区	12/16 地区	16/16 地区
			実績値	0/16 地区	4/16 地区	8/16 地区	—	—
(2) 捜査支援システムの 整備事業	凶悪犯罪等を検挙するた めの重要整備地点数(累 計)	108,322	目標値	—	4/14 地点	11/14 地点	12/14 地点	14/14 地点
			実績値	0/14 地点	4/14 地点	10/14 地点	—	—
(3) 生活安全センター としての交番機能 強化事業	全交番に占める交番相談 員の配置率	124,638	目標値	—	82.5%	100%	100%	100%
			実績値	54.4%	82.5%	100%	—	—
(4) 犯罪のないまちづく り活動支援事業	犯罪情報の発信事業整備 地区数(累計)	6,035	目標値	—	5/18 地区	10/18 地区	14/18 地区	18/18 地区
			実績値	0/18 地区	5/18 地区	10/18 地区	—	—
(5) 犯罪被害者が安心 して暮らせる環境 づくり推進事業	支援活動に従事した地域 住民の数	1,044	目標値	—	50 人	100 人	150 人	200 人
			実績値	25 人	70 人	130 人	—	—
合計		352,596	平均達成率		100%	98%	—	—

重点事業の概要

治安を向上することにより県民が「安全・安心」を実感できるよう、(1)の事業では、犯罪抑止の最前線拠点である交番・駐在所の施設の整備を行い、(2)の事業では、犯罪の抑止と検挙率の向上を図るため、捜査支援システムの整備に取り組んでいる。(3)の事業では、交番相談員を配置し人的整備を図り、警察官の街頭パトロール活動の強化に努め、(4)の事業では、地域住民等に対し、地域に密着したタイムリーな犯罪分析情報を発信している。

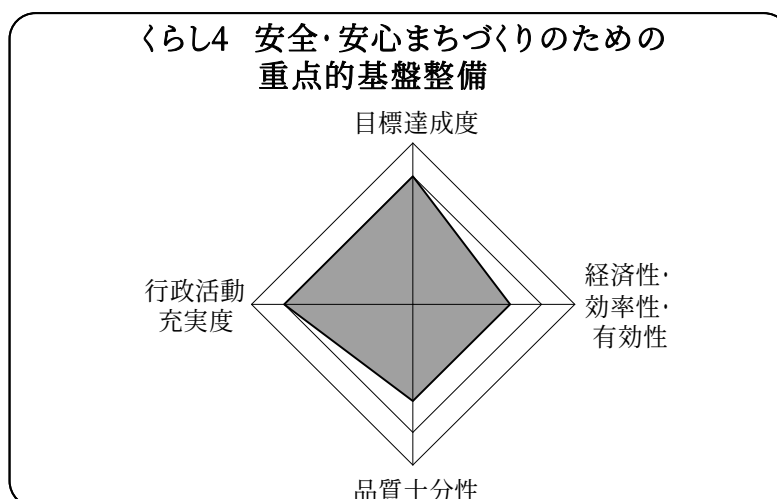
また、(5)の事業では、犯罪に巻き込まれた被害者やその家族・遺族が安心して暮らせるよう、地域における支援体制等の拡充を図っている。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標 業務内容	1 目標達成度 (10点)	◎重点事業の数値目標「凶悪犯の検挙率」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。 ○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は98%で、おおむね達成している。	(4) 8
	2 経済性・効率性・有効性 (5点)	○交番相談員を配置し、人的整備を図ることにより、交番における相談等への適切な対応や、警察官の街頭パトロール活動の強化等、地域の犯罪抑止力向上に努めている。(3)	3
	3 品質十分性 (5点)	○地域に密着したタイムリーな犯罪分析情報を地域住民や自主防犯団体等に対して提供するための分析用端末・周辺機器等の整備に取り組んだ。(4) ○犯罪に巻き込まれた被害者やその家族・遺族が、安心して暮らせるよう、犯罪被害者等の支援を行っている。(5)	3
	4 行政活動充実度 (5点)	◎全国に先駆けて「三重県警察犯罪被害情報総合管理システム」を運用し、きめ細かな支援活動を展開している。(5)	4
評点合計(満点25)			18

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。

※評価結果欄の()付き数字は、関係する構成事業の番号です。

◎プラス評価 ●マイナス評価

○意見

1 凶悪犯罪等の検挙率向上及び地域における犯罪抑止

県民に不安を与える凶悪犯罪等の徹底検挙に取り組んだ結果、凶悪犯の検挙率が向上している。引き続き、凶悪犯罪等の徹底検挙や、関係機関との連携を密にして地域における犯罪抑止力の向上に取り組み、「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向けた取組を推進されたい。

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

○重点事業の数値目標「凶悪犯^{注1}の検挙率」の実績は目標を上回っており、かつ前年実績を上回っている。

平成20年の実績値は88.2%で、目標値77%を上回り、かつ19年の実績値81.9%を上回っている。

本事業は、県民に不安を与える凶悪犯罪等の徹底検挙や地域における犯罪抑止力を高めること等を目的としているので、「凶悪犯の検挙率」を数値目標としていることは妥当である。

※数値目標の説明

凶悪犯について、1年間に認知した件数に占める検挙した件数の割合(三重県警察本部犯罪統計資料)

凶悪犯の検挙率の推移(三重県警察本部調べ)

	認知件数	検挙件数	検挙率(%)	全国順位
H18	98	75	76.5	26位
H19	72	59	81.9	20位
H20	85	75	88.2	12位

※暦年

目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は98%で、おおむね達成している。

重点事業を構成する事業の事業目標5項目のうち、4項目で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

(2)凶悪犯罪等を検挙するための重要整備地点数(累計)：目標11/14地点、実績10/14地点
(達成率91%)

目標達成度

注1 凶悪犯

殺人、強盗、強姦、放火の4罪種をいう。

Ⅲ 業務内容にかかる監査結果

(1) 犯罪抑止の最前線拠点整備事業

(事業概要)

高齢化が進んでいる地区や、子どもや女性に対する声かけ事案が多く通学児童や学生が不安を抱えている地区等を対象に、交番・駐在所を緊急に整備している。

整備された交番には相談室等が設置され、地域住民や自主防犯組織等と連携し、犯罪の抑止に努めている。

・平成19年度：4か所整備、20年度：4か所整備

(2) 捜査支援システム^{注2}の整備事業

○犯罪の早期検挙のため、犯罪多発地域の主要な地点に「捜査支援システム」を整備している。

(捜査支援システムの整備事業)

被害者や地域住民の不安を早期に解消できるよう、犯罪が多発する地域の主要な地点に「捜査支援システム」を整備して、平成20年度は、中・北勢を中心に犯罪多発地域の主要な地点に整備し、犯罪の早期検挙に取り組んでいる。

・19年度：4基設置、20年度：6基設置

刑法犯^{注3}の推移(三重県警察本部調べ)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
認知件数	42,587	38,455	34,457	28,103	25,964	25,348
検挙件数	8,361	8,896	9,502	11,233	8,164	6,653
検挙人員	4,338	4,529	4,390	4,189	3,890	3,545
検挙率	19.6	23.1	27.6	40.0	31.4	26.2

※暦年

品質十分性

注)2 捜査支援システム

自動車のナンバーを読みとり、かつ瞬時に検索するシステムである。

犯罪のほとんどに車が利用されている中で、強盗や強姦等の凶悪犯罪はもとより、県民の身近なところで発生する自動車盗、ひったくり等の犯罪を早期に検挙することが可能となる。

注)3 刑法犯

刑法の規定に基づき犯罪とされているもの

(3) 生活安全センターとしての交番機能強化事業

○交番相談員を配置し人的整備を図ることにより、交番における相談等への適切な対応や、警察官の街頭パトロール活動の強化等、地域の犯罪抑止力向上に努めている。

(交番相談員の配置による交番機能強化)

退職警察官を交番相談員として交番に配置し、人的体制の整備を図ることにより、交番における相談等に適切に対応するとともに、警察官を街頭活動に振り向けることができるなど、交番の機能強化に努めた。

平成 20 年度は、これまで交番相談員が配置されていなかった 10 交番に配置したことにより、県内 57 交番すべてに配置されることとなった。なお、交番相談員は、地理案内、事件・事故の取次ぎ、被害届の受理等を担当している。

・交番相談員配置状況

19 年度：15 名、20 年度：10 名

・交番相談員

1 人あたり約 200 万円

経済性・効率性・有効性

(4) 犯罪のないまちづくり活動支援事業

○地域に密着したタイムリーな犯罪分析情報を地域住民や自主防犯団体等に対して提供するための分析用端末・周辺機器等の整備に取り組んだ。

(犯罪のないまちづくり活動)

警察本部が作成した犯罪分析データをもとに、警察署で加工、編集し、地域に密着したタイムリーな犯罪分析情報を地域住民や自主防犯団体等に対して提供するための分析用端末・周辺機器等を整備している。

平成 20 年度は、5 警察署に整備し、地域住民等に対し地図情報等による犯罪発生状況等の提供を行い、防犯意識の高揚と、地域住民による防犯パトロール等自主防犯活動の取組を支援している。

・19 年度整備警察署：四日市南、鈴鹿、津、松阪、伊勢

・20 年度整備警察署：桑名、四日市北、津南、伊賀、名張

品質十分性

(5) 犯罪被害者が安心して暮らせる環境づくり推進事業

○全国に先駆けて「三重県警察犯罪被害情報総合管理システム^{注4)}」を運用し、きめ細かな支援活動を展開している。

○犯罪に巻き込まれた被害者やその家族・遺族が安心して暮らせるよう、犯罪被害者等の支援を行っている。

(「三重県警察犯罪被害情報総合管理システム」の活用)

平成20年6月から全国に先駆けて「三重県警察犯罪被害情報総合管理システム」を運用し、警察の各部門にわたる被害者支援活動に関する情報を統合管理し、被害者等の視点に立った、よりきめ細かな支援活動を展開している。

本システムの運用により、対象事件把握件数が運用前に比べて約56%増加し、確実な支援活動、被害者連絡等が推進されるようになった。

＊同システムの効果

① 支援対象事件の早期把握

対象事件の自動抽出による支援対象の確実な把握

② 幹部によるチェック機能の充実

署長、捜査幹部等による被害者連絡漏れのチェック

③ 関係機関・団体等への情報提供

支援団体等関係機関への支援情報、分析資料の提供

④ 被害者支援に係る事務の効率化

警察本部及び警察署における事務の省力化、効率化

＊同システムの全国の取組状況(三重県以外)

警視庁(東京都)、熊本県、福井県、宮城県、埼玉県

行政活動充実度

(犯罪被害者や家族等への支援)

犯罪に巻き込まれた被害者やその家族・遺族が安心して暮らせるよう、犯罪被害者総合支援センターや県関係部局との連携を密にし、犯罪被害者等の支援を行っている。

具体的には、犯罪被害者等に対し犯罪者総合支援センターがワンストップ的に対応を行い、必要な場合、相談に応じたり、警察本部をはじめ県関係部局支援関連事業を紹介している。

・犯罪者総合支援センターの平成20年度の活動状況

電話相談：360件、面接相談：56件、メール等による相談：7件

直接的支援(病院・裁判所等への付き添い、家事の支援等)：71回

・被害者相談の満足度(20年度)：85%「被害者から見た相談対応の充実度合いについてのアンケート調査結果から」

品質十分性

注)4 三重県警察犯罪被害情報総合管理システム

三重県警察が保有する捜査支援システム及び交通事故情報管理システムから、支援対象事件を自動的に抽出し、犯罪被害者等の早期の確実な把握を実現するとともに、警察の各部門にわたる被害者支援活動に関する情報を統合管理することにより、支援漏れや支援活動の進捗等をチェックするシステム

重点事業の現状

【参照】2009年版県政報告書61～63頁

重点事業名	くらし5 安心して子どもを生み育てられる 子育て環境の整備	(主担当部：健康福祉部)
重点事業の 目標	保育ニーズが多様化する中、全国的に見て実施率が低位にある特別保育および放課後児童対策について、市町の取組の拡充に向けた支援を行うとともに、地域のニーズにおける多様な子育て支援の取組を支援します。 また、子どもを生み育てることを望む人たちの希望ができるだけ実現するよう、子育てにかかる経済的負担の軽減策や不妊対策を充実するなど、きめ細かな取組を行います。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
県内における各種保育(預かり)サービス事業 実施率	目標値	—	62%	66%	70%	75%
	実績値	57%	62%	63%	—	—

重点事業を構成する 事業（構成事業）	事業目標	2008 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) 放課後児童対策事業	放課後児童クラブに登録する児童数	434,782	目標値	—	7,704 人	8,481 人	9,600 人	10,075 人
			実績値	7,261 人	8,143 人	8,641 人	—	—
(2) 放課後子ども教室推進事業	放課後子ども教室の参加人数	24,030	目標値	—	1,128 人	1,608 人	2,088 人	2,568 人
			実績値	—	1,260 人	1,683 人	—	—
(3) 次世代育成支援特別保育推進事業	延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育実施箇所数 (特別保育実施箇所数)	116,002	目標値	—	263 か所	291 か所	319 か所	346 か所
			実績値	230 か所	256 か所	270 か所	—	—
(4) ファミリー・サポート・センター設置促進事業	ファミリー・サポート・センターの利用件数	10,003	目標値	—	19,200 件	21,500 件	21,700 件	21,900 件
			実績値	19,014 件	21,238 件	20,573 件	—	—
(5) 3 人目みえ応援プログラム事業	3 人目みえ応援プログラム事業利用児童数	788	目標値	—	302 人	317 人	129 人 (332)	135 人 (348)
			実績値	—	5 人	92 人	—	—
(6) 不妊相談・治療支援事業	三重県不妊専門相談センターへの相談件数	121,692	目標値	—	150 件	160 件	165 件	170 件
			実績値	147 件	158 件	134 件	—	—
合計		707,297	平均達成率		83%	84%	—	—

重点事業の概要

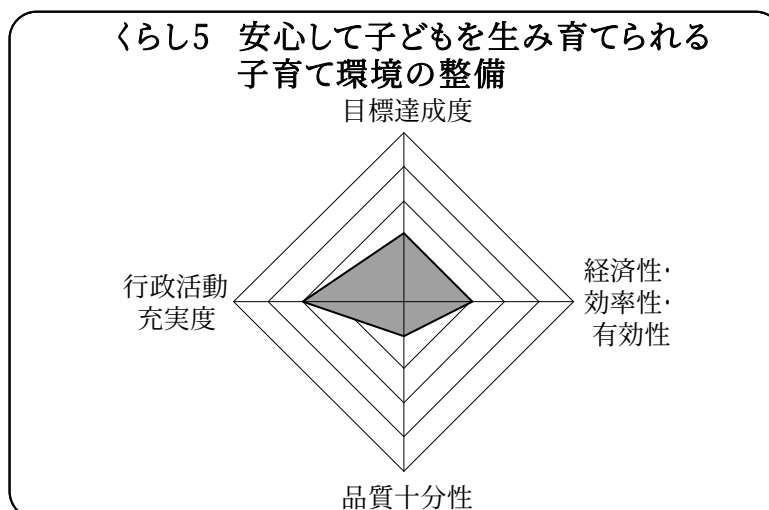
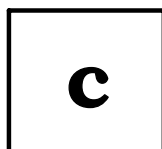
県民の多様な子育てニーズに対応するため、(1)(2)の事業で子どもの放課後や週末等の安全で健やかな居場所づくりを行い、(3)の事業でさまざまな保育サービスを実施する保育所づくりを、(4)の事業で子育て等の相互援助組織であるファミリー・サポート・センターの設置・充実を進め、(5)の事業で多子世帯の保育サービス利用促進を図っている。

また、子どもを生み育てることを望む人たちの希望が実現するよう、(6)の事業で不妊相談や治療支援を行っている。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標	1 目標達成度 (10 点)	○重点事業の数値目標「県内における各種保育（預かり）サービス事業実施率」の実績は前年度実績を上回っているものの、目標を下回っている。 ●重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率が 84%で、達成率が低い。	(2) 4
	2 経済性・効率性・有効性 (5 点)	●3 人目みえ応援プログラム事業について、市町の負担を伴うことや利用者が少ないことから、県内で当事業に取り組んでいるのは4 市にとどまっており、実施する市町の増加を図ることは困難である。平成 21 年度から通常保育の第 3 子以降の保育料無料化が実施されていることから、県は特別保育全体をとらえ、利用者ニーズにあった事業実施のあり方について検討する必要がある。(5)	2
	3 品質十分性 (5 点)	●放課後児童クラブの設置が 232 か所にとどまり、「三重県次世代育成支援行動計画」で定めた目標の 257 か所を達成できなかった。また、設置率が全国と比較し低位である。今後、市町の次世代育成支援行動計画や地域の実情をふまえて、一層、未設置小学校区への設置について市町に働きかける必要がある。(1) ●特別保育の実施について、「三重県次世代育成支援行動計画」で定めた目標値を達成しておらず、全国的にも低位にあるので、今後、地域の実情をふまえて一層取り組む必要がある。(3)	1
	4 行政活動充実度 (5 点)	○「放課後子どもプラン」では、原則すべての小学校区において、放課後や週末等に子どもたちが安全で健やかな居場所づくりを推進することとなっており、11 市 6 町において放課後子ども教室が実施されている。平成 21 年度には「放課後子どもプラン」に基づき、放課後児童クラブを含めた放課後対策の一層の促進を図るため市町への働きかけを行っている。(2)	3
評点合計 (満点 25)			10

※目標達成度は重み付けをし、2 倍したものを評点としています。

※評価結果欄の()付き数字は、関係する構成事業の番号です。

◎プラス評価 ●マイナス評価

○意見**1 効果的な事業の構築・展開**

3人目みえ応援プログラム事業等の子育て環境の整備については、現在検討が進められている子ども手当の創設等、国の動向も見すえながら、現在実施している事業の成果の検証を十分行い、利用者ニーズに合致した効果的な取組を進められたい。

2 放課後児童クラブや特別保育の実施促進

放課後児童クラブや特別保育の実施について、市町がニーズ調査等を行い定めた目標値をもとに、県が平成17年3月に策定した「三重県次世代育成支援行動計画」（計画期間17年度～21年度）の中で県全体の目標値を設定し、毎年進捗状況を確認している。

しかし、目標値を達成しておらず、また、全国的にみて低位であるものがあつた。今後、地域の実情をふまえて、市町と連携し一層事業の促進を図られたい。

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

○重点事業の数値目標「県内における各種保育(預かり)サービス事業実施率」の実績は前年度実績を上回っているものの、目標を下回っている。

平成20年度の数値目標66%に対し実績値は63%で前年度の62%を上回ったが、目標達成率は95%であった。

なお、数値目標である「県内における各種保育(預かり)サービス事業実施率」は、各種保育サービス事業を実施している市町の割合であり、算出方法は以下のとおりである。

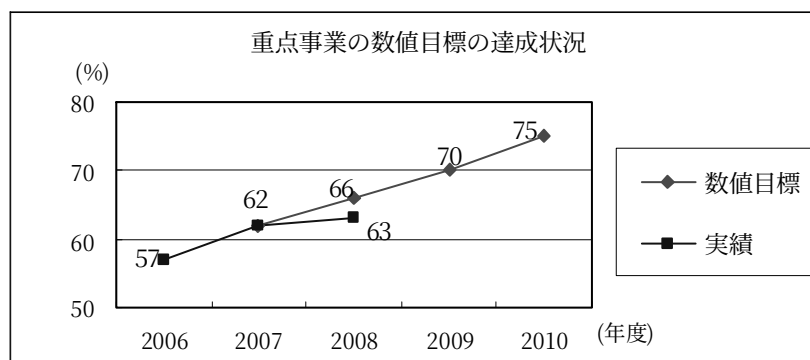
- ①延長保育や放課後児童クラブを実施している市町の割合
- ②休日保育、一時保育やファミリー・サポート・センターを実施している市町の割合
- ③病時・病後時保育を実施している市町の割合

$(①+②+③) \div 3 = \text{数値目標}$

20年度の実績値は以下により63%であった。

$\{①(27\text{市町}/29\text{市町})+②(17\text{市町}/29\text{市町})+③(11\text{市町}/29\text{市町})\} \div 3 = 0.63(63\%)$

重点事業の数値目標である「県内における各種保育(預かり)サービス事業実施率」は、延長保育等の個々の保育サービスの達成率や住民ニーズに対する充足率を表すものではない。県内における保育サービスの充実を図るためには、まず県内全域に保育サービス事業への取組を広げることが重要と考え、目標として設定されたものである。



目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

●重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率が84%で、達成率が低い。

重点事業を構成する事業の事業目標6項目のうち、2項目で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。なお、(4)と(6)の項目については、前年度実績も下回っている。

- (3)延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育実施箇所数(特別保育実施箇所数)
：目標291か所、実績270か所(達成率93%)
- (4)ファミリー・サポート・センターの利用件数：目標21,500件、実績20,573件(達成率96%)
- (5)3人目みえ応援プログラム事業利用児童数：目標317人、実績92人(達成率29%)
- (6)三重県不妊専門相談センターへの相談件数：目標160件、実績134件(達成率84%)

目標達成度

Ⅲ 業務内容にかかる監査結果

(1) 放課後児童対策事業

●放課後児童クラブ^{注1}の設置が232か所にとどまり、「三重県次世代育成支援行動計画」で定めた目標の257か所を達成できなかった。また、設置率が全国と比較し低位である。今後、市町の次世代育成支援行動計画や地域の実情をふまえて、一層、未設置小学校区への設置について市町に働きかける必要がある。

(放課後児童クラブの設置状況)

県全体の放課後児童クラブの設置目標数については、市町がニーズ調査等を実施し、財政状況や民間団体の活用を含めた供給基盤等をふまえて定めた目標数をもとに、県が平成17年3月に策定した「三重県次世代育成支援行動計画」(計画期間17年度～21年度)の中で定め、毎年進捗状況を確認している。

しかし、20年5月1日現在の放課後児童クラブ設置率は54.5%で、全国順位42位と低位にある。なお、21年5月1日現在の設置実績は247か所にとどまり、設置目標300か所を達成するのは困難な状況である。

また、県内の市町の設置率(放課後児童クラブ数÷小学校数)にも、かなりの開きがある。

放課後児童クラブの年次別設置目標数と実績 (単位：か所)

	H17	H18	H19	H20	H21
目 標	—	214	214	257	300
実 績	177	192	218	232	247

※H21実績値は、5月1日現在の数値。

放課後児童クラブ設置率・全国順位 (20年5月1日現在)

	都道府県名	クラブ数(か所)	小学校数(校)	設置率(%)
1位	東京都	1,486	1,375	108.1
3位	静岡県	561	534	105.1
26位	岐阜県	300	384	78.1
30位	愛知県	706	987	71.5
42位	三重県	229	420	54.5
全 国		17,583	22,171	79.3

※小学校数は、公立の本校(休校を含む)、国立校と私立校の合計数。

※21年5月1日現在の小学校数は417校で、県の放課後児童クラブ設置率は59.2%である。なお、全国順位は厚生労働省が秋頃に発表する数値をもとに算出予定。

県内の放課後児童クラブ設置率の状況

		20年5月1日現在	21年5月1日現在
市町の 設置状況	100%	6町	1市8町
	80%以上	2市1町	2市
	60%以上	3市	5市1町
	40%以上	4市3町	1市1町
	40%未満	5市3町	5市4町
	0%	2町	1町
県平均設置率		54.5%	59.2%

品質十分性

注1 放課後児童クラブ

学校の余裕教室、児童館等を利用し、保護者が昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に放課後の適切な遊びの場や生活の場を提供する事業

(2) 放課後子ども教室^{注2}推進事業

○「放課後子どもプラン」では、原則すべての小学校区において、放課後や週末等に子どもたちが安全で健やかな居場所づくりを推進することとなっており、11市6町において放課後子ども教室が実施されている。平成21年度には「放課後子どもプラン」に基づき、放課後児童クラブを含めた放課後対策の一層の促進を図るため市町への働きかけを行っている。

(「放課後子どもプラン」の市町による対応)

国が平成19年度から進めている「放課後子どもプラン」において、原則、市町はすべての小学校区で、放課後や週末等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等）」を一体的あるいは連携して推進することとしている。

県内の放課後子ども教室と放課後児童クラブの実施状況は以下のとおりである。

・放課後子ども教室(20年度末現在) : 11市6町において40教室が実施

・放課後児童クラブ(20年5月1日現在) : 14市13町において229か所

(21年5月1日現在) : 14市14町において247か所

※小学校区数(公立分校、私立、国立を除く) : 20年5月1日現在404校区

21年5月1日現在401校区

今後、放課後子ども教室等の放課後対策の一層の促進を図るため、21年度には市町への働きかけを行っているところである。

県内の放課後子ども教室実施状況

		H19	H20
市町の 設置状況	6教室	1町	1町
	5教室	1市	1市
	4教室		3市
	3教室	4市	1市
	2教室	2町	2市1町
	1教室	3市2町	4市4町
	無し	6市10町	3市9町
県全体の放課後子ども教室数		32	40

行政活動充実度

注2) 放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校内外の施設を活用し、子どもたちに安全安心なスポーツ・文化活動、交流活動や学習活動等の場を提供する事業

(3) 次世代育成支援特別保育推進事業

○一時保育^{注3}の利用促進を図るため、平成21年度からモデル的に利用券の交付を行う。
 ●特別保育の実施について、「三重県次世代育成支援行動計画」で定めた目標値を達成しておらず、全国的にも低位にあるので、今後、地域の実情をふまえて一層取り組む必要がある。

(新たな事業展開)

平成21年度から、保育所を子育て支援の拠点として位置づけ、妊娠時から主に就園前までの子育て家庭に対し、育児体験・相談や一時保育(利用券配布)の利用をととして育児不安の解消を図るための事業を行う。なお、21年度はモデル的に津市内の保育所4か所で実施する予定である。

経済性・効率性・有効性

(特別保育の推進)

平成17年度から国の補助事業を活用(一部県単)し、一時保育、休日保育、延長保育^{注4}、病時病後児保育、低年齢児保育等を推進している。

しかし、一時保育や休日保育事業等は、「三重県次世代育成支援行動計画」の中で定めた20年度の目標値を達成できておらず、全国順位40位前後で推移している。

祖父母との同居率等の市町の特性を把握し、特別保育の推進を図る必要がある。

「三重県次世代育成支援行動計画」の目標値と達成状況 (単位：か所)

	H20		H21
	目標	実績	目標
一時保育事業	99	84	112
休日保育事業	17	9	23
延長保育事業	161	168	166
病後児保育(施設型)事業	14	9	18

特別保育の実施箇所数と全国順位

	H16		H17		H18		H19		H20
	実施箇所数	全国順位	実施箇所数	全国順位	実施箇所数	全国順位	実施箇所数	全国順位	実施箇所数
一時保育	36	42	44	44	72	39	79	39	84
休日保育	3	39	5	40	7	41	9	38	9
延長保育	107	41	127	46	147	44	158	46	168
病児・病後児保育	6	—	6	—	6	—	9	—	9

※20年度の全国順位は現在未定。実施箇所数は交付決定ベース。

※病時・病後児保育の全国順位は、実施主体の多くが都市部の医療機関に偏在していること等から算出していない。

品質十分性

注)3 一時保育

保護者の傷病・入院等のため、一時的な保育を実施すること

注)4 延長保育

開所時間の前後の時間において、さらにおおむね30分以上延長して保育を行うこと

(4) ファミリー・サポート・センター^{※5}設置促進事業

○県内にファミリー・サポート・センターを設置している市町が13市3町ある。今後、未設置市町については、地域の実情をふまえ設置に向けての支援が望まれる。

(未設置市町への対応)

14市15町の内、ファミリー・サポート・センターを設置しているのは、熊野市を除く13市と東員町、菟野町、明和町の3町で、平成21年度に設置される予定は多気町と玉城町である。なお、紀北町内の小児科にも設置されていたが、経営上の理由で20年度末に廃止された。

20年度に未設置市町に対し設置の意向を確認したところ、小規模(人口5万人未満)市町による単独設置は困難な状況であった。

既設のファミリー・サポート・センターの利用実態や未設置市町のニーズを把握し、既設も含めた近隣市町との共同設置等の調整が望まれる。

経済性・効率性・有効性

(5) 3人目みえ応援プログラム事業

●市町の負担を伴うことや利用者が少ないことから、県内で当事業に取り組んでいるのは4市にとどまっており、実施する市町の増加を図ることは困難である。平成21年度から通常保育の第3子以降の保育料無料化が実施されていることから、県は特別保育全体をとらえ、利用者ニーズにあった事業実施のあり方について検討する必要がある。

(市町の協力体制)

第3子以降の0、1、2歳児が延長保育、病児病後児保育、一時保育等を利用した場合に、その利用料を県と市町が1/2ずつ助成する事業で、平成19年度から実施しているが利用が伸び悩んでいる。

・利用実績

19年度：亀山市と尾鷲市が事業を実施したが、利用者は亀山市の5人のみ

20年度：4市で実施、内訳は津市(19人)、鈴鹿市(66人)、尾鷲市(1人)、亀山市(6人)

20年7月に全市町に個別訪問し事業の趣旨を説明し、事業の取組の促進を図ったが、①住民の3人目の育児ニーズに合致していない、②市町としては県の補助期間が明確に示されていない事業には取り組めないなどの理由から、上記4市以外での取組は困難な状況である。

21年度から通常保育の第3子以降の保育料無料化が実施されていることから、県は地域特性や利用者ニーズにあった事業実施のあり方について検討する必要がある。

第3子以降の通常保育無料化事業に係る事業負担割合

	国	県	市町
負担割合	1/2	1/4	1/4

経済性・効率性・有効性

注)5 ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを受けたい「依頼会員」と育児サービスを提供できる「援助会員」の双方を募り、有償で助け合うシステム。保育所への子どもの送迎、保育所の開始前や終了後に子どもを預かってもらえるなどのサービスが受けられる。

(6) 不妊相談・治療支援事業

○不妊専門相談センターでは、医療機関等とのネットワークを活用し、不妊カウンセラーの資格を持つ相談員が専門的な相談に対応しているが、相談件数が前年度と比較し24件(△15%)減少している。現在、利用促進に向け積極的なPRや運営形態の見直しを検討している。

○特定不妊治療費の助成件数が、毎年大幅に増加している。

(不妊専門相談センターの相談件数の減少)

県立看護大学内に不妊専門相談センターを設置し、医療機関、弁護士会、臨床心理士会等とのネットワークを活用し、不妊カウンセラーの資格を持つ相談員(嘱託)が専門的な相談を行っている。

毎週火曜日の12時から14時と15時から18時まで相談を受付けているが、平成19年度158件に対し20年度は134件と減少した。

現在、利用促進のために積極的なPRや運営形態の見直しについて検討している。

不妊専門相談センターの相談件数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
相談件数	124	134	122	147	158	134

※センターは、15年10月14日に設置された。

品質十分性

(不妊治療費助成件数の増加)

特定不妊治療(体外受精等)を受けた夫婦に対し、不妊治療費の一部を助成している。

国の補助事業(国1/2、県1/2)では、所得730万円未満の夫婦に1回の治療につき10万円を、平成21年度にあつては15万円を上限に、年度あたり2回まで通算5年支給している。

加えて、18年度から県は単独事業(県1/2、市町1/2)として、所得300万円未満の夫婦に、年度あたり10万円を限度に通算5年支給している。

その結果、助成件数は下記のとおり順調に伸びている。

助成件数の推移

(単位：件)

	H16	H17	H18	H19	H20
国補事業	294	396	499	998	1,188
県単事業	—	—	69	109	117
計	294	396	568	1,107	1,305

※19年度に助成件数が大幅に増加したのは、国の補助事業が年度あたりの助成回数を1回から2回に変更したことによる。

経済性・効率性・有効性

重点事業の現状

【参照】2009 年版県政報告書 64～65 頁

重点事業名	くらし6 児童虐待への緊急的な対応	(主担当部：健康福祉部)
重点事業の目標	複雑かつ深刻化する児童虐待を早期に発見し、的確に対応するため、医療機関によるネットワークの推進および市町を含めた関係機関の重層的、かつ密接な連携がはかられるよう相談体制の構築をはかります。 加えて、被虐待児等の自立に向け、心理的な支援基盤の確保、家庭的養育の推進、就職時の支援等に取り組みます。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
要保護児童における家庭復帰・自立児童割合	目標値	—	21.5%	23%	26% (23)	26% (23)
	実績値	21%	23%	26%	—	—

重点事業を構成する 事業（構成事業）	事業目標	2008 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) 児童虐待早期発見・早期対応力向上事業	児童虐待通告における安全確認の 48 時間以内の実施	11,322	目標値	—	100%	100%	100%	100%
			実績値	100%	100%	100%	—	—
(2) 児童虐待防止地域相談体制強化促進事業	児童福祉司資格者配置市町数	10,560	目標値	—	20 市町	23 市町	26 市町	29 市町
			実績値	18 市町	19 市町	24 市町	—	—
(3) 家族再生支援強化事業	要保護児童に占める里親委託割合	7,052	目標値	—	14%	15%	16%	17%
			実績値	13%	14%	16%	—	—
(4) 児童自立支援事業	要保護児童のうち小規模ケアまたは里親に養育を受けている者の割合	11,660	目標値	—	26%	28%	31% (30)	32%
			実績値	23%	26%	31%	—	—
合計		40,594	平均達成率		99%	100%	—	—

重点事業の概要

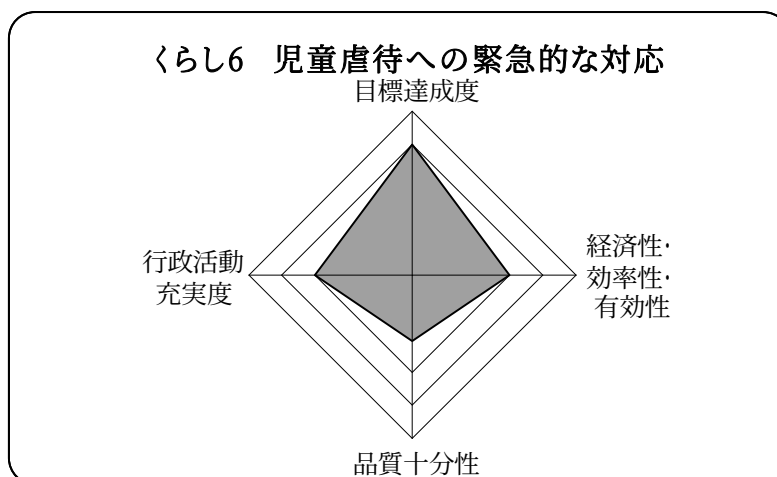
複雑かつ深刻化する児童虐待を早期に発見し、的確に対応するため、(1)(2)の事業で児童相談所の危機管理能力の向上、市町の相談体制の強化や関係機関とのネットワークの構築等に取り組んでいる。また、(3)(4)の事業で被虐待児の里親委託の推進、家族再生支援や児童の自立支援等に向けた取組を行っている。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標	1 目標達成度 (10 点)	◎重点事業の数値目標「要保護児童における家庭復帰・自立児童割合」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。 ○重点事業を構成する事業は、すべて目標を達成している。ただし、構成事業(2)児童虐待防止地域相談体制強化促進事業の数値目標「児童福祉司資格者配置市町数」に対し、実績値には配置部署に関わらず「児童福祉司資格認定者のいる市町数」が計上されていた。	(4) 8
	2 経済性・効率性・有効性 (5 点)	○平成 20 年度の児童相談所における虐待相談対応件数が、19 年度と比較し全国の総件数は増加しているものの、三重県では減少している。(2) ○要保護児童の早期発見・適切な保護を実施するため、国、県や市町等 30 を超える関係機関を構成員とする「三重県要保護児童対策協議会」を設置している。(2)	3
業務内容	3 品質十分性 (5 点)	●虐待行動からの回復に向けた家族再生支援事業の実施にあたり、遠方からの参加が困難なこととして参加者募集の市町への協力要請を一部地域で行っていなかった。(3)	2
	4 行政活動充実度 (5 点)	○全国に先駆け、子どもの避難場所や関係機関への通告等の協力者を募集し「子どもを虐待から守る家」として指定し、地域全体で虐待を許さない機運の熟成や防止に努めている。(2)	3
評点合計 (満点 25)			16

※目標達成度は重み付けをし、2 倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する構成事業の番号です。

○意見

1 児童虐待の早期発見と的確な対応

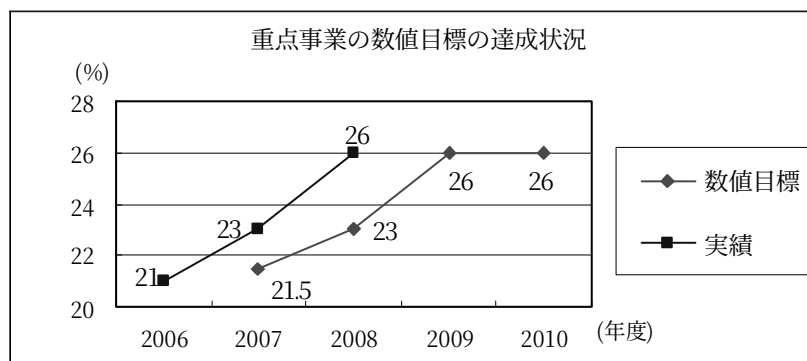
平成 20 年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は前年度と比較し減少しているが、全国の総件数は未だ増加傾向にある。児童虐待の早期発見と的確な対応にあたっては、一次的な窓口である市町への十分な支援と連携により地域相談体制の強化を図るとともに、医師会や民生委員児童委員協議会等の関係機関と一層連携を強化し取り組まれない。

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

○重点事業の数値目標「要保護児童における家庭復帰・自立児童割合」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。

平成 20 年度の実績値は 26%で、目標値 23%を上回り、かつ 19 年度の実績値 23%を上回っている。



実績値 26%の内訳

- ①児童養護施設、②児童自立支援施設、③乳児院、④情緒障害児短期治療施設、
⑤里親、に預けられている要保護児童、⑥①から⑤のうち家庭復帰や社会に自立した児童
⑥136人

①389人+②32人+③28人+④0人+⑤72人

目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

○重点事業を構成する事業は、すべて目標を達成している。ただし、構成事業(2)児童虐待防止地域相談体制強化促進事業の数値目標「児童福祉司資格者配置市町数」に対し、実績値には配置部署に関わらず「児童福祉司資格認定者のいる市町数」が計上されていた。

重点事業を構成する事業の事業目標 4 項目すべてにおいて目標を達成している。

なお、構成事業(2)児童虐待防止地域相談体制強化促進事業の数値目標「児童福祉司資格者配置市町数」について、本来は、実績値に、県が実施している児童福祉司と同程度の任用資格を有する者を養成する「県指定講習会」を受講し、認定を受けた職員が児童相談業務の所管部署に配置されている市町数を計上すべきところ、これまで、配置部署に関わらず認定を受けた職員がいる市町数を計上していた。

平成 21 年度、児童相談業務所管部署へ児童福祉司資格認定者が配置されている市町数を確認したところ、結果として目標値を上回る 24 市町に配置されていた。

今後、実績値には、児童相談業務所管部署に児童福祉司と同程度の資格を有する職員が配置されている市町数を計上することとした。

目標達成度

Ⅲ 業務内容にかかる監査結果

(1) 児童虐待早期発見・早期対応力向上事業

○県内すべての小児医療機関に対し虐待児発見の通告を依頼し、早期発見に努めている。

(医療機関との連携)

医療機関からの通告には骨折等の重篤なケースが多かったことから、より軽度のケースの通告を促すため、平成19年度に県内の小児科を設置しているすべての医療機関に対し、「児童虐待防止法」の認知度を把握し具体的な取組方策を検討するためにアンケートを実施した。同アンケートの中で、「『児童虐待防止法』では、虐待のおそれのある児童を発見した教職員や医師等に児童相談所等への通告を義務づけている。」ことを質問し周知した。また、20年度には、上記の医療機関に、虐待早期発見・防止に向けた啓発用物品を配布し、通告を依頼している。

行政活動充実度

(2) 児童虐待防止地域相談体制強化促進事業

○平成 20 年度の児童相談所における虐待相談対応件数が、19 年度と比較し全国の総件数は増加しているものの、三重県では減少している。

○要保護児童の早期発見・適切な保護を実施するため、国、県や市町等 30 を超える関係機関を構成員とする「三重県要保護児童対策協議会」を設置している。

○全国に先駆け、子どもの避難場所や関係機関への通告等の協力者を募集し「子どもを虐待から守る家」として指定し、地域全体で虐待を許さない機運の醸成や防止に努めている。

(虐待相談への対応状況)

平成 16 年に「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、虐待の通告先として児童相談所に加え市町が追加された。20 年度において、市町における虐待相談対応件数は 855 件あり、その内、困難事案等で児童相談所へ送致したものや指導援助を求めたものは 145 件あった。

一方、20 年度の児童相談所における虐待相談対応件数は、19 年度と比較し全国の総件数は増加しているが、三重県では減少している。

児童相談所における虐待相談対応件数の推移 (単位：件)

	H16	H17	H18	H19	H20
全 国	33,408	34,472	37,323	40,639	42,662
三重県	526	533	524	527	395

※20 年度全国の数値は、21 年 7 月に厚生労働省より発表された速報値。

市町における虐待相談対応件数の推移等

	H17	H18	H19	H20
市町における虐待相談対応件数	908	1,002	802	855
上記の内、市町から児童相談所へ送致や指導援助を求めた件数	189	189	167	145

経済性・効率性・有効性

(「三重県要保護児童対策協議会」の実施)

要保護児童の早期発見・適切な保護を実施するため、国、県、市町、医師会、民生委員児童委員協議会等 30 を超える関係機関を構成員とし、情報共有を図るとともに「市町要保護児童対策地域協議会」の円滑な運営を支援し、広域的な課題に対応することを目的に、「児童福祉法」に基づき「三重県要保護児童対策協議会」を平成 18 年度末に設置した。

20 年 5 月に開催し、児童虐待の現状、「市町要保護児童対策地域協議会」の状況や県の施策等の情報共有を図ったほか、困難事案における関係機関の連携の必要性についても説明を行った。

経済性・効率性・有効性

(「子どもを虐待から守る家」の指定)

平成 16 年度から全国に先駆け取り組んでいるもので、「子どもを虐待から守る条例」に基づき、子どもからの相談受理、避難場所の提供や関係機関への通告等についての協力者を募集し、協力者の家を「子どもを虐待から守る家」として指定している。

・「子どもを虐待から守る家」の指定件数 19 年度末：412 件 20 年度末：421 件

行政活動充実度

(3) 家族再生支援強化事業

●虐待行動からの回復に向けた家族再生支援事業の実施にあたり、遠方からの参加が困難なこととして参加者募集の市町への協力要請を一部地域で行っていなかった。

(虐待行動からの回復に向けた家族再生支援)

親の虐待行動からの回復支援をめざし、平成 17 年度から「MY TREE ペアレンツプログラム」(子どもを叩いてしまう親が、子どもへの虐待、体罰を止めることをめざすプログラム)を実施している。

20 年度の参加者を募集するにあたり、県のインターネットホームページのほか、市町へポスター掲示や参加者募集の協力依頼を行った。

しかし、18 回すべてに参加することが必要であり遠方からの参加が困難ということから、上記の協力依頼を、南勢志摩(伊勢市及び鳥羽市を除く)、伊賀や紀州管内の市町に対し行っておらず、募集定員 10 人のところ 8 人の参加にとどまった。

すべての市町との連携を密にして、県内全域に広く参加募集を呼びかける必要がある。

・20 年度虐待相談対応件数

北勢管内 202 件、中勢管内 100 件、南勢志摩管内 28 件、伊賀管内 30 件、紀州管内 35 件

品質十分性

(4) 児童自立支援事業

(事業概要)

被虐待児等の自立支援に向け、市町や関係機関と調整を行い、社会福祉法人が行う情緒障害児短期治療施設の整備を支援し、平成 22 年 4 月の開所をめざしている。

また、施設退所児童が就職等に際しアパートを賃借する場合等に、施設長等が身元保証人になった場合の損害保険料について補助している。

重点事業の現状

【参照】2009年版県政報告書 66～68 頁

重点事業名	くらし7 地域医療体制整備の促進	(主担当部：健康福祉部)
重点事業の目標	医師 看護師不足に対応するため、その確保対策に取り組みます。また、医療資源を有効に活用するために、医療に関する情報を提供し、県民の理解と協力を得ながら、かかりつけ医のしくみの定着や、初期、二次および三次救急医療の機能分担を進めるとともに、小児を含めた救急医療体制の充実をはかります。疾病対策の大きな柱であるがん対策について、がん診療連携拠点病院を中心とした地域でのネットワーク構築や、診療・緩和ケアなどに関する人材育成、情報提供等に対する支援を行うとともに、患者等に対する相談体制の充実をはかります。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
地域の診療所・病院から地域医療支援病院への紹介率	目標値	—	63%	77%	78%	80%
	実績値	62%	76%	83%	—	—

重点事業を構成する事業（構成事業）	事業目標	2008 決算額（千円）	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) 医師確保対策事業	へき地等の病院・診療所への支援医師数	173,892	目標値	—	12 人	13 人	14 人	15 人
			実績値	11 人	12 人	13 人	—	—
(2) 看護職員確保・離職防止充実事業	県内看護師養成施設卒業者の県内就業率	27,331	目標値	—	73.5%	76.5%	76.5%	76.5%
			実績値	73%	76.5%	76.4%	—	—
(3) 医療機関機能分化推進事業	地域医療支援病院から地域の診療所・病院への紹介率	18,605	目標値	—	48%	57%	58%	60%
			実績値	47%	56%	60%	—	—
(4) 救急医療体制再整備・医療情報提供充実事業	医療相談件数	163,876	目標値	—	610 件	650 件	690 件	730 件
			実績値	573 件	634 件	845 件	—	—
(5) 総合的がん対策推進事業	院内がん登録実施医療機関数	54,123	目標値	—	6 機関	9 機関	11 機関(10)	11 機関
			実績値	4 機関	8 機関	11 機関	—	—
合計		437,827	平均達成率	100%	99.9%	—	—	—

重点事業の概要

医師、看護職員不足に対応するため、(1)(2)の事業でその確保対策に取り組んでいる。

また、医療資源を有効に活用するため、(3)(4)の事業によりかかりつけ医のしくみの定着や救急医療体制の充実等を図っている。

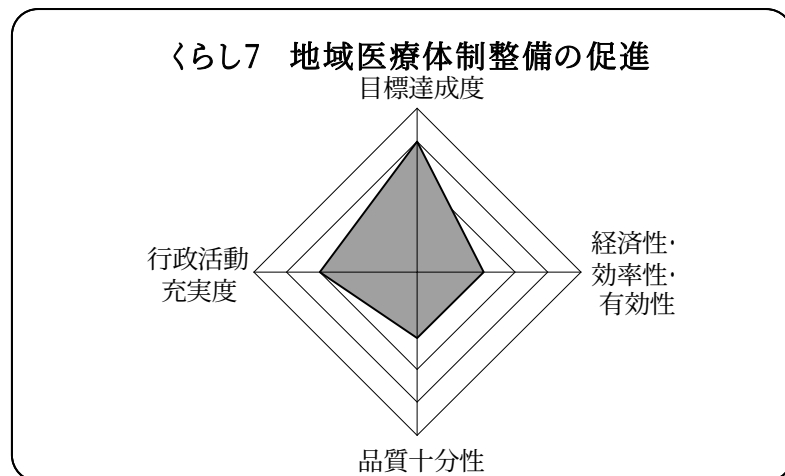
さらに、がん対策の推進のため、(5)の事業でがんの予防、早期発見、医療から予後(治療後の経過)まで、総合的に取り組んでいる。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標	1 目標達成度 (10 点)	◎重点事業の数値目標「地域の診療所・病院から地域医療支援病院への紹介率」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。 ○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は 99.9%で、おおむね達成している。	(4) 8
	2 経済性・効率性・有効性 (5 点)	○救急時の受入可能医療機関等の情報提供については、広報等によりインターネット未利用者へ十分周知を図るとともに、「医療ネットみえ」の利用促進に向け一層取り組む必要がある。(4) ●がん検診受診率が全国と比較し低いので、今後、市町や医療機関等と連携を密にして、県民にがん検診の重要性に関する普及啓発を一層進める必要がある。(5)	2
業務内容	3 品質十分性 (5 点)	◎医師修学資金等貸与制度について、貸与枠の拡大を図るとともに医師不足の状況や留学等のニーズにあわせ県内医療機関への勤務義務期間を短縮するなど返還免除要件の見直しを行った結果、新規貸与者が大幅に増加した。(1) ○看護職員の子育てを理由とした離職が多いことから、病院内保育所の設置促進について引き続き取り組む必要がある。(2) ●看護大学生修学資金貸付の利用者が計画数に達していない。今後、周知方法の見直しや貸付条件の緩和について検討する必要がある。(2) ●医療資源の有効活用を図り地域における適切な医療サービスの提供を可能とするため、各地域における医療機関の機能分化の検討について一層取り組む必要がある。(3)	2

	4 行政活動充実度 (5 点)	○平成 21 年度から多様な主体と連携しプロジェクトを立ち上げ、地域医療に従事する医師の育成と地域への定着に向けた取組に着手した。(1) ◎平成 20 年 1 月に三重県がん相談支援センターを設置し、医療機関以外の公的な機関としてがん患者や家族等からの相談を受けるとともに、さまざまな情報提供等を行っている。(5) ●医療施設が実施する院内がん登録の整備は進んでいるものの、県が主体となり実施する地域がん登録に着手していない。(5)	3
評点合計 (満点 25)			15

※目標達成度は重み付けをし、2 倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する構成事業の番号です。

○意見

1 医師・看護職員の確保

医師や看護職員の確保については、地域医療体制整備の基本となることから、他県の先進的な取組状況や医学生等のニーズを十分把握し、修学資金貸付、病院内保育所の設置、平成 21 年度に立ち上げた医師の育成と地域への定着に向けたプロジェクトの推進等、関係機関と連携を密に多面的かつ中長期的に取り組まれない。

2 医療機関の機能分化と救急医療情報の提供

医療機関の機能分化については、地域における検討会の開催が 2 地区にとどまっているので、各地域の保健所を中心に関係機関に働きかけを行い、取組地区の増加を図られたい。

また、医療機関の機能分化の必要性や救急時の受入可能医療機関に係る情報収集の方法等について、インターネットや広報等を通じ、県民に一層周知されたい。

3 がん対策の推進

がん対策について、県は、がん検診の重要性に関する普及啓発や地域がん登録等の事業を市町や医療機関等の関係機関と連携・協働し、主体的に推進されたい。

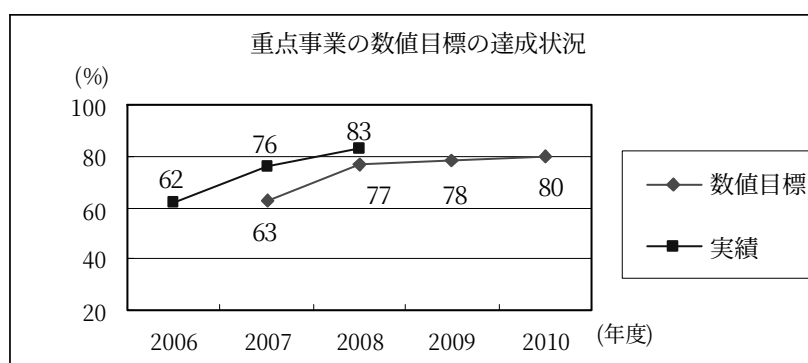
Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

○重点事業の数値目標「地域の診療所・病院から地域医療支援病院^{注1}への紹介率」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。

平成20年度の実績値は83%で、目標値77%を上回り、かつ19年度の実績値76%を上回っている。

なお、数値目標である「地域の診療所・病院から地域医療支援病院への紹介率」であげている県内の地域医療支援病院は、鈴鹿総合中央病院、松阪中央総合病院と山田赤十字病院の3病院のみであるが、これらの地域医療支援病院以外では紹介率の把握が困難であるため、数値目標の計測ポイントとしたものである。



目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は99.9%で、おおむね達成している。

重点事業を構成する事業の事業目標5項目のうち、4項目で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

(2) 県内看護師養成施設卒業者の県内就業率：目標76.5%、実績76.4%(達成率99.9%)

目標達成度

注)1 地域医療支援病院

医療機関の機能区分の一つで、地域の病院、診療所等を後方支援するというかたちで医療機関の機能の役割分担と連携を目的に創設された。病床数200床以上、24時間救急対応等、一定の条件を満たす病院で知事の承認を受けたものをいう。二次保健医療圏^{注2}あたり一つ以上存在することが望ましいとされている。

注)2 保健医療圏

保健医療圏は、地域の医療需要に応じ包括的に医療を提供するため、医療資源の適正な配置を図ることを目的にした地域単位である。一次保健医療圏は、日常の保健サービスや初期医療を提供する最も基礎的な市町を単位とし、二次保健医療圏は、日常生活圏で通常の保健医療に対応するもので市町を越えた範囲で設定しており、県では北勢、中勢伊賀、南勢志摩、東紀州の4つの医療圏を設定している。三次保健医療圏は、高度な保健医療に対応するために設定する区域で、全県を区域としている。

Ⅲ 業務内容にかかる監査結果

(1) 医師確保対策事業

◎医師修学資金等貸与制度について、貸与枠の拡大を図るとともに医師不足の状況や留学等のニーズにあわせ県内医療機関への勤務義務期間を短縮するなど返還免除要件の見直しを行った結果、新規貸与者が大幅に増加した。
○平成21年度から多様な主体と連携しプロジェクトを立ち上げ、地域医療に従事する医師の育成と地域への定着に向けた取組に着手した。

(医師修学資金等貸与制度)

人口10万人あたりの県の医師数は、全国平均と比べ著しく不足しており、特に小児科、産婦人科、脳神経外科及び麻酔科の充足率が低い。また、保健医療圏別人口10万人あたりの医師数(平成18年12月末現在)は、北勢保健医療圏(153.4人)、中勢伊賀保健医療圏(304.6人)、伊賀サブ保健医療圏(117.5人)、南勢志摩保健医療圏(189.9人)、伊勢志摩サブ保健医療圏(163.5人)、東紀州保健医療圏(140.8人)で、地域間の医師の偏在が生じており、周産期医療や救急医療等に深刻な影響を及ぼしている。

県民を対象に実施した「平成21年度一万人アンケート」においても、住みにくいと感じている点の第1位に「医療体制」があげられている。

このような中で、16年度より県内外の医学生に対して修学資金を貸与し、返還を免除する条件として卒業後一定期間県内の医療機関等へ勤務を義務づけている。

20年度に制度の見直しを行い、貸与枠の拡大や留学等による勤務義務を最大2年間停止可能とするなど返還免除要件の緩和等を行った結果、新規貸与者は19年度の5人から61人へと大幅に増加した。返還免除要件を複数設定し、医師不足が深刻となっているへき地勤務や小児科、産婦人科勤務等の場合は勤務義務期間を短縮するなどの工夫をしている。

品質十分性

(多様な主体と連携した医師の育成・確保)

平成21年度から、地域医療に従事する医師の育成と地域への定着を図るため、県、市町、三重大学、医療機関等との協働による「ポジティブ・スパイラル・プロジェクト」を立ち上げた。

プロジェクトは、①都市部の病院から地域病院に医師を短期間派遣する地域医療支援システム、②「三重県地域医療研修センター」を紀南病院へ設置し、研修医等に対する実践的な地域医療研修を提供するシステム、③市町村振興基金を活用して三重大学医学部「医学・看護学教育センター」の体制を強化し、地域医療に関する専門的・実践的な教育を行うことによる医師育成体制の充実、の3本柱からなる。

行政活動充実度

(2) 看護職員確保・離職防止充実事業

○平成 17 年度に策定した「三重県看護職員需給見通し」は、看護職員配置基準の見直し等により需要の実態と乖離が生じている。21 年度から計画の見直しを予定している。

○看護職員の子育てを理由とした離職が多いことから、病院内保育所の設置促進について引き続き取り組む必要がある。

●看護大学生修学資金貸付の利用者が計画数に達していない。今後、周知方法の見直しや貸付条件の緩和について検討する必要がある。

(看護職員需給見通し)

平成 18 年末における三重県の看護職員数は 16,755 人で、人口 10 万人あたり 894.6 人となっており全国平均 934.6 人を下回っている。一方、国の通達に基づき 17 年度に策定した「三重県看護職員需給見通し」によると、22 年には 157 人の不足が見込まれるが、これは入院患者 15 人に対し看護職員 1 人の配置基準により算出されたものである。

18 年 4 月の看護職員配置基準の見直しを受け看護職員の需要が一層高まっており、需給見通しが実態に合わなくなっているため、21 年度から計画の見直しを行う予定である。

県内看護職員の需給見通し

(単位：人)

		H18	H19	H20	H21	H22
需要数	A	17,217	17,299	17,350	17,415	17,474
供給数	B	16,369	16,607	16,840	17,069	17,317
過不足	B-A	△848	△692	△510	△346	△157

※暦年

品質十分性

(病院内保育所の新設に対する支援)

看護職員等の離職防止及び再就職を促進することを目的に、病院内保育施設の運営を支援するため人件費の一部に対する補助を国とともにやっている。これに加え、病院内保育所の新設促進を図るため、平成 18 年度から国の補助対象とならない初年度運営費について補助している。20 年度は 1 病院の新設を支援したが、依然として看護職員の子育てを理由とした離職が多い。

県内病院内保育所の設置状況(21 年 4 月末現在) (単位：か所)

	H17	H18	H19	H20	H21
病院内保育施設数	24	30	35	41	42

※21 年 4 月末現在の病院数は 106 か所

品質十分性

(看護大学生修学資金貸付事業)

県内における新卒看護職員の確保を図るため、平成 18 年度から県内看護系大学の在学学生(県外出身者)を対象に修学資金の貸付を実施している。

計画では、20 人の利用者としていたが、20 年度の実績は 12 人であった。他県でも同様の取組を行っていることから、パンフレットや周知方法の見直しを行うとともに、県内出身者を対象に修学資金の貸付を行うなど貸付条件の緩和について検討する必要がある。

県内看護系大学卒業生の県内就業状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
卒業生の人数	188	181	186	184	173	193
卒業生の県内就業率(%)	31.9	41.4	39.2	39.7	39.3	42.0

※暦年

品質十分性

(3) 医療機関機能分化推進事業

○かかりつけ医での受診や救急車の適正利用について一層普及啓発を行い、軽症患者の二次救急医療機関^{注3}での受診や救急車の利用が減少するよう努める必要がある。

●医療資源の有効活用を図り地域における適切な医療サービスの提供を可能とするため、各地域における医療機関の機能分化の検討について一層取り組む必要がある。

(かかりつけ医での受診や救急車の適正利用についての普及啓発)

かかりつけ医を持つことや救急車の適正利用について、ちらしやポスター等で県民に周知しているが、日常的に相談できるかかりつけ医を持つ人の割合は全体の約3割であり、また、軽症患者の救急車による搬送が全体の5割を超えており、未だ十分な状況ではない。

県民のかかりつけの医療機関の有無

(単位：％)

	H9	H14	H18
病気になるといつも相談するかかりつけの医師がいる	36.2	37.4	35.6
この病気ならこの先生という意味で、かかりつけの医師がいる	21.2	23.4	22.0
かかりつけ医療機関はあるが、診てもらふ医師は決まっていない	16.0	14.4	12.5
かかりつけ医師・医療機関はない	29.6	24.7	29.9

※資料：「平成18年三重県民医療意識調査」

※医療機関は、病院、診療所、歯科診療所を対象としている。

平成19年消防本部の救急車による搬送人員

(単位：人、()内％)

	急病	交通事故	一般負傷	その他	合計
死亡	1,270	83	105	151	1,609
重症	4,248	563	1,026	1,936	7,773
中等症	13,307	1,471	1,991	3,981	20,750
軽症	24,398(56.4)	8,057(79.1)	5,954(65.6)	2,328(27.7)	40,737(57.4)
その他	17	14	3	12	46
計	43,240	10,188	9,079	8,408	70,915

※軽症とは、入院加療を要しないもの。その他は、医師の診断がないものや傷病程度が判明しないもの等をいう。

経済性・効率性・有効性

(医療機関の機能分化に関する検討会)

地域における医療従事者や医療施設等の医療資源を効率的に活用するため、症状や時期にあわせた適切な医療サービスが提供できるよう、県、市町や病院等の関係機関が集まり、平成19年度から県内全域を対象に脳卒中に係る検討会を開催し、地域連携クリティカルパス^{注4}の運用が始まった。

20年度に県内4地区での検討会の開催を予定していたが、上記の脳卒中に係る検討会と東紀州地域における糖尿病に係る検討会の2地区の開催にとどまった。今後、他の地域や疾病においても取組を進める必要がある。

品質十分性

注)3 二次救急医療機関

入院治療を必要とする重症救急患者に対応する地域の中核病院

注)4 地域連携クリティカルパス

地域の関係医療機関が互いに連携し、患者の病状や治療に関する情報を共有することで、医療機関が代わっても患者が安心して治療を受けることができるための取組

(4) 救急医療体制再整備・医療情報提供充実事業

○救急時の受入可能医療機関等の情報提供については、広報等によりインターネット未利用者へ十分周知を図るとともに、「医療ネットみえ」の利用促進に向け一層取り組む必要がある。

(医療情報の提供)

県民に向けて、イベントや広報等によりホームページ「医療ネットみえ」の周知を図り、医療機関情報(平成21年2月末現在の参加医療機関数2,321)や救急時の受入可能医療機関情報(21年3月末現在の参加医療機関数447)等の提供を行っている。その結果、18年度のアクセス数168,360件から20年度は240,238件と約1.4倍に増えている。

なお、18年度に実施した「三重県民医療意識調査」では、医療機関を選ぶにあたり「インターネットを参考にしている」と答えた人は4.1%と低く、「『医療ネットみえ』を利用している」と答えた人は、1.5%となっている。

医療機関を選ぶときに参考にしている情報(複数回答)

(単位：%)

	利用割合
家族、友人、知人からの情報(評判等)	69.8
広告(新聞、雑誌、テレビ、電話帳、看板等)	5.1
刊行物(新聞、雑誌、単行本)や番組(テレビ、ラジオ)	4.3
インターネット	4.1
保健所等の行政機関や医師会の情報	1.3
その他	5.2
特になし、近所だから	33.6

※資料：「平成18年三重県民医療意識調査」

経済性・効率性・有効性

(5) 総合的がん対策推進事業

◎平成 20 年 1 月に三重県がん相談支援センターを設置し、医療機関以外の公的な機関としてがん患者や家族等からの相談を受けるとともに、さまざまな情報提供等を行っている。

●がん検診受診率が全国と比較し低いので、今後、市町や医療機関等と連携を密にして、県民にがん検診の重要性に関する普及啓発を一層進める必要がある。

●医療施設が実施する院内がん登録の整備は進んでいるものの、県が主体となり実施する地域がん登録に着手していない。

(がん相談支援センター)

平成 20 年 1 月に三重県がん相談支援センターを県庁舎内に設置し、財団法人三重県健康管理事業センターに運営を委託した。がん患者やその家族から療養上の悩みに関する相談(20 年度の相談受付件数は 515 件)を受けるとともに、がんに関するさまざまな情報提供を行い、がん患者が安心して治療等を受けられる環境整備を進めている。県内のがん相談窓口は、当センター以外にも各がん診療連携拠点病院等にも設置されているが、医療機関以外の公的な機関に窓口を設け、患者にとって相談しやすい場を提供している。その意義は大きく、全国的にも先駆けた事例である。

行政活動充実度

(がん検診受診率の向上)

がん検診の実施主体は市町であるが、県は公開講座の開催等により検診の重要性に関する普及啓発を行っている。しかし、県内のがん検診受診率は、全国と比較し低い。

なお、平成 20 年 8 月に改定した「三重県がん対策戦略プラン」では、24 年度の目標をがん検診受診率 50%以上としている。

全国と三重県のがん検診受診率の比較 (単位：%)

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
全 国	11.8	21.6	18.8	18.8	14.2
三重県	10.8	18.6	19.4	14.3	13.4
全国順位	31 位	32 位	27 位	40 位	32 位

※資料：19 年度「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省)

経済性・効率性・有効性

(がん登録の推進)

がん登録は、がんの罹患等の状況を把握し分析する仕組で、がんの罹患率や生存率等、がん対策の企画・立案と評価に際しての基礎データを把握し提供するとともに、科学的知見に基づく適切ながん診療を提供するために必要なものである。がん登録には、医療施設が主体となり施設のがん診療の実態を把握するための「院内がん登録」、県が主体となり地域のがん罹患の把握をする「地域がん登録」や学会等が実施する「臓器別がん登録」がある。

県では、院内がん登録の普及を図るため、医療施設で登録業務に従事する職員の人件費の補助を行い、平成 20 年度は新たに 3 病院で院内がん登録が開始され、県内の登録医療機関数は 11 施設となった。

しかし、県が主体となり院内がん登録のデータ等をもとに、がんの罹患率、受療状況や生存率等の把握をする地域がん登録については着手されていない。(35 道府県 1 市で実施)

地域がん登録は、県として科学的根拠に基づく効果的ながん対策を進めるために必要であるので、がん診療連携拠点病院である三重大学医学部附属病院等と連携し取組を進める必要がある。

行政活動充実度

重点事業の現状

【参照】2009年版県政報告書74～75頁

重点事業名	くらし 10 不法投棄等の是正・防止対策の推進	(主担当部：環境森林部)
重点事業の目標	生活環境保全上の支障やそのおそれがある産業廃棄物の不適正処理事案について、住民の安全・安心を確保するために必要な措置を行うとともに、こうした不適正処理事案が発生しないよう監視体制を強化し、不法投棄等の未然防止をはかります。 また、県内企業の産業廃棄物や災害廃棄物を適正に処理するために必要となる管理型最終処分場の確保を推進します。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
不法投棄件数の削減率	目標値	—	現状値の 10%削減	現状値の 20%削減	現状値の 30%削減	現状値の 40%削減
	実績値	— [不法投棄 件数30件]	16.7% [25 件]	23.3% [23 件]	—	—

重点事業を構成する 事業（構成事業）	事業目標	2008 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) 不法投棄等の是正 事業	不適正処理事案に対する 対応件数	103,286	目標値	—	11 件	11 件	10 件 (11 件)	10 件
			実績値	9 件	11 件	11 件	—	—
(2) 不法投棄等未然防 止強化事業	監視・指導件数	1,077	目標値	—	3,200 件	3,200 件	3,200 件	3,200 件
			実績値	3,152 件	3,212 件	3,592 件	—	—
(3) 最終処分場確保事 業	新規処分場整備率	102,876	目標値	—	—	—	2% (20%)	29% (75%)
			実績値	—	—	—	—	—
合計		207,239	平均達成率		100%	100%	—	—

重点事業の概要

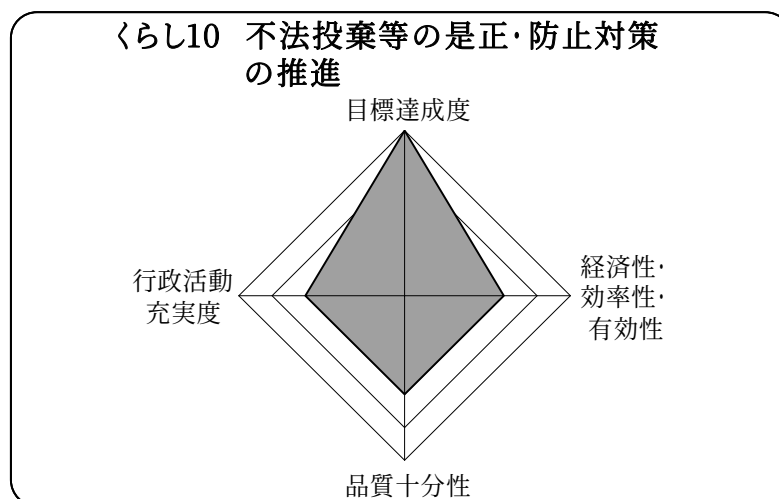
産業廃棄物の不適正処理事案について住民の安全・安心を確保するため、(1)の事業で行政代執行や水質調査等の必要な対応を行い、(2)の事業で不法投棄等の廃棄物の不適正処理を早期発見、早期是正するとともに未然防止を図るため監視の強化に取り組んでいる。また、(3)の事業で管理型最終処分場の整備を支援し、廃棄物の適正な処理の確保を図っている。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標	1 目標達成度 (10 点)	◎重点事業の数値目標「不法投棄件数の削減率」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。 ◎重点事業を構成する事業の事業目標を設定している 2 項目については、目標を達成している。	(5) 10
	2 経済性・効率性・有効性 (5 点)	○産業廃棄物監視・指導支援システムが運用開始され、監視記録をデータベース化し、本庁・各地域機関の情報共有化が図られたことにより、重点的、効果的な監視・指導が実施できた。(2)	3
	3 品質十分性 (5 点)	○産業廃棄物不適正処理事案について、継続的なモニタリング調査や原因者に対する是正指導を実施し、原因者が措置を講じないものについては、行政代執行により支障等の除去に取り組んでいる。こうした取組状況等については、周辺地域住民に随時説明を行い情報提供に努めている。(1)	3
	4 行政活動充実度 (5 点)	○多様な主体との連携により、不法投棄等の情報提供による早期発見に努めている。(2)	3
評点合計 (満点 25)			19

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。
※評価結果欄の()付き数字は、関係する構成事業の番号です。

◎プラス評価 ●マイナス評価

○意見

1 不法投棄事案等の是正と未然防止

住民の安全・安心の確保のため、産業廃棄物不適正処理事案についてその是正に取り組むとともに、関係機関と連携し、より一層監視・指導の強化を図り、新たな不法投棄の未然防止に取り組まれない。

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

◎重点事業の数値目標「不法投棄件数の削減率」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。

目標値は平成 18 年度の実績値である 30 件を 100 とした削減率であり、20 年度の実績値は 23.3%で、目標値 20%を上回り、かつ 19 年度の実績値 16.7%を 6.6 ポイント上回っている。

(参考)

20 年度実績値(不法投棄件数 23 件) $\{(30-23)/30\}$ 件 $\times 100$ 23.3%

19 年度実績値(不法投棄件数 25 件) $\{(30-25)/30\}$ 件 $\times 100$ 16.7%

目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

◎重点事業を構成する事業の事業目標を設定している 2 項目については、目標を達成している。

重点事業を構成する事業目標を設定した 2 項目について、目標を達成している。

なお、(3)最終処分場確保事業については、新規処分場整備率を目標に設定しているが、平成 20 年度は関係法令の手続き等を行っており、工事に着手していないので数値目標を定めていない。

目標達成度

Ⅲ 業務内容にかかる監査結果

(1) 不法投棄等の是正事業

○産業廃棄物不適正処理事案について、継続的なモニタリング調査や原因者に対する是正指導を実施し、原因者が措置を講じないものについては、行政代執行により支障等の除去に取り組んでいる。こうした取組状況等については、周辺地域住民に随時説明を行い情報提供に努めている。

(住民の安全・安心の確保)

過去の産業廃棄物不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障等が懸念された 11 事案において、生活環境保全上の支障等が確認されたものについては、原因者等に対し支障等の除去を講じるよう措置命令を発しその是正等に取り組んでいる事案と、水質調査等を継続している事案がある。

措置命令を発したにもかかわらず、原因者の資力不足等により措置を講じない場合は行政代執行により支障等の除去を行っており、平成 20 年度は汚染修復地の水処理施設運転管理業務や周辺環境対策工事等を実施し、これらに要した経費が構成事業費の大部分を占めている。

こうした事案についての取組状況や結果について、周辺地域住民に対して随時説明を行い、情報提供に努めている。

11 の是正事案のうち、水質調査を継続してきた 1 事案について、数値に異常が認められなかったことから住民への説明会を実施して同意を得た上でモニタリング調査を終了している。

品質十分性

(2) 不法投棄等未然防止強化事業

○産業廃棄物監視・指導支援システムが運用開始され、監視記録をデータベース化し、本庁・各地域機関の情報共有化が図られたことにより、重点的、効果的な監視・指導が実施できた。

○多様な主体との連携により、不法投棄等の情報提供による早期発見に努めている。

(効果的な監視・指導)

監視指導情報をデータベース化した産業廃棄物監視・指導支援システムを運用開始したことから本庁・各地域機関で情報共有が進み、過去の監視・指導の経緯等の確認や重点的、効果的な監視・指導が実施可能となった。

平成21年度には市町への情報提供も予定している。

監視指導状況の年度推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
監視指導件数	2,858	2,667	2,871	3,152	3,212	3,592
行政指導件数	1,103	999	1,015	1,581	1,556	1,434

経済性・効率性・有効性

(多様な主体との連携)

廃棄物の不法投棄等の未然防止や初期段階での機動的な対応を迅速、的確に推進するため、市町との協定により市町職員を立入検査員に任命し、産業廃棄物に対する立入検査権限を与え、体制の充実を図っている。

また、「廃棄物ダイヤル110番」による通報や森林組合との協定締結により、外部からの不法投棄等の情報提供による早期発見に努めている。

- ・市町との協定締結状況 28/29 市町
- ・森林組合との協定締結状況 10/11 組合

新たに確認された不法投棄等事案

(単位：件)

	H16	H17	H18	H19	H20
確認事案数(数量t)	63(2,884)	28(857)	30(532)	25(559)	23(254)
年度内撤去済(数量t)	40(2,595)	18(758)	23(236)	16(430)	8(185)
年度内未撤去(数量t)	23(289)	10(99)	7(296)	9(129)	15(69)

行政活動充実度

(3) 最終処分場確保事業

(事業概要)

既存の最終処分場の埋立終了が平成23年度と予想され、管理型最終処分場を整備する必要があることから、(財)三重県環境保全事業団が行う用地確保のため地権者に支払う借地料に対し、無利子貸付を行っている。

また、20年度には同事業団から廃棄物処理法に基づく新小山最終処分場の施設設置許可申請が提出されたため、審査を行い21年1月27日付けて許可を行っている。

同事業団としては国の「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業費補助金」を活用することとしているが、この補助金は県の補助を前提としているため、21年度から県単補助である「公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金」により財政支援を行っていくこととしている。

重点事業の現状

【参照】2009年版県政報告書87～89頁

重点事業名	絆3 みんなで進める三重の景観づくり	(主担当部：県土整備部)
重点事業の目標	「三重県景観計画」に基づく新しい届出制度の周知をはかり、円滑な運用に取り組むなど、「三重県景観計画」の着実な推進をはかることで、市町における景観計画の策定支援や景観施策の展開について、先導的な役割を果たしていきます。 さらに、御遷宮や熊野古道世界遺産登録10周年(2014年)を迎える伊勢志摩地域や東紀州地域を重点地域として選定し、まちづくりを進める地域の団体や市町と連携し、美しい景観の保全や地域の景観を損ねている要因の排除を進めます。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
重点地域において、市町、県が制定した景観や屋外広告物に関する条例等の件数(累計)	目標値	—	17件	18件	18件	20件
	実績値	16件	17件	18件	—	—

重点事業を構成する 事業（構成事業）	事業目標	2008 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) みえの景観計画推 進事業	「三重県景観計画」に関す る解説書等の作成と色彩指 導者の育成(累計)	4,747	目標値	—	2 件	4 件	5 件	6 件
			実績値	—	2 件	4 件	—	—
(2) 屋外広告物景観形 成事業	屋外広告物沿道景観地区 指定数(累計)	3,527	目標値	—	4 か所	5 か所	5 か所	6 か所
			実績値	4 か所	4 か所	5 か所	—	—
(3) 無電柱化推進事業	電線共同溝整備進捗率	55,160	目標値	—	2%	16%	36%	56%
			実績値	—	106%	103%	—	—
(4) アクセス道路景観 整備事業	景観に配慮した着色舗装 の整備率	113,110	目標値	—	33.3%	55.6%	77.8%	100%
			実績値	—	0.0%	29%	—	—
(5) 日本風景街道景観 形成事業	景観に配慮した防護柵の 整備率	66,110	目標値	—	92.0%	100%	—	—
			実績値	—	0.0%	100%	—	—
合計		242,654	平均達成率	—	51%	74%	—	—

重点事業の概要

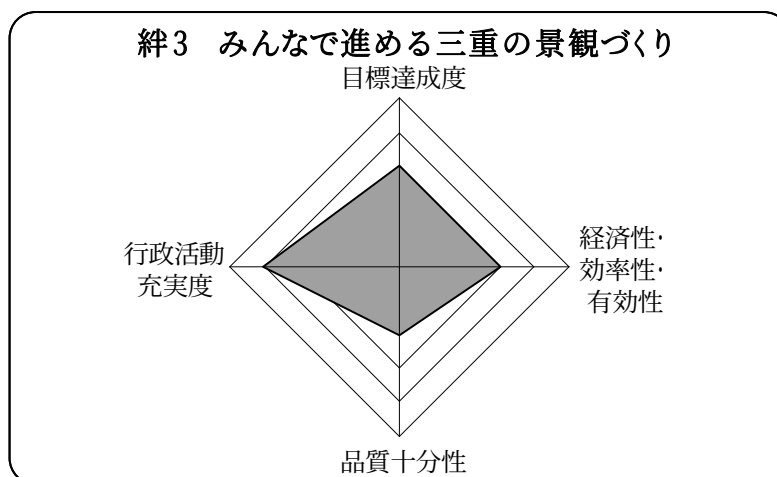
三重県景観計画の着実な推進のため、(1)の事業で景観計画の解説書の作成や色彩指導者の育成を図り、さらに、御遷宮や熊野古道世界遺産登録10周年を迎える伊勢志摩・東紀州地域において美しい景観の保全や地域の景観を損ねる要因の排除のため、(2)から(5)の事業を進めている。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標 業務内容	1 目標達成度 (10点)	◎重点事業の数値目標「重点地域において、市町、県が制定した景観や屋外広告物に関する条例等の件数」の実績は目標を達成している。 ●重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は74%で、達成率が低い。	(3) 6
	2 経済性・効率性・有効性 (5点)	○地域の多様な主体や市町と連携して行う「日本風景街道」の取組を推進するため、道路施設の修景化等を進めている。(5)	3
	3 品質十分性 (5点)	○推奨モデル広告物を作成・公表することにより良好な景観への誘導に取り組むとともに、屋外広告物沿道景観地区の周知・啓発を進めていく。(2) ●地域にふさわしい道路施設の修景化事業等を計画していたが、着手されなかった取組や当初計画を大きく変更した取組があった。(5)	2
	4 行政活動充実度 (5点)	○「三重県景観計画」の推進を図るため、解説書やガイドラインの作成・配布のほか、職員の育成等の方策を実施している。(1) ◎屋外広告物沿道景観地区を指定し、それぞれ独自に大きさや色彩基準を定めるなど、掲出される屋外広告物の統一性やデザインにまで言及し、特色ある規制を行っている。(2)	4
評点合計 (満点25)			15

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する構成事業の番号です。

○意見

1 計画的な事業の進捗

県管理道路の景観整備については、計画見直しにより構成事業の目標達成率が低いものがあるので、今後、事業の進捗管理について配慮し、計画的な整備を行われたい。

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

○重点事業の数値目標「重点地域において、市町、県が制定した景観や屋外広告物に関する条例等の件数」の実績は目標を達成している。

平成20年度の実績値は18件で、目標値18件を達成している。

重点地域(伊勢志摩・東紀州)における市町、県が制定した景観や屋外広告物に関する条例等の名称とその制定年度は、以下のとおりである。

名称・年度一覧

	景観条例	景観計画	屋外広告物沿道 景観地区	累計
H1	伊勢市まちなみ保全条例			1
H2			伊勢志摩	2
H5	紀和町丸山千枚田条例			3
H8		県景観形成指針		4
H11			奥伊勢	5
H12		伊勢市景観マスタープラン	紀北、紀南	8
H13	二見町景観・文化条例			9
H14	熊野参詣道伊勢路景観保護条例 (大内山村、紀伊長島町、海山町、 尾鷲市、熊野市、御浜町、紀和町)			16
H19		県景観計画		17
H20			伊勢志摩B	18
合 計	10	3	5	

※なお、屋外広告物条例を制定している市町はなく、県条例は昭和35年10月に制定。

目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

●重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は74%で、達成率が低い。

重点事業を構成する事業の事業目標5項目のうち、3項目で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

(3) 電線共同溝整備進捗率：目標16%、実績10.3%(達成率64%)

(4) 景観に配慮した着色舗装の整備率：目標55.6%、実績2.9%(達成率5%)

(単位:km)

	H19	H20	H21	H22
単年度目標延長	1.5	1.0	1.0	1.0
着色舗装延長	0	0.13		

※実績 $0.13 \div (1.5 + 1.0 + 1.0 + 1.0) \times 100$ 2.9%

達成率 $0.13 \div (1.5 + 1.0) \times 100$ 5%

目標達成度

Ⅲ 業務内容にかかる監査結果

(1) みえの景観計画推進事業

○「三重県景観計画^{注1)}」の推進を図るため、解説書やガイドラインの作成・配布のほか、職員の育成等の方策を実施している。

(三重県景観計画の推進)

三重県景観づくり条例の公布（一部施行）を受けて、平成19年12月4日に「三重県景観計画」（以下、景観計画）が告示され、20年4月1日、条例（全部施行）と同日に発効した。

条例の全部施行と同時に景観計画に基づく行為の制限に関する届出制度も運用を開始しており、その基準解説書を事業者、設計者、施工者等に配布し周知するとともに、円滑な運用に努めている。また、20年4月に「三重県景観色彩ガイドライン」を作成し、景観計画に定めた景観形成基準における建築物等の色彩基準について解説し、事業者等に配布することにより、景観計画の推進を図っている。なお、色彩に関する有効な助言ができる職員の育成にも取り組み、民間の認定機関による色彩指導者研修を受講させている。

これら景観計画の普及啓発や景観行政の推進については、条例に基づいて設置した「三重県景観審議会」に専門的意見を求めながら進めているところであるが、さらに、景観行政団体^{注2)}や景観行政団体への移行に向けた取組等を行っている市町と連携を深めるため「景観行政団体等連携担当者会議」を、全市町との情報共有のため「市町景観形成連絡会議」を開催している。また県庁内においても庁内連絡会議を持ち、情報共有を図っている。

＊届出の対象となる行為

- ①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- ④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

行政活動充実度

注1) 三重県景観計画

景観行政団体^{注2)}である三重県が景観行政を進めるために定める基本的な計画。景観法に基づいて景観計画区域における良好な景観づくりに関する方針を定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築等の制限(景観形成基準による誘導)を行う。

注2) 景観行政団体

景観行政を担う主体のことで、都道府県、政令市、中核都市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は知事との協議と同意によりなることができる。

三重県内では、県のほか、伊賀市・四日市市・松阪市・伊勢市・鈴鹿市が景観行政団体となっている。

(2) 屋外広告物景観形成事業

◎屋外広告物沿道景観地区^{注3}を指定し、それぞれ独自に大きさや色彩基準を定めるなど、掲出される屋外広告物の統一性やデザインにまで言及し、特色ある規制を行っている。
 ○推奨モデル広告物を作成・公表することにより良好な景観への誘導に取り組むとともに、屋外広告物沿道景観地区の周知・啓発を進めていく。

(屋外広告物沿道景観地区の指定)

現在、屋外広告物沿道景観地区(以下、沿道景観地区)は、平成20年度に指定された「伊勢志摩沿道景観B地区」を含め県内に6か所(伊勢志摩・東紀州地域では5か所)があるが、それぞれ独自に大きさや色彩基準を定めるなど、掲出される屋外広告物の統一性やデザインに言及し、地域の特性に即した指定を行っているものである。さらに、新たに国道311号沿道の地区指定についても地域の特性を生かした基準の検討を行っており、22年度の指定をめざしている。

＊「伊勢志摩沿道景観B地区」の概要

県道鳥羽松阪線の度会橋から外宮北交差点まで及び県道伊勢磯部線外宮北交差点から浦田橋まで

①基本構想

伊勢志摩の地域特性を生かした広告景観の形成のため、形状・色彩等の規制・指導を行う。

②基本的事項

- ・屋外広告物は景勝地の雰囲気을 阻害しないものとする。
- ・可能な限り広告物間の距離を取り、周辺の広告物とのバランスをとる。
- ・色彩・デザインは、地域性を尊重したものとする。 等

③広告物掲出基準(区域は道路に面した敷地)

- ・景観風致維持基準・・無彩色又は5色以内とする。写真は広告面の1/2以内とする。
 蛍光色は避け、ネオンやLEDは禁止する。
- ・景観形成指導基準・・ベースカラーは歴史的町並み景観をイメージしたもの(茶色等)とし、野立広告物には周辺につつじ・さつき等の地域性の高い低花木を植栽する。

行政活動充実度

(景観形成に係る誘導と規制)

沿道景観地区における良好な景観の形成のため、景観風致維持基準のほか、さらに地域特性を生かした推奨モデル広告物を作成し、これを公表して屋外広告物の色彩やデザインの誘導を図っている。

さらに、今後、沿道景観地区の周知・啓発を進めることにより、広告業者や広告主の景観形成に対する意識の醸成を図るとともに、地域住民の協力を喚起して、現場における色彩・デザインの規制・誘導を推進していく。

品質十分性

注)3 屋外広告物沿道景観地区

良好な沿道景観の形成及び風致の維持のため、指定された道路の区間やその両側の地帯をいう。通常の広告物掲出基準よりも厳格な景観風致維持基準と、地域性を重視した景観形成指導基準をもって規制・誘導を行っている。

(3) 無電柱化推進事業

(事業概要)

伊勢市駅前から山田上口駅付近の尼辻交差点までの県道鳥羽松阪線において、歩道の地下に電力線・通信ケーブル等を埋設することにより無電柱化を進め、景観の向上や都市防災機能の強化を図る。

また、ガス管等地中埋設物の移設を平成21年7月までに完了し、電線共同溝の本工事に着手する。

(4) アクセス道路景観整備事業

○伊勢神宮にアクセスする県道伊勢磯部線において、周囲の景観と調和した修景化事業を、計画内容を検討しつつ進めている。

(計画の策定)

伊勢自動車道伊勢西インターチェンジ出口から伊勢神宮(内宮・外宮)にアクセスする県道伊勢磯部線(御木本道路)において、歩道舗装やガードレール等の道路施設の色彩・デザインを景観に配慮したものに更新することにより修景化を進めている。なお、事業を進める中で、整備の順序を見直し、歩道の着色舗装を防護柵や道路照明灯の整備の後に進めている。

＊事業の概要

- a 御木本道路の歩道舗装の色彩について周囲の景観と調和する茶色にする。
- b ガードパイプと道路中央部の網柵について、周囲の景観と調和した茶色のものにする。
また、ガードパイプについては擬宝珠^{ぎぼし}を施し、特に内宮・外宮前の擬宝珠は金色とする。
平成20年度までに予定延長の3.1kmの設置を完了した。
- c 歩道の縁石や舗装の目地からの草の発生を防ぐためのコーキングを施工し、良好な景観を維持する。歩道の舗装とともに進めるため、平成20年度まで着手はない。
- d 道路照明灯について、景観に調和した直柱のものにし茶色に統一する。なお、設置基数は34基であったが、平成20年度までに45基設置して工事を完了した。

行政活動充実度

(5) 日本風景街道^{注4}景観形成事業

○地域の多様な主体や市町と連携して行う「日本風景街道」の取組を推進するため、道路施設の修景化等を進めている。
 ●地域にふさわしい道路施設の修景化事業等を計画していたが、着手されなかった取組や当初計画を大きく変更した取組があった。

(日本風景街道景観形成事業の推進)

日本風景街道「伊勢熊野みち」は、熊野古道「伊勢路」を軸として大紀町から紀宝町にいたる三重県南部地域一帯の国道42号・311号やまちなかの道を対象ルートとしている。全国の日本風景街道では、多様な主体による協議会を設立して活動計画の策定やその実施に取組んでおり、「伊勢熊野みち」においても、三重県ほか多様な主体による「日本風景街道『伊勢熊野みち』推進協議会」を設立し、同協議会が中心となって活動を進めている。

県では、この日本風景街道の取組を推進するため、重点事業において日本風景街道景観形成事業を計画し、道路施設の修景化や道路舗装の修景整備等、県管理道路における修景化の必要な箇所の整備を進めている。

経済性・効率性・有効性

(事業の展開)

構成事業である日本風景街道景観形成事業には3事業あるが、事業の未実施や計画内容の大きな変更があった。

風景の撮影スポットである「とるば^{注5}」に誘導する案内標識の設置に係る事業については、県として案内標識を6か所整備する計画であったが、国から標識の統一仕様が示されなかったことから、着手されなかった。

また、「景観に配慮した防護柵の設置」や「歩道・路肩の修景化」に係る事業については、事業の内容を随時検討し遺漏のないよう取り組んだ結果であるものの、当初計画していた歩道舗装の取りやめや面積の縮小、防護柵の設置延長の変更が生じている。

事業計画と実績

(単位:km、m²)

	防護柵の設置延長		歩道・路肩の修景化面積		備考
	計画	実績	計画	実績	
中井浦九鬼線	2.3	1.3	1,900	1,700	事業区間の見直し
小船紀宝線	0.2	0.7	1,000	0	修景化計画の見直し
合 計	2.5	2.0	2,900	1,700	

品質十分性

注)4 日本風景街道

アメリカのシーニック・バイウェイ(地域振興を目的とした道路整備の取組)をモデルとした、地域が主体となり道路を舞台にして地域資源を生かし多様で美しい風景の形成をめざす運動で、平成18年度に国土交通省により全国72か所のモデルルートが登録された(21年4月現在106ルートが登録)。

注)5 とるば

美しい景色を撮影できるフォトスポットと安全に駐車できる駐車場がセットになった場所のことで、国土交通省が推進している。平成21年5月現在、尾鷲管内に2か所、熊野管内に5か所ある。

重点事業の現状

【参照】2009年版県政報告書90～91頁

重点事業名	絆4 交流・連携を広げる幹線道路網の整備	(主担当部：県土整備部)
重点事業の目標	御遷宮を契機に訪れる方がさまざまな三重の文化にふれあえるよう高速道路や直轄国道、さらにこれらにアクセスする県管理道路等を道路ネットワークとして整備することにより、道路利用者の利便性が向上し、京都から伊勢までが約2時間に短縮されるなど、産業活動や地域資源を生かした文化・観光面での交流・連携がさらに広がり、三重のすばらしさの発信につながります。 また、「新たな命の道」である紀勢自動車道等の整備により東紀州地域の安全・安心の確保にもつながります。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
御遷宮に向けた幹線道路の新規供用延長(累計)	目標値	—	9.7km	27.9km	31.0km	32.1km
	実績値	—	11.7km	24.7km	—	—

重点事業を構成する事業(構成事業)	事業目標	2008決算額(千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) 高速道路に関連する用地取得対策事業	御遷宮に向けた県内の高速道路等の新規供用延長(累計)	6,476,874	目標値	—	5.0km	18.8km	18.8km	18.8km
(2) 高速道路に関連する施設整備事業			実績値	—	8.3km	18.8km	—	—
(3) 高速道路網に関連する直轄道路事業								
(4) 直轄道路事業	御遷宮に向けた直轄国道の新規供用延長(累計)	4,592,087	目標値	—	2.8km	5.4km	6.4km	7.3km
			実績値	—	2.8km	2.8km	—	—
(5) 県管理道路事業	御遷宮に向けた県管理道路の新規供用延長(累計)	2,877,365	目標値	—	1.5km	2.0km	2.0km	2.0km
			実績値	—	0.6km	1.6km	—	—
(6) 基幹農道事業	御遷宮に向けた基幹農道の新規供用延長(累計)	786,750	目標値	—	0.4km	1.7km	3.8km	4.0km
			実績値	—	0km	1.5km	—	—
合計		14,733,076	平均達成率		60%	87%	—	—

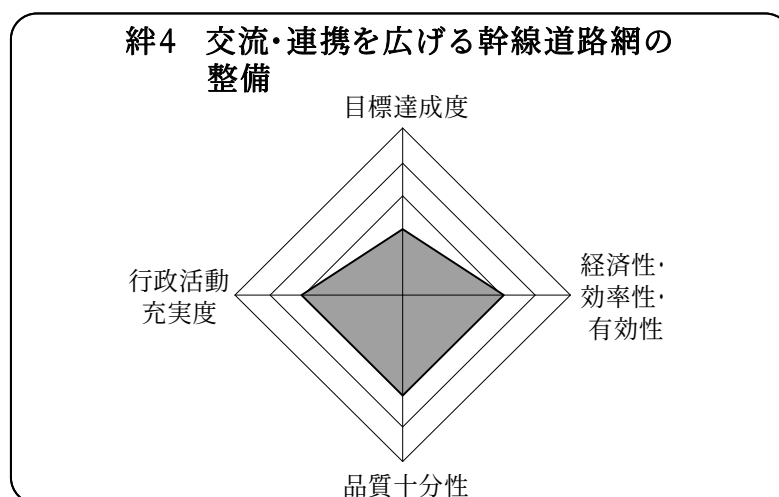
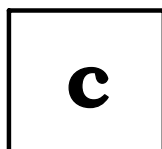
重点事業の概要

御遷宮を機に、道路利用者の利便性の向上や文化・観光面での交流・連携の拡大を図り、また「新たな命の道」の整備によって安全・安心を確保するため、(1)から(3)の事業で高速道路網の整備を行い、さらに、(4)の事業により直轄道路整備の支援と、(5)(6)の事業では県管理道路・基幹農道の整備を行うことにより、道路ネットワークの整備を進めている。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標	1 目標達成度 (10 点)	○重点事業の数値目標「御遷宮に向けた幹線道路の新規供用延長(累計)」の実績は目標を下回っている。 ●重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は 87%で、おおむね達成している。しかし、同一の事業目標を設定している 3 つの構成事業については、それぞれの取組内容に沿った事業目標の設定が望ましい。	(2) 4
	2 経済性・効率性・有効性 (5 点)		3
業務内容	3 品質十分性 (5 点)	○重点事業に適合する事業として行っている高速道路へのアクセス線等 7 路線の県管理道路の整備については、御遷宮に向けて未供用区間の整備を計画的に進めている。(5)	3
	4 行政活動充実度 (5 点)	○本構成事業による基幹農道の整備においては、県土整備部と連携して、重点事業の目標との適合という観点で箇所を選定を行っている。(6)	3
評点合計 (満点 25)			13

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する構成事業の番号です。

○意見

1 道路整備事業の推進等

御遷宮に向け道路ネットワークの整備によって産業活動や地域資源を生かした文化・観光面での交流・連携を広げ、さらに安全・安心を確保するため、目標が未達成である箇所の事業を推進及び促進して早期供用を図られたい。

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

○重点事業の数値目標「御遷宮に向けた幹線道路の新規供用延長(累計)」の実績は目標を下回っている。

平成20年度末の実績値は24.7km(累計)で、目標値27.9kmを下回っている。

年度計画と実績

(単位:km)

		H19		H20		H21	H22	H20 未現在	
		計画	実績	計画	実績	計画	計画	計画	実績
高速道路網	新名神高速道路	0	3.3	3.3	-	-	-	3.3	3.3
	紀勢自動車道	-	-	10.5	10.5	-	-	10.5	10.5
	熊野尾鷲道路	5.0	5.0	-	-	-	-	5.0	5.0
直轄道路	北勢バイパス	-	-	2.6	0	-	0.9	2.6	0
	中勢バイパス	2.8	2.8	-	-	1.0	-	2.8	2.8
県管理道路	紀勢インター線	-	-	0.5	0.5	-	-	0.5	0.5
	三木里インター線	1.5	0.6	-	0.5	-	-	1.5	1.1
農道	広域	-	-	1.3	1.1	2.1	-	1.3	1.1
	ふるさと	-	-	-	-	-	0.2	0	0
	揮発油税財源身替	0.4	0	-	0.4	-	-	0.4	0.4
合 計		9.7	11.7	18.2	13.0	3.1	1.1	27.9	24.7

※ 「重点事業の数値目標の達成状況」は、各構成事業の延長距離の加算による達成率のため、88.5%となる。(24.7km÷27.9km 88.5%)

次の「構成事業の事業目標の達成状況」は、達成率の平均であるため、87%となる。

目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

●重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は87%で、おおむね達成している。しかし、同一の事業目標を設定している3つの構成事業については、それぞれの取組内容に沿った事業目標の設定が望ましい。

重点事業を構成する6事業の事業目標4項目(3事業が同一事業目標を設定している)のうち、1項目(3事業)で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

(4) 御遷宮に向けた直轄国道の新規供用延長：目標5.4km、実績2.8km(達成率52%)

(5) 御遷宮に向けた県管理道路の新規供用延長：目標2.0km、実績1.6km(達成率80%)

(6) 御遷宮に向けた基幹農道の新規供用延長：目標1.7km、実績1.5km(達成率88%)

なお、目標を達成している3つの構成事業は高速道路網に関連する事業で、「用地取得対策事業」「施設整備事業」「直轄道路事業」であるが、いずれも事業目標として「御遷宮に向けた県内の高速道路等の新規供用延長(累計)」を設定している。しかし、事業の進捗状況を正確に把握するため、構成事業それぞれにおいて取組内容に沿った事業目標の設定が望ましい。

目標達成度

Ⅲ 業務内容にかかる監査結果

(1) 高速道路に関連する用地取得対策事業

(事業概要)

新名神高速道路、紀勢自動車道、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路の整備に必要な用地の関係者に対して、国土交通省及び中日本高速道路株式会社と連携し、用地の提供について理解と協力が得られるよう調整を進めている。

なお、平成21年度に新名神高速道路と東海環状自動車道の用地調整を計画的に進めるため、高速道推進北勢プロジェクトグループの体制を強化し、人員を11人から25人に増員した。

(2) 高速道路に関連する施設整備事業

(事業概要)

新名神高速道路、紀勢自動車道、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路の整備の進捗により、関連して必要となる法河川^{注1}、砂防河川^{注2}における流入土石の浚渫や水路断面の拡大等の施工をした。

【施工箇所】 平成19年度 宮川水系三ヶ野川、同大内山川、二級河川赤羽川
二級河川湊川、二級河川里川、砂防河川1川
平成20年度 二級河川赤羽川、二級河川内頭川、砂防河川1川

(3) 高速道路網に関連する直轄道路事業

(事業概要)

重点事業で整備促進を図る4路線は、県交通網の広域的なネットワークを形成するものであり、県としてこの事業の計画的な促進のため負担金を支出している。

また、第二次戦略計画期間内に新規供用開始が予定された路線と延長は下表のとおりであり、平成20年度末までに予定どおり供用開始にいたった。

新規供用開始延長

(単位:km)

	新名神高速道路		紀勢自動車道		熊野尾鷲道路		合計(累計)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
H19	-	3.3	-	-	5.0	5.0	5.0	8.3
H20	3.3	-	10.5	10.5	-	-	18.8	18.8

※供用開始区間 新名神高速道路・・・滋賀県境～亀山ジャンクション
紀勢自動車道・・・大宮大台インター～紀勢大内山インター
熊野尾鷲道路・・・三木里インター～尾鷲南インター
東海環状自動車道・・・供用開始の予定なし

注)1 法河川

河川のうち河川法の適用対象となる河川をいい、一級河川と二級河川のこと

注)2 砂防河川

砂防指定地に指定された河川・溪流のこと

(4) 直轄道路事業**(事業概要)**

国土交通省において、県内の幹線道路網を形成する直轄国道である北勢バイパス、中勢バイパスの整備を進めているが、県としてこの事業促進のため負担金を支出している。

平成19年度には中勢バイパス2.8kmを供用開始したが、20年度には事業の進捗(供用開始)はなかった。

供用開始延長の計画と実績

(単位:km)

		H19	H20	H21	H22	合 計
北勢バイパス	計画	—	2.6	—	0.9	3.5
	実績	—	0			0
中勢バイパス	計画	2.8	—	1.0	—	3.8
	実績	2.8	—			2.8

(5) 県管理道路事業

○重点事業に適合する事業として行っている高速道路へのアクセス線等7路線の県管理道路の整備については、御遷宮に向けて未供用区間の整備を計画的に進めている。

(計画的な整備)

この構成事業によって整備される7路線は、伊勢道路のバイパスと紀勢自動車道・熊野尾鷲道路へのアクセス線6線で、いずれも平成25年度までの供用開始を目標としており、県内道路ネットワーク整備に重要な役割を果たす路線である。現在、未供用区間の事業進捗を図り、御遷宮に向けての整備を進めている。

本構成事業では、事業目標として、この7つの県管理道路の整備のうち第二次戦略計画の期間内に完了が予定されている紀勢インター線と三木里インター線の新規供用延長2.0km整備をとりあげている。

整備計画

(単位:km)

	計画延長	20年度末 供用済
第二伊勢道路	7.6	
紀勢インター線	0.5	0.5
紀伊長島インター線	1.05	
尾鷲北インター線	0.3	
三木里インター線	1.5	1.1
賀田港中山線(インター線)	0.5	
新鹿佐渡線(インター線)	0.65	

※紀勢インター線と三木里インター線以外は、第二次戦略計画の期間内に供用する箇所はない。

品質十分性

(6) 基幹農道事業

○本構成事業による基幹農道の整備においては、県土整備部と連携して、重点事業の目標との適合という観点で箇所の選定を行っている。

(重点事業目標との適合性)

本事業で行う広域農道等の整備について、道路ネットワークの整備を図るという重点事業の目標に沿った整備を進めるため、箇所の選定にあたって、県土整備部と連携し農道整備の本来の目的と重点事業の目的との適合という観点での選定作業を行っている。

- ・広域農道・広域農道「ビーフロード」のうち中南勢地区明和町有爾中～多気町四神田間の3.4km
- ・ふるさと農道緊急整備事業^{注3}・伊勢市松下地区の0.2km
- ・揮発油税財源身替農道整備事業^{注4}・広域農道「ビーフロード」のうち松阪多気地区松阪市佐伯中～多気町相可間の0.4km

同様に、今後の整備の促進についても、ネットワーク整備の観点から連携をとって行う必要がある。

整備状況		(単位:km)				
		H19	H20	H21	H22	合計
広域農道	計画	—	1.3	2.1	—	3.4
	実績	—	1.1			1.1
ふるさと農道	計画	—	—	—	0.2	0.2
	実績	—	—			0
揮発油税財源 身替農道	計画	0.4	—	—	—	0.4
	実績	0	0.4	—	—	0.4

行政活動充実度

注)3 ふるさと農道緊急整備事業

農業・農村の振興と定住環境の改善のため地域が緊急に対応しなければならない課題に応えて、早急に行う必要のある農道整備事業のこと。国庫補助事業の採択要件には満たないが、農産物輸送や農村地域の暮らしに大きな役割を果たす農道の整備を行う。

注)4 揮発油税財源身替農道整備事業

本来、揮発油(ガソリン)の取引には揮発油税が課税されるが、農林漁業用は免税することとなっている。しかし、実際の取引の場で農林漁業用の使用を確認できないため、農林漁業用に消費される量に係る揮発油税相当額を財源として、農村地域の基幹的農道の整備を行い、揮発油税の免税に替えている。なお、この道路をいわゆる農免道路という。

《評価 評点及び総合判定の考え方》

1 評価項目

評価項目は、重点事業全体の成果と指標の達成状況を評価するために必要な「① 目標達成度」と、各構成事業の実施状況や進め方など業務内容を評価するために必要な「② 経済性・効率性・有効性」「③ 品質十分性」「④ 行政活動充実度」の4項目としました。

評価項目		評価の着眼点
成果・指標 業務内容	① 目標達成度	・重点事業全体の数値目標は妥当であるか、実績は目標値を達成しているか。 ・構成事業の事業目標は妥当であるか、実績は目標値を達成しているか。
	② 経済性・効率性・有効性	・ヒト・モノ・カネ等の行政資源を経済的・効率的に活用しているか。 ・投入した行政資源は有効に活用されたか。
	③ 品質十分性	・ニーズに対応してサービス水準は向上しているか。 ・サービスを対象者に適正・公平に提供しているか。
	④ 行政活動充実度	・県を取り巻く環境の変化や課題に対応しているか。 ・総合行政や「新しい時代の公」の視点で仕事を進めているか。

2 各評価項目の評点の算出方法

各評価項目について、「4 評価基準」により評価します。
評価は、◎(プラス評価)、●(マイナス評価)、○(その他)に区分します。

各評価項目の評点は、最高5点(目標達成度は10点)、最低1点(目標達成度は2点)とし、◎を+1、●を-1、○を±0として、基準点「3」に加減し算出します。

なお、目標達成度は、目標値の妥当性を勘案したうえで、以下により区分・算出し、2倍したものを評点とします。

・重点事業全体の数値目標

目標達成率が100%以上◎、85%以上100%未満○、85%未満●

・構成事業の事業目標

構成事業毎の達成率(上限100%)の平均値が100%◎、85%以上100%未満○、85%未満●

【例】

評価区分	加減点	評点
◎◎	+2	5
◎	+1	4
◎◎●	+1	
○	0	3
◎●	0	
◎●●	-1	2
●	-1	
●●	-2	1

3 総合判定

4つの評価項目の評点合計(満点25)により、総合判定として、右記の4段階(a～d)で表します。

評点合計	総合判定	内 容
20～25	a	優れた取組がいくつかあり、成果が発揮されている。
15～19	b	取組の成果がおおむね発揮されている。
10～14	c	いくつかの取組において成果が十分とはいえず、改善の余地がある。
5～9	d	取組にさまざまな問題点が散見され、成果があまり見られない。

4 評価基準

評価項目	評価の着眼点	◎ (プラス評価: +1) の事例
		● (マイナス評価: -1) の事例
成果・指標	① 目標達成度	◎重点事業全体の数値目標(項目・目標値)は妥当であり、実績は目標値を達成している。 ◎すべての構成事業で、事業目標(項目・目標値)は妥当であり、実績は目標値を達成している。 ----- ●重点事業全体の数値目標(項目)が妥当でない。 ●重点事業全体の数値目標(項目・目標値)は妥当であるが、実績が目標値を下回っており、かつ前年度より低下している。 ●重点事業全体の数値目標(項目・目標値)は妥当であるが、実績が目標値を大きく下回っている。 ●構成事業の事業目標の平均達成率が低い。
	② 経済性・効率性・有効性	◎過去に比べて、実績(アウトプット)を大きく上げたり、コスト等(インプット)の削減を図ったりしている。 ◎過去に比べて、効果(アウトカム)が大きく出ている。 ◎新規事業の費用対効果が他団体に比べて優れている。 ----- ●過去に比べて、実績(アウトプット)を大きく下げていたり、コスト等(インプット)に見合う実績を上げていない。 ●過去に比べて、効果(アウトカム)が大きく下がっている。 ●新規事業の費用対効果が他団体に比べて劣っている。 ●構成事業の中に重点事業の目標に寄与していない事業がある。
業務内容	③ 品質十分性	◎利用者の利便性やサービス水準は過去に比べて大きく向上している。 ◎対象者や地域における公平なサービスの提供に向けて改善している。 ◎サービス内容の分かりやすい情報提供に向けて工夫している。 ----- ●利用者の利便性やサービス水準が低く、改善が進んでいない。 ●合理的な理由がないのに、対象者や地域でサービスの提供に偏りがある。 ●サービス内容の情報提供が不十分である。 ●正確性や合規性に欠けている事業がある。
	④ 行政活動充実度	◎環境変化に対応して、先進的に取り組んでいる。 ◎県政の課題解決に向けて、「みえの文化力指針」などにより発想を転換し事業を改善している。 ◎事業の展開に必要な部局等と積極的に連携している。 ◎「公」を担う多様な主体を意識し、県以外の主体が「公」の担い手として活動するための環境整備に積極的に取り組んでいる。 ----- ●環境変化にかかる課題を認識していなかったり、認識はしていても対応していない。 ●県政の課題解決に向けて、事業を見直す余地があるのに、従来どおり実施している事業がある。 ●当然予想されるリスク(危機)が認識されていない。認識はされていても何らの対策が講じられていない。 ●部局を越えて連携して取り組むべき課題があるのに、連携が不十分である。 ●他の主体が担うべき領域で、合理的な理由がないにもかかわらず、県が担っていたり、他の主体が活動するための環境整備を行っていない。

※プラス評価、マイナス評価は、上記のほか事例に準じて判定する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
